

官報

号外
平成二十七年七月八日

○第百八十九回 参議院会議録第三十一号

平成二十七年七月八日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第三十二号

平成二十七年七月八日

午前十時開議

第一 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、政策評価制度に関する決議案(松村祥史君外十六名発議(委員会審査省略要求))
一、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案(趣旨説明)
以下 議事日程のとおり

○議長(山崎正昭君) これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

松村祥史君外十六名発議に係る政策評価制度に関する決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。

よって、本決議案を議題といたします。

平成二十七年七月八日 参議院会議録第三十一号

まず、発議者の趣旨説明を求めます。松村祥史君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔松村祥史君登壇、拍手〕

○松村祥史君 たゞいま議題となりました自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、維新の党、日本共産党、日本を元気にする会・無所属会、次世代の党、生活の党と山本太郎となかまたち、無所属クラブ、社会民主党・護憲連合及び新党改革・無所属の会の各派並びに各派に属しない議員多数慶子君の共同提案に係る政策評価制度に関する決議案につきまして、発議者を代表して、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

政策評価制度に関する決議案

政府は、平成十三年の中央省庁等改革を機に、政策評価制度を全政府的に導入し、平成十四年からは、行政機関が行う政策の評価に関する法律、いわゆる政策評価法を施行するとともに、平成十七年には、同法に基づく施行後三年の見直しを行っている。

このような政策評価制度の歩みにあわせ、参議院改革の一環として創設された行政監視委員会及び本会議においては、平成十五年及び平成十七年に、それぞれ決議を行ったところである。

平成二十七年七月八日 参議院会議録第三十一号 議事日程追加の件 政策評価制度に関する決議案

本年は、平成十七年の政策評価法見直しから十年が経過するとともに、独立行政法人通則法の改正に伴い、政策評価と独立行政法人評価について、それぞれ独立した審議体制が充足したほか、地方創生推進の観点から、地方公共団体はPDCAサイクルの整備が求められている。

また、国際連合の評価グループなどが、本年を、評価と証拠に基づく政策形成を提唱する「国際評価年」として指定し、昨年十二月の国連総会でも、国単位での評価能力の向上についての決議が行われている。

このような状況を踏まえ、政府においては、国民目線に立つて、行政について不断の見直しを行うとともに、国民への説明責任を果たす観点から、今後とも、政策評価制度の実効性を高め、国民の行政への信頼向上を図るため、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一、政策評価の結果を政策に十分反映するためには、時宜に適した政策評価の実施と的確な政策効果の把握が重要であることに鑑み、事後評価においては、適切な目標設定と達成手段を事前に明示し、数値や明確な根拠に基づく評価を実施するとともに、事前評価においては、政策の効果と政策費用の的確な把握を徹底するよう、最大限努めること。なお、政策効果の把握のため、政策目標や測定指標に影響を与える様々な要因について、踏み込んだ分析をするよう十分配慮すること。

二、目標管理型の政策評価については、目標の適切な設定が評価の良否を左右することから、各府省は、適切な目標設定の下で意義ある評価が行われるよう、事前分析表の作成段階において設定される目標や測定指標の改善を図ること。なお、測定指標については、国民生活及び社会経済に及ぼす影響を客観的・定量的に示すことができるよう、更なる開発・設定に努めること。

三、PDCAサイクルを通じた行政運営の向上、説明責任の徹底の観点から、政策評価と行政事業レビューとの役割分担、有機的連携を一層強化することにより、メリハリのある分かり易い政策評価を推進するとともに、事務事業レベルまで含めた政策の体系化、一覧性の確保をさらに推進すること。

四、主要な評価方式である総合評価については、政策体系のより上位の政策等の評価に用いることが想定されており、制度改善など政策の大幅な見直しへの活用が期待されることから、評価手法の開発や外部シンクタンクの活用などの改善方策を検討し、一層の活用を図ること。

五、総務省が担う総合性・統一性確保評価については、府省横断的政策の評価という極めて重要な役割を果たしていることから、適切なテーマの選定、量の拡大、実施体制の強化、外部シンクタンクの活用などにより、その充実・強化を図ること。

六、総務省の客観性担保評価活動については、政策評価制度全体の質の向上に大きな役割を果たすことが期待されており、今後とも、政策評価法第十二条及び政策評価に関する基本方針の趣旨を十分勘案し、一段の見直し・改善に努めること。

七、地方創生推進諸施策の実施に当たっては、従来の関連諸施策の十分な検証が不可欠であることから、総務省は、政府内における第三者的な評価専門組織の立場から、地方公共団体における中心市街地活性化、地域再生、都市再生などの地域活性化策の実施状況、効果の発現状況、国の支援施策の活用状況等について、早期に調査・検証を行うこと。

八、政策評価推進機能を担う総務省においては、地方人口ビジョンや地方版総合戦略の策定等を行う地方公共団体がPDCAサイクル

を十分活用できるよう、国の関係部局及び地方公共団体への評価手法等の情報提供等の支援に努めること。

右決議する。
以上でございます。

政策評価制度について、更なる改善を行い、実効性を高めることにより、評価と証拠に基づく政策形成がなされるよう、本決議案を提出した次第であります。

何とぞ皆様の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。本決議案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十六
賛成 二百三十六
反対 ○

よって、本決議案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) ただいまの決議に対し、総務大臣から発言を求められました。総務大臣高市早苗君。

〔国務大臣高市早苗君登壇、拍手〕

○国務大臣(高市早苗君) 政策評価制度に関する決議に對しまして所信を申し述べさせていただきます。ただいまの御決議につきましては、その趣旨を

踏まえ、今後、本年四月に発足した政策評価審議会の委員等の知見も活用しながら、政策評価制度の実効性を高めるなど、国民の行政への信頼向上のために一層努力してまいります。(拍手)

○議長(山崎正昭君) この際、日程に追加して、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。厚生労働大臣塩崎恭久君。

〔国務大臣塩崎恭久君登壇、拍手〕

○国務大臣(塩崎恭久君) ただいま議題となりました労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

労働者派遣制度は、我が国の労働市場の中で、労働力の迅速かつ的確な需給調整を行うという重要な役割を果たしています。

一方で、業務単位で期間制限を設けている現在の制度は分かりにくいとの指摘もなされており、労使双方にとつて分かりやすい制度とするともに、派遣労働が雇用と使用の分離した形態であることに伴う弊害を防止する必要があります。

このため、派遣就業は臨時的かつ一時的なものであることを原則とするの考え方の下に新たな期間制限を設けることとするほか、労働者派遣事業の質の向上を図り、派遣労働者の正社員化を含むキャリア形成を支援する等の仕組みを設けることで、派遣労働者のより一層の雇用の安定、保護等を図ることとし、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の主な内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業の区別を廃止し、労働者派遣事業を全て許可制とすることとしております。

第二に、厚生労働大臣は、労働者派遣法の規定の運用に当たり、派遣就業は臨時的かつ一時的なものであることを原則とするの考え方を考慮しなければならぬものとするともに、業務単位の期間制限を廃止し、同一の派遣労働者に係る期間制限及び派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの期間制限の二つの期間制限を設けることとしております。

また、派遣元事業主は、同一の派遣労働者に係る期間制限の上限に達する見込みがある派遣労働者に対して、派遣先への直接雇用の依頼等の雇用の安定を図るための措置を講じなければならぬこととしております。

第三に、派遣元事業主は派遣労働者に対し、計画的な教育訓練等の実施や均衡待遇を確保するために考慮した内容についての説明をしなければならぬこととするともに、派遣先は、賃金の情報提供、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用に関して配慮しなければならぬこととしております。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、平成二十七年九月一日としております。以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。羽生田俊君。

〔羽生田俊君登壇、拍手〕

○羽生田俊君 自由民主党の羽生田俊です。

私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案について、安倍総理大臣並びに塩崎厚生労働大臣に質問いたします。

現在、我が国の労働人口のうち、役員以外の雇

用者は約五千二百万人です。そのうち非正規雇用者の数と割合は年々増加し、現在ではおよそ二千万人、全雇用者の三分の一以上となっております。その中で派遣労働者は百二十万人であり、平成二十年度の二百二十万人をピークに徐々に減つていきます。実態として、派遣以外の非正規雇用、つまり、パート、アルバイトなどの方が数としてははるかに多く、また増えているわけでありまして。

したがって、派遣労働のみを取り上げて正社員との関係について論じて、木を見て森を見ずというそりを免れません。むしろ、非正規雇用全体を考えたときに、正社員を中心としたいわゆる日本型の雇用慣行というものが変わつてきている、従来の正規、非正規という区分自体の持つ意味が変わつてきているというのが正しい現状認識ではないでしょうか。

こうした構造的な変化に対応して、労使双方の二一ズが満たされるよう、多様で柔軟な働き方、雇い方ができる雇用制度をつくつていかなければなりません。我が国の雇用制度は将来どうあるべきか、我が国の雇用制度の将来像について、総理の御見解をお伺いいたします。

次に、政府が派遣という働き方自体をどう捉えているのか、伺います。

今回の改正では、厚生労働大臣がこの法律を運用するに当たつて考慮する事項として、派遣就業は臨時的かつ一時的なものであることを原則とするという考え方が初めて明記されました。また、正社員と派遣労働者の数の動向等を踏まえ、労働者の能力の有効発揮と雇用安定に資する雇用慣行が損なわれるおそれがある場合、改正後の規定について速やかに検討を行うという見直し規定が附則に置かれています。

一方で、厚生労働省が派遣労働者を対象に行つた調査では、正社員として働きたいという人は四割、今のままの働き方でよいという人も四割と、両方の意見が拮抗しています。派遣で働きたいという声が相当数ある以上、派遣労働は柔軟な働き

方の一形態として将来にわたって認めるべきものと考えます。もちろん、同様に正社員になりたという人の希望も尊重する必要があります。

正社員になりたい人は正社員になれる、派遣で働きたい人は派遣で働ける、それが理想の姿であり、その理想に向けて、我々も政府も努力していかなければなりません。多様で柔軟な働き方は、憲法が保障する職業選択の自由を体现するものであり、活力ある経済の源にもなるからです。

政府も、決して、正社員だけが正しい働き方であり、派遣労働は我が国の雇用慣行を破壊するものだと考えているわけではないと思います。ならば、こうした規定を置いた趣旨がどのようなものか、派遣という働き方を政府はどう認識されているか、総理の御見解をお伺いいたします。

本法案は、これまでの政令で定める二十六業務という区分を廃止し、全ての業務に共通する派遣先の事業所単位の期間制限と、派遣労働者個人単位の期間制限を設けることなどを主な内容としております。

この二十六業務については、区分が分かりにくい、時代に合っていないなど、多くの批判がありました。こうした硬直的な制度を改めることによって、会社側と労働者側の双方にとって、より柔軟なニーズに合った働き方が可能となると考えています。

この二十六業務の問題も含め、政府としては、今回の改正が実現することで、会社側のメリット、労働者側のメリット、それぞれのよいものがあるとお考えでしょうか。厚生労働大臣の御見解を最後にお伺いして、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 羽生田俊議員にお答えをいたします。

雇用制度の将来像についてお尋ねがありました。

我が国の労働環境は、少子高齢化や経済のグローバル化といった大きな動きの中、雇用の安定を図りつつ、働き方の多様なニーズや経済社会の変化に的確に 대응していかなければならないという変革期にあると認識しています。このため、時代の変化に合わせて、働く方一人一人がワーク・ライフ・バランスを確保しながら、ライフスタイルや希望に応じ、社会で活躍する場を見出せる雇用制度の実現を目指していくことが重要です。

安倍内閣としては、非正規雇用の方々のキャリアアップを支援し、処遇改善や正社員への転換を進めるための労働者派遣法改正や、高度専門職が創造性を存分に発揮できるようにする新たな制度の創設を始め、柔軟で多様な働き方を可能とする取組を進めてまいります。

検討規定の趣旨と派遣労働の認識についてお尋ねがありました。

労働者派遣制度は、働く人にとって、勤務地、時間等の希望を満たす職に就きやすい、企業にとつて、専門性を備えた人材を迅速に確保できるといった労使双方のニーズに対応し、労働力のマッチングシステムのひとつとして重要な役割を果たしています。

一方、派遣先において、正社員から派遣労働者への置き換え、すなわち常用代替を防ぐことが課題とされてきました。このため、改正案では、派遣先に対し、事業所単位の受入れ期間制限を課すことにより常用代替を防ぐこととしています。御指摘の規定は、例えば常用代替が常態化するような状況にも対応できるように設けたものです。

また、派遣という働き方は、賃金水準はパートなど他の非正規雇用より高いものの、正社員に比べれば低い傾向にあり、雇用の安定やキャリア形成が図られにくい面があります。このため、改正案により、正社員を希望する方にはその道を開き、派遣を選択する方には待遇の改善を図るなど、それぞれの方の選択が実現できるよう環境を整備してまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣塩崎恭久君登壇、拍手〕

○国務大臣(塩崎恭久君) 羽生田俊議員から、今回の改正案の企業及び働く方のメリットについてお尋ねがございました。

現行の期間制限については、いわゆる専門二十六業務に該当するかどうかが分かりにくいいため、今回の改正案で、業務による期間制限の区分を見直し、分かりやすい制度となる点が労使双方にとつてのメリットと考えます。

これに加えて、派遣で働く方にとつては、派遣元が計画的な教育訓練や雇用安定措置を行うことで、正社員を希望する方にはその道が開かれ、派遣を選択する方には待遇の改善が図られることとなります。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 津田弥太郎君。

〔津田弥太郎君登壇、拍手〕

○津田弥太郎君 民主党の津田弥太郎です。

私は、会派を代表し、ただいま提案のありました天下の悪法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案に対し、断固反対の立場で質問を行います。

安倍総理、昨年の通常国会を思い出して、ください。あなたの内閣は、八十一本の法案を新規に国会に提出し、実に七十九本を成立させました。成立できなかった二法案はいずれも厚生労働省の所管であります。中でも、衆議院段階で本会議の趣旨説明、質疑さえできなかった法案、すなわちスタートラインに立つことさえできずに廃案となった法案がございました。その法案こそ、まさに本日議題となつている労働者派遣法改正案にほかなりません。

その後、同法案は臨時国会で再び廃案となり、国権の最高機関から明確に不信任を突き付けられたのであります。良識の府に属する我々は、よも

や政府が性懲りもなく三度目の法案提出を行うことになるとは夢想だにしませんでした。政府の信じ難い暴挙に対し、怒りを禁じることができません。

冒頭、安倍総理にお尋ねします。本法案は、なぜ二度にわたって廃案になったのでしょうか。その理由と責任の所在について明確な答弁を求めます。

さて、労働者派遣は労働者供給事業の一形態ですが、戦前は許可制であった同事業は、昭和二十二年に制定された職業安定法において、一部の例外を除き禁止されることとなりました。

その趣旨は、GHQ労働課の担当官によれば、次のとおりとされています。重要です。封建制度が生んだ最も非民主的な制度を改正し、労働者を鉄が石炭のように勝手に売買取引することを日本からなくして、労働者各人が立派な一人前の人間として働けるように計画されたものである。

このように、雇用と使用が分離する間接労働には根源的な人権侵害の可能性があるため、昭和六十年の労働者派遣法の制定により、専門的な知識を必要とする業務などに限り労働者派遣が認められた後も、各方面からその抑制が求められたのであります。

しかるに、自民党政権は、これまで数次の法改正を行い、派遣会社の主張に沿った規制緩和を推し進めてきました。この流れを断ち切り、初めて労働者保護の視点に立った規制強化の法改正を行ったのが、まさに平成二十四年の民主党政権でありました。にもかかわらず、自公政権は完全に先祖返りをしようとしているのです。うそで塗り固めたいわゆる一〇・一パーパーを厚生労働省が作成し、法案の早期成立の流れを無理やりにつくろうとしたことも、政権中枢の意を受けたものと言えるでしょう。

総理、そもそも一〇・一パーパーは政府の公式文書でしょうか。塩崎大臣は既に謝罪を行つてい

ますが、あなたは責任を感じていないのですか。安倍総理の明確な答弁を求めます。

さて、本法案は、生涯派遣で低賃金を合法化し、派遣労働者をまさに地獄に突き落とすものであります。私たちは、派遣労働で働く多数の当事者を党内会議にお招きをし、法改正に対する悲鳴の声を政府の担当者に伝えてまいりました。一方、政府は、法案に賛成する派遣労働者の具体的存在を一人も明らかにしていません。安倍総理、今回の法改正に関し、政府として何人の派遣労働者にヒアリングを行い、そのうち何割の賛成を得ているのでしょうか。明確な答弁を求めます。

また、各省庁では現在何人の派遣労働者が働いていますか。これまで、各省庁で働いていた派遣労働者の中で正規の職員に転換できた方は一体何人いるのですか。併せて安倍総理からお答えをいただきます。

今回の法改正は大幅な規制緩和です。正社員を減らし、派遣労働者を増やすものだとは私たちは確信をしております。ところが、総理は、派遣労働者を増やすべきだとは全く考えていないと言っておきながら、派遣労働者の増減の見通しについて、景気、雇用失業情勢、労働者の意向等に影響を受けるため、予想することは困難として明らかにしていないわけでありです。増やすべきではないが、法改正によって増えるかどうかは分かりませんというのでは、余りにも無責任であります。

それでは、景気等の前提条件を現状に固定した場合、派遣労働者と正社員の増減はどのように見込まれていますか。総理、逃げずにお答えください。

さて、今回の派遣法改正には、産業競争力会議の民間議員、悪名高き竹中平蔵氏が強い影響力を発揮しました。議場に御参集の皆様は、政商という言葉をお聞きかと思ひます。広辞苑によれば、政府や政治家と特殊な関係を持つて利権を得ている商人であります。人材ビジネス大手のパソナ会

長として、安倍内閣の雇用の基本方針、すなわち労働市場の流動化を高め、人材移動の促進を推進する竹中平蔵こそは、まさに政商にほかならないではありませんか。

総理、国会議員以上に重要政策の決定に影響を持つ産業競争力会議の民間議員に対しては、国会議員同様の資産公開を検討すべきとの強い意見がありますが、その是非について明快な見解を伺います。

さて、法案の最大の問題点をこれから指摘いたします。

今回の政府案では、業務単位の期間制限を廃止することで、専門性もなく、特別な雇用管理も必要としないあらゆる一般業務について、事実上、企業は派遣労働者を使い続けることが可能となります。これは、臨時的、一時的という派遣法の大原則を根底から覆すものであります。

さらに、派遣労働者の実態を一顧だにせず専門二十六業務を廃止することは、専門的な高いスキルを生かし、正しく専門二十六業務として長期にわたって働いてきた方々を失業の危機に追いやっていくのです。この点に関し政府は、世の批判をかかわすため、平成二十四年の派遣法改正時の民自公三党提案の附帯決議に基づくものと必死の言い訳をしています。まさに、啞然、茫然、愕然であります。

本来の附帯決議の趣旨は、専門二十六業務については、その内容に不適切なものがあつて、追加する業務、削る業務について精査をし、適正化を図るというものであります。そのことは過去の政府答弁でも明らかにされており、今後、政府の勝手な言い訳は、私、津田弥太郎が一切認めません。

さて、法案が成立した場合、各企業は、同一業務について切れ目なく永続的に派遣労働者に任せることが可能となります。もちろん派遣労働者の比率に上限がないのです。つまり、社長以外の全員が派遣社員という企業が生まれかねないのであります。派遣先は派遣元との契約を解約するだけ

で、気に入らない労働者を即座に職場から追い出すことが可能となります。ここまで悪徳経営者を喜ばせる労働法制の大改悪は、我が国の歴史上かつてなかったものであります。総理、そうした企業があり得ないとするならば、その根拠となる条文を明確にお示しください。

法案のもう一つの大きな問題点は、均等待遇原則の欠如であります。

均等待遇は労働者派遣の肝であり、世界の常識でもありながら、今回の政府案では極めて不十分な検討規定が附則に盛り込まれているにすぎません。これまで総理は、均等待遇の前提は職務給であり、職能給が採用されている日本では困難との答弁をされています。それでは、我が国と労働市場の構造が近いと言われながらも均等待遇原則を採用している韓国は職務給が徹底しているのでしょうか。安倍総理の明確な答弁を求めます。

また、政府が約束した諸外国の制度調査は一体いつまでに完了するのですか。塩崎大臣、その期限を明確にお答えください。

次に、政府が本法案の長所としている点について、欺瞞の実態を明らかにいたします。

第一に、キャリア形成を支援する仕組みについてであります。

安倍総理御自身が派遣労働者の正社員化を目指すと言われながら、目指すべき正社員の定義さえ明らかとなっていないのであります。総理、正社員の定義について、この場で明確にお示しください。

第二に、派遣元事業主が派遣労働者を行う教育訓練についてであります。

全国展開をしている派遣会社は全国一か所です。教育訓練を行うことは、現段階で否定をされておりません。東京在住の派遣労働者に対する教育訓練が大阪で行われるならば、自腹で交通費を支払ってまで一体何人が参加するのでしょうか。まさに絵に描いた餅と考えますが、塩崎大臣の見解を求めます。

第三に、派遣事業を全て許可制にすることについてであります。

政府は、義務違反に対する許可の取消しを含めた指導をすることで、雇用安定措置により派遣労働者の雇用を守ることができると説明しています。しかし、一人でも派遣労働者の雇用の継続を認めなかつたら、雇用安定措置の義務違反として許可の取消しができるのでしょうか。また、派遣労働者をないがしろにして事業の拡大に傾注し、派遣労働者を増やし続ける派遣会社に対し、許可の取消しができるのでしょうか。許可制とすることで本当に全ての派遣労働者の保護が図れるのか、塩崎大臣、根拠に基づきお答えをいただきます。

最後に、昨年の臨時国会では、公明党が法案修正に動き、今回、その内容が閣法に盛り込まれました。この点は一定の評価をいたします。百年に一度の悪法を三十年に一度の悪法に変えようとする必死の努力であります。しかし、悪法はあくまでも悪法であり、法案の成立を許すわけにはまいりません。

我が国の雇用現場を崩壊させる本法案については、断固成立阻止を宣明し、私、津田弥太郎の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 津田弥太郎議員にお答えをいたします。

労働者派遣法改正法案が廃案となった理由及び責任の所在についてお尋ねがありました。昨年の通常国会に提出した改正法案は、条文の一部に誤りがあつたこと等により、審議未了で廃案となつたものと認識しております。また、昨年九月、条文誤りのあつた箇所を訂正し、改めて臨時国会に改正法案を提出しましたが、衆議院の解散により廃案となりました。

今回の法案は、正社員化を希望する方にはその道を開き、派遣を選択する方には処遇の改善を図

るためのものであり、是非とも本国会において成立させていたがたいと考えております。

いわゆる十月一日ペーパーについてのお尋ねがありました。

御指摘の資料は、厚生労働省において、議員から個別に御質問等があった場合に補足的に説明するため作成したものであり、正式見解を示した文書ではないと承知しています。

当初作成された資料に不適切な表現や正確性を欠く表現が用いられ、これにより誤解を招いたことについては、私としても遺憾であります。本件については、厚生労働大臣から担当局長等に厳重注意をした上で、改めて正式な資料を作成し、謝罪したと承知しております。

派遣労働者のヒアリングについてのお尋ねがありました。

改正法案の要綱は、公労使三者で構成される労働政策審議会で審議されており、派遣労働者も構成員を含む労働組合等の代表が参加した上、おおむね妥当と認めるとの答申をいただいたものと承知しています。

なお、改正法案の考え方について、国会への提出と後に二回、計四人の方に厚生労働大臣よりヒアリングを行い、このうち二人の方から法案の目指す方向性に賛同する旨のコメントがあったと聞いております。

各省庁で働く派遣労働者数と正規職員への転換についてのお尋ねがありました。

御通告いただいた後の集計であり、現時点で把握できた限りでは、平成二十六年四月一日時点において、国の行政機関の内部部局で受け入れられている派遣労働者数は二百六十一名、このうち昨日までの間に同一省庁において正規職員として採用された方はありません。国家公務員の定員管理が厳しく行われていることや、原則、競争試験を経る必要があることなど、民間企業とは異なる事情があります。いづれにせよ、国家公務員として採用を希望する方に対しては、派遣労働者であるか

否かにかかわらず、国家公務員法に基づき適切に対応してまいります。

派遣労働者と正社員の増減の見込みについてのお尋ねがありました。

今回の改正案においては、希望する方の正社員化を進めるため、派遣元に對し、派遣期間が満了した場合の雇用安定措置や計画的な教育訓練を義務付けるとともに、派遣先に對し、派遣で働く方への正社員の募集情報の提供を義務付けるなど、これまでになかった新たな措置を盛り込んでおり、これをしっかりと実施していくこととしてまいります。

派遣労働者や正社員の増減については、まさに景気や雇用失業情勢、労働者の意向等を受けて変化することから、これらを一律に固定するという仮定で見通しを立てることは困難と考えています。

いづれにせよ、安倍内閣としては、経済の好循環の実現と働く方の雇用の安定や所得環境の改善に引き続き取り組んでまいりたいと考えています。

産業競争力会議の民間議員についてのお尋ねがありました。

産業競争力会議の民間議員については、それぞれの所属する組織の立場を離れ、公共の利益のために同会議に参画していただくとともに、最終的な政策決定は内閣の責任で行っているところであり、このため、国会議員と同様に民間議員の資産公開を検討すべきとの御意見は適切ではないと考えます。

派遣社員への置き換えや派遣契約の解除についてのお尋ねがありました。

今回の改正案では、派遣先の事業所単位で受入れ期間の上限を三年とした上、延長する場合に現場の実態をよく知る過半数組合等からの意見聴取を義務付け、派遣労働者への置き換えを防ぐこととしており、そのための規定を法第四十条の二に設けています。

さらに、同条において、意見聴取の実効性を確保するため、派遣先に對し、反対意見があったときは事前に対応方針を説明することや意見聴取の記録を周知する義務を新たに課し、労使間で実質的な話し合いができる仕組みをつくることとしています。

このように、今回の改正は、社長以外の全員が派遣社員という企業を生じさせるようなものではありません。

なお、平成二十四年改正により、派遣先に対し、自らの都合により派遣契約の中途解除を行う場合には新たな就業機会の確保等を義務付けており、派遣労働者の保護を図っています。

韓国における職務給の状況についてのお尋ねがありました。

韓国では、二〇〇七年に施行された非正規労働者保護関連法において、派遣労働者を含む非正規労働者の賃金等の労働条件について、雇用形態を理由とする差別的処遇が禁止されていると聞いています。しかしながら、この制度の運用状況や職務給の普及状況等には不明な点も多いため、韓国を含め、諸外国における均等・均衡待遇の確保の在り方について調査研究に取り組んでまいります。

正社員の定義についてのお尋ねがありました。

労働関係法令上、正社員という確立した定義はありませんが、一般的には、労働契約の期間の定めがない、所定労働時間がフルタイムである、直接雇用であるといった状況にある方を正社員と呼んでいます。

今回の改正案では、こうした意味での正社員を希望する方について、その道が開けるようにするため、派遣元の責任を強化し、派遣期間が満了した場合、正社員になったり、別の会社等で働き続けることができるようにする措置や計画的な教育訓練を新たに義務付けるなど、派遣就労への固定化を防ぐ措置を強化することとしています。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣塩崎恭久君登壇、拍手)

○国務大臣塩崎恭久君 津田弥太郎議員にお答え申し上げます。

諸外国の調査研究についてのお尋ねがございました。諸外国における均等待遇の制度や運用状況等には不明な点も多いため、均等・均衡待遇の確保の在り方について検討するため、調査研究に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

諸外国の調査研究につきましては、今年度から、労働政策研究・研修機構におきまして、EU等における均等・均衡待遇に関する制度運営の状況等についての調査研究を行うこととしており、来年三月をめどに結果を取りまとめる予定とさせていただきます。

派遣労働者に対する教育訓練についてのお尋ねがございました。

今回の改正案では、派遣元に對して計画的な教育訓練を義務付けることとしております。この教育訓練は、対象となる派遣で働く方が希望すれば受講が可能であることが必要であり、多額の交通費が掛かるような、実際に受講できない訓練の機会を提供した場合には、教育訓練の実施義務を果たしたことにはならないと考えております。

雇用安定措置と許可取消しについてのお尋ねがございました。

雇用安定措置は、派遣期間の上限に達する見込みのある全ての派遣で働く方の雇用の継続を目的として、派遣元に對して一定の措置を講ずることを義務付けているものでございます。この義務に違反した派遣元の許可を取り消すかどうかについては、義務違反の態様、規模等を総合的に判断して決定することとなりますが、義務違反を把握した場合には、許可の取消しも含めて厳しく対処してまいります。

派遣事業の許可制についてのお尋ねがございました。

労働者派遣法では、派遣で働く方の保護と雇用の安定を図るための規定を整備しております。今回の改正案では、これらの規定を一層強化し、現在約四分の三が届出制となつてゐる労働者派遣事業について、業界の健全化と義務の履行の確保を図る観点から、全て許可制とすることとしております。こうした保護規定に違反し、派遣で働く方をないがしろにする派遣元事業主に対しては、許可の取消しも含めた厳正な指導を行うこととしており、これを通じて派遣労働者の保護を図つてまいります。(拍手)

○議長(山崎正昭君) ただいま理事が協議中でございますので、しばらくお待ちをいただきたいと思ひます。

答弁の補足があります。内閣総理大臣安倍晋三君。

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 先ほどの津田弥太郎議員の御質問、法案はなぜ二度にわたつて廃案となつたのか、その理由と責任の所在について総理の見解を伺うという中におきまして、昨年の通常国会に提出した改正法案は、条文の一部に誤りがあつたこと等により審議未了で廃案となつたものと認識してまいるとお答えをいたしました。が、補足をいたしますと、条文の一部に誤りがあつたということは政府の責任であると、こういうことでございます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 長沢広明君。

〔長沢広明君登壇、拍手〕

○長沢広明君 公明党の長沢広明です。私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして質問いたします。世界に例を見ない少子高齢化、人口減少社会が

急速に進展する日本にあつて、若い世代を始めとした皆様が希望と生きがいを持つて働ける労働環境をつくることは喫緊の課題です。

非正規雇用で働く人がこの二十年間で増加しています。本法律案は、非正規雇用の一形態である労働者派遣について、現行制度の問題点を見直し、労働者と経営者の双方にとつて分かりやすいルールに変更するとともに、派遣労働者の雇用の安定や正社員化に向けたキャリアアップ支援に取り組むものであると評価しています。

現在、派遣労働者として就業している人の中には、特に短い有期契約を繰り返して更新して働いているような場合、雇用が不安定な状態に置かれ、能力開発やキャリアアップの機会にも恵まれないという問題に直面している派遣労働者も少なくありません。

しかしながら、現行制度には派遣労働者の能力開発に関する定めがなく、雇用安定の取組も不足しています。また、若者や女性などが柔軟な就業機会と捉えて派遣労働者を利用する一方、不本意ながら派遣で働かざるを得ない人も少なくないのが現実であります。労働者派遣を多様な働き方の二ツズに迎え安心して働ける制度に改善しつつも、希望する方には正社員への道を開くことが重要です。

そこで、初めに労働者派遣制度の位置付けについて確認をさせていただきます。

労働者派遣制度は臨時的、一時的な働き方としての位置付けを原則としており、今般の改正でこのことが明文化されます。雇用政策全体の中において労働者派遣制度をどのように位置付けているのか、また、派遣制度の位置付けを踏まえて、今般の改正案はどのような意義と目的を持つのか、安倍総理に御見解をお伺いします。

次に、改正による派遣労働者への影響について伺います。

今般の改正については規制緩和との指摘もありますが、派遣労働者保護の観点から、全ての労働

者派遣事業を許可制とするなど、規制強化の内容も盛り込まれています。

労働者派遣は、制度が複雑であるため、その見直しの方法も分かりづらい面があり、現に派遣労働者として働いていて、制度見直しに対して漠然とした不安を抱いている方々もいるでしょう。政府は、改正によつて、今後、派遣労働者の働き方にどのような変化があると考えているのでしょうか。また、これまで公明党が主張してきた派遣労働者の処遇改善はどのように前進するのでしょうか。改正法による派遣労働者のメリットを含め、国民の皆様に分かりやすい説明を塩崎厚生労働大臣に求めます。

キャリアアップ支援について伺います。

公明党は、従来から派遣労働者へのキャリアアップ支援の重要性を指摘しており、今回の改正案に派遣期間を通じた計画的な教育訓練の実施などのキャリアアップ措置が盛り込まれたことは評価したいと思ひます。さらに、派遣先が派遣労働者を正社員として雇用する場合に支払われるキャリアアップ助成金の拡充が図られています。

しかしながら、労働の現場において、名ばかりの教育訓練が行われるおそれや、支援の形骸化を不安視する声も聞いています。これらのキャリアアップ支援によつて、派遣労働者の正社員化、賃金上昇など、どの程度の効果が上がったのかを把握しつつ、実効性を担保していくことが必要です。キャリアアップ措置の実効性をどのように担保していくのでしょうか。厚生労働大臣の答弁を求めます。

常用代替の防止について伺います。

労働市場において、派遣が野方図に拡大されて若者の就職先が派遣しかないというような状況は当然あつてはならず、常用代替を防止する観点から重要であると考えます。見直しによつて、正社員が行つてゐる業務が派遣労働者に取つて代わられるのではないかと懸念する意見もあります。今般の改正に当たり、常用代替防止という基本的な観

点は維持されるのでしょうか、確認します。

また、派遣先事業所単位の期間制限に関し、派遣先が受入れ上限である三年を延長しようとする際には、過半数組合か過半数代表者の意見を聞くこととしています。この趣旨は、一つには常用代替の防止を図るものと理解していますが、この手続については、現場の実態を踏まえ適正に運用されるべきであると考えます。厚生労働大臣の見解を求めます。

派遣労働者個人単位の期間制限について伺います。

改正案では、有期雇用の派遣労働者個人が同じ職場で働ける期間を三年としています。まず、その目的について伺います。

また、現行法では、派遣元は派遣期間終了後の派遣労働者の雇用継続を図る責務がありませんでした。今般の改正で、期間制限を迎える派遣労働者に対しては、その雇用を継続させるための措置として、派遣先への直接雇用の依頼又は新たな派遣先の提供などを講じる雇用安定措置が新たに派遣元の義務とされます。この措置により、期間制限を迎える派遣労働者の生活をどのように守れるか、具体的な答弁を厚生労働大臣に求めます。

以上、改正案に盛り込まれた処遇改善、キャリアアップ支援、雇用の安定などの取組について伺ひしました。

大切なことは、これらの派遣労働者保護のための措置の実効性を政府がどう担保するかだと考えます。また、附則に均等・均衡待遇の在り方を検討することが明記されました。更なる派遣労働者の処遇確保の在り方についての検討も急がなくてはなりません。

最後にこの点についての安倍総理の御決意をお聞きして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 長沢広明議員にお答えいたします。

労働者派遣制度の位置付けと改正案の意義についてのお尋ねがありました。

労働者派遣制度は、働く人にとって、希望を満たす職に就きやすい、企業にとつて、必要な人材を迅速に確保できるといった労使のニーズに対応し、重要な役割を果たしています。一方、派遣という働き方では、賃金水準はパートなど他の非正規雇用より高いものの、正社員に比べれば低い傾向にあり、また、雇用の安定やキャリア形成が図られにくい面があります。

このため、改正案では、正社員を希望する方についてその道が開けるようにするため、派遣元の責任を強化し、派遣期間が満了した場合、正社員になったり、別の会社等で働き続けることができるようにする措置や計画的な教育訓練を新たに義務付けるなど、派遣就労への固定化を防ぐ措置を強化することとしています。また、自らの働き方として派遣を積極的に選択している方については賃金等の面で派遣先の責任を強化するなど、待遇の改善を図っていきます。

安倍内閣としては、こうした仕組みを通じ、働く方それぞれの選択がしつかり実現できるような環境を整備してまいります。

改正案に盛り込まれた措置の実効性及び派遣労働者の処遇確保についてのお尋ねがありました。今回の法案では、正社員化を希望する方にはその道を開き、派遣を選択する方には処遇の改善を図るため、必要な措置を新たに派遣元に義務付けることとしています。あわせて、労働者派遣事業について、現在の一部届出制を全て許可制とし、必要な措置を講じない派遣元に対しては厳正な指導等を行い、義務の履行をしつかりと確保してまいります。また、派遣労働者の一層の待遇の改善を図ることも重要と認識しています。

政府としては、均等・均衡待遇の確保の在り方について、諸外国の制度や運用状況等に不明な点も多いことから、調査研究に取り組むとともに、有識者の意見も聞きながら検討を進めてまいります。

す。
残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣塩崎恭久君登壇、拍手)

○国務大臣(塩崎恭久君) 長沢広明議員にお答えを申し上げます。

今回の改正案による派遣で働く方の働き方の変化とメリットについてお尋ねがございました。

今回の改正案では、派遣元に対し、計画的な教育訓練や雇用安定措置を義務付けることとしております。これにより、派遣として入職した後に、ステップアップして正社員になったり、派遣労働者として複数の派遣先を経験しながら専門性を磨き、積極的にキャリアアップを図るような働き方が可能になると考えております。

そのほかにも、今回の改正案では、賃金、教育訓練及び福利厚生面で均衡待遇を強化することとしており、これらを通じて、派遣で働く方のキャリアアップや雇用の安定、保護がより一層図られることとなります。

キャリアアップ措置の実効性の担保についてお尋ねがございました。

今回の改正案においては、派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者に対して、計画的な教育訓練を実施するほか、希望する方へのキャリアコンサルティングを実施しなければならないこととしております。これらの義務については、事業の許可・更新要件にキャリア形成支援制度を有することと追加するとともに、取組内容を事業報告事項とすること等により実効性の担保を図っていきたいと考えております。

なお、これらの措置の効果については、派遣元事業主において自発的に公表いただくことが派遣で働く方からも選択されやすくなり有益であることから、その自発的な取組を促してまいります。常用代替防止と過半数労働組合等からの意見聴取手続についてのお尋ねがございました。派遣労働者については、派遣先での正社員から派遣労働者への置き換えを防ぐことが課題とされてきたことから、今回の改正案でも、引き続きこの常用代替防止という基本的な考え方を維持することとしております。

具体的には、同じ事業所における継続的な派遣労働者の受入れについて、三年という期間制限を課し、三年を超えて派遣労働者を受け入れようとする場合には過半数労働組合等からの意見聴取を義務付けることで常用代替防止を図るための手続の実効性を担保することとしております。

さらに、過半数労働組合等からの意見聴取に際しては、派遣先に対し、意見聴取の参考となるデータの提供、意見聴取の記録の周知、反対意見があったときの対応方針等の説明などを新たに課すことにより、実質的な労使間の話し合いができるような仕組みを構築することとしており、義務違反に対して厳正に指導を行うこと等により制度の適正な運用に努めてまいりたいと考えております。

個人単位の期間制限の目的と雇用安定措置についてのお尋ねがございました。

今回の改正案では、派遣労働への固定化を防止するため、有期雇用の派遣で働く方について、個人単位の期間制限を設け、派遣で働く方には三年ごとの節目節目で自身のキャリアを見詰め直していただき、キャリアアップにつなげていただきたいと考えております。

また、個人単位の期間制限の上限に達する派遣で働く方について、派遣元に雇用安定措置を新たに義務付けることとしており、これによって、派遣で働く方が期間制限の上限に達すると同時に職を失うことなく派遣先で直接雇用されることや派遣元で無期雇用されることなどが見込まれるため、派遣で働く方の生活が守られるものと考えております。

以上でございます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 清水貴之君。

(清水貴之君登壇、拍手)

○清水貴之君 維新の党の清水貴之です。会派を代表して、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案に対し、総理並びに厚生労働大臣に質問いたします。

まず、安倍総理に伺います。

衆議院において、維新の党を中心として、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案、いわゆる同一労働同一賃金法案を提出しました。同法案は、衆議院で与党も賛成の上で可決され、参議院に送付されています。パートタイム労働者や契約社員については、正社員との均等・均衡待遇が法律上に規定されていますが、派遣労働者については、今般の政府提出の改正案をもって、均等の配慮義務という不十分な内容にとどまっています。また、パートタイム労働者や契約社員についても、近年、法律上の規定が整備されたとはいえ、なお実態上の格差が残っており、これを埋める必要があります。

同一労働同一賃金法案は、これらの非正規雇用労働者の待遇面での課題に対し、労働者の職務に応じた待遇の確保などのための施策を推進しようとするものです。

衆議院において一部表現の修正が行われていますが、この法案の趣旨は変わるものではありません。派遣労働者を含む非正規雇用労働者について、いち早く実効性のある待遇確保のための方策を検討し、非正規と正規の均等待遇、同一労働同一賃金の実現を目指すべきだと考えますが、総理の見解はいかがでしょうか。

次に、改正案における期間制限の見直しについて伺います。

改正案では、現在の業務単位の期間制限を派遣労働者個人単位の期間制限と派遣先事業所単位の期間制限に変更することとしています。

遣法の規定の運用に当たっては、派遣就業は臨時的就業か一時的なものであることを原則とするとの考え方を考慮することとされています。

しかしながら、派遣先単位の期間制限における過半数労働組合などからの意見聴取手続が期間延長の抑止力にならないことは、衆議院において度重なる指摘があったところです。その中で、現行制度上の意見聴取手続において派遣期間の延長に反対意見を出した組合が僅か一・二%であるとの指摘がありました。これに対し塩崎厚生労働大臣は、反対意見を出したのが一・二%なのは大多数が延長に同意をしているからという解釈を示されました。これは、意見聴取手続が期間延長の抑止力にならないことを自認した答弁なのではないでしょうか。

ましてや、改正後の延長手続は、仮に組合が反対意見を出しても使用者の判断で期間延長が可能であり、なおかつ、その延長は三年にとどまらず、六年、九年と永続的に期間延長が可能となります。派遣就業は臨時的、一時的なものであるという原則をわざわざ法律に追加しながら、企業は事実上何年でも派遣労働者を受け入れ続けられるというのは大きな矛盾です。

意見聴取手続が期間延長の抑止力となるという具体的な根拠について、塩崎厚生労働大臣の説明を求めます。

このような改正案の仕組みでは、企業は派遣労働者を使いやすくなり、派遣の雇用枠がいたずらに拡大されることになりかねません。この点、派遣労働者の同一労働同一賃金が実現すれば、企業は必ずしも安くはない派遣を濫用的に利用できなくなり、正社員が行う業務が増えることとなります。このことは、正社員で働きたい方々にとつてはその選択肢が増えることにつながります。また、望んで派遣労働者として働いている方々にとつても、その待遇が確保されることにより、安心して働くことができるようになります。

企業の派遣の利用に対する規制については、派

遣労働者の同一労働同一賃金の実現によつて、企業が派遣を濫用的に利用することを防ぐ法施策を取るべきではないでしょうか。総理の御意見を聞かせてください。

改正案は、企業は派遣労働者を使いやすくなるにもかかわらず、派遣労働者は三年ごとに派遣先を去らなければならないという内容になっています。このため、現在二十六業務として働いている派遣労働者を雇い止めの危機にさらしてしまうという大きな問題を有しています。

二十六業務を基準とする期間制限に問題がなかったわけではなく、その見直し自体に反対するものではありません。しかしながら、新たな個人単位の期間制限を一律に適用することにより、二十六業務として長期間安定して働いてきた方々の雇用の場を失わせることは大問題であります。この点は衆議院の議論でも各党から繰り返し指摘がなされました。また、派遣労働者の方々からも非常に多くの不安の声が上げられています。

政府は、個人単位の期間制限である三年の節目を派遣労働者がキャリアを見詰め直す機会とするとして説明していますが、二十六業務の派遣労働者の方々が望んでいるのは、正社員になれるならともかく、そうでないなら、高い専門性を生かして現在の職場で安定的に働き続けることではないでしょうか。仮に、節目で自身のキャリアを見詰め直して、なお現在の職場での就業継続を希望しても、改正案の仕組みはそれを許さず、二十六業務の派遣労働者として働いてきた方々に対する影響が非常に大きなものとなっています。二十六業務の派遣労働者に対し、一律で三年の期間制限を設けることについて、それが派遣労働者のためになるという合理的な説明を塩崎厚生労働大臣に求めます。

その上で、今まさに二十六業務として働いている派遣労働者について、改正法施行三年後ないしそれ以前の雇い止めが懸念されています。このことを制度の見直しに伴う痛みとして看過すること

はできません。与野党、政府の垣根を越えてこの問題を直視すべきです。法改正を理由とした雇い止めを防止し、二十六業務として長期間安定して働いてきた方々の雇用の場を失わせることがないような具体的な対策が必要です。現在二十六業務として働いている方々の雇用の安定のための対策について、総理の見解を伺います。

最後に、雇用安定措置の実効性について伺います。

政府は、先ほどの二十六業務の問題など、改正案の影響による雇用の不安定化に対しては、派遣元事業主に課す雇用安定措置によつて解消すると説明をしています。また、雇用安定措置によつて、正社員になったり、別の会社などで働けることができるようにするという説明もありますが、雇用安定措置の個別の内容を見ると、本当にそのようなことが可能なのか、実現可能性に大きな疑問があるものばかりです。雇用安定措置によつて派遣労働者の雇用の安定が本当に守れるのか、総理の見解を伺います。

さらに、派遣労働者の雇用が継続されるための措置としていっているものの、実際に派遣労働者の雇用継続について、どこまでの義務が派遣元事業主に課されているのかはつきりしません。雇用安定措置の義務というのは、派遣元事業主に對して派遣労働者の雇用継続についてどこまでの義務を課すものなのか、塩崎厚生労働大臣の説明を求めます。

我が国の経済が成熟する中、労働市場の実態も、国民の働き方に対する意識も変化しています。そのような中で、国民の働き方の選択肢を増やすことは必要ですが、その選択肢は本人が真に希望して選ぶに値するものでなければなりません。そのためには、派遣労働者と正社員との間で均等な待遇を保障する必要があります。

我が国においても派遣労働者を含めた同一労働同一賃金が実現することこそが、あるべき労働者派遣制度につながるものであることを再度申し述

べ、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君 登壇、拍手〕

○内閣総理大臣安倍晋三君 清水貴之議員にお答えをいたします。

非正規と正規の均等待遇等についてお尋ねがありました。

同一労働に対し同一賃金が支払われるという仕組みは、働く方の職務を明確にし、困難度等に応じて賃金を決定するものであり、一つの重要な考え方と認識しています。これについては、中高年齢に多くの支出が必要となる生活実態に適合した賃金体系や、経営環境の変化に対応した柔軟な配置転換など、労使双方にメリットのある我が国の雇用慣行の特徴を維持できるかといった意見もあります。

このように、賃金体系を含む雇用管理の在り方の根本的な見直しは、労使双方に大きな変化をもたらす問題であり、労使において十分議論を行っていたことが重要であります。

政府としては、諸外国の制度や運用には不明な点も多いことから、均等・均衡待遇の確保の在り方について調査研究に取り組みとともに、有識者の意見も聞きながら検討を進めてまいります。

同一労働同一賃金と派遣労働の濫用防止についてのお尋ねがありました。

同一労働同一賃金については、さきに申し上げたとおり、調査研究に取り組み、検討を進めることとしています。その間、派遣労働者が安易に利用されることのないよう、今回の改正案では、派遣先に対し、教育訓練や福利厚生施設を派遣労働者に利用させることや、自社の賃金水準に関する情報を派遣元に提供することを新たに義務付けます。また、派遣元には、賃金等の内容について派遣労働者に説明することや計画的な教育訓練を新たに義務付けることとしており、これらを通じ、派遣で働く方の待遇改善にしっかりと取り組んでまいります。

専門二十六業務に従事している方の雇用の安定についてお尋ねがありました。

いわゆる専門二十六業務については、これまで期間制限の対象外でしたが、多くは有期の雇用契約であり、雇用契約が終われば雇止めの可能性がある上、キャリア形成の機会も乏しいという状況にあります。

このため、改正案では、キャリアを見直す機会となるよう、派遣労働者ごとの個人単位で同じ職場への派遣は三年までとし、雇用が途切れないよう、派遣元に対し、派遣期間が満了した場合、正社員になったり、別の会社等で働き続けることができるようにする雇用安定措置を新たに義務付けることとしています。これにより、不安定な派遣就労に固定化するのではなく、雇用を維持しつつ、キャリア形成を図り、雇止めを未然に防止してまいります。

なお、改正法案の施行に合わせ、全国の労働局に専用の相談窓口を設置し、雇止めへの不安を感じている方にはしっかりと対応してまいります。

雇用安定措置の実効性についてお尋ねがありました。

一般に、派遣という働き方は、派遣期間が終了すればそのまま職を失うこともあるなど、雇用の安定やキャリア形成が図られにくい面があります。このため、今回の改正案では、派遣元の責任を強化し、派遣期間が満了した場合、派遣先に直接雇用を依頼するなど、正社員になったり、別の会社等で働き続けることができるようにする雇用安定措置を新たに義務付けることとしています。

労働者派遣事業について、現在は約四分の三が届出制となっていますが、改正案では、全て許可制とし、必要な措置を講じない派遣元に対しては厳正な指導等を行い、義務の履行をしっかりと確保してまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣塩崎恭久君登壇、拍手〕

○国務大臣(塩崎恭久君) 清水貴之議員にお答えを申し上げます。

意見聴取手続の実効性についてのお尋ねがございました。

現行の意見聴取では、一・二％しか延長に反対しておらず実効性がないとの御批判ですが、これについては、延長することに問題がないためにこのような数字になっているという解釈もあると考えております。

また、今回の改正では、過半数労働組合等からの意見聴取に際し、現行制度にはない、事業所内の派遣労働者数の推移等の資料の提供、意見聴取の記録の周知、反対意見があったときの対応方針等の説明などを新たに義務付けることとしておりまして、労使間でより実質的な話し合いが行われる仕組みをつくることにより、これまで以上に現場の実態を踏まえた適切な判断が行われるものと考えております。

個人単位の期間制限が派遣労働者のためになる理由についてお尋ねがございました。

現在、いわゆる二十六業務の派遣で働く方であっても、有期の雇用契約で働いておられる方が九割弱となっており、雇用の安定やキャリア形成が十分に図られていないと言われているものと承知をしております。このため、いわゆる二十六業務の派遣で働く方についても、有期の雇用契約で働く方については、同じ職場への派遣は三年を上限としつつ、派遣元に対して新たに雇用安定措置や計画的な教育訓練等を義務付けていることから、現状よりも雇用の安定やキャリアアップにつながるものと考えております。

雇用安定措置の義務の範囲についてのお尋ねがございました。

今回の改正法案では、個人単位の期間制限の上限に達する派遣で働く方が引き続き就業することを希望する場合には、雇用安定措置として、派遣先への直接雇用の依頼、新たな派遣先の提供、派遣会社社での無期雇用、その他安定した雇用の継続を図るために必要な措置のいずれかの措置を講ずることを派遣元に新たに法的に義務付けることにより、派遣で働く方の雇用の安定を図ることとしております。

仮に、雇用安定措置の義務の対象となる方に対して、どの措置も全く講じない場合や、新たな派遣先の提供に際して不合理な内容の派遣先の提供しか行わない場合などには、義務を講じたとは認めないこととしております。その場合には、最終的には許可の取消しも含め、厳正な指導や行政処分等を行うことで履行の確保を図ってまいります。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 辰巳孝太郎君。

〔辰巳孝太郎君登壇、拍手〕

○辰巳孝太郎君 私は、日本共産党を代表して、労働者派遣法改定案について、総理並びに厚生労働大臣に質問いたします。

業績が悪いからの一言で切られる、私にも日々の暮らし、家族があり、安定した生活を求めている、ある派遣労働者の声です。今でも多くの派遣労働者が、派遣は低賃金で不安定、法改定で直接雇用の道が閉ざされると怒りの声を上げ続けています。

元々、労働者供給事業は職業安定法第四十四条で禁止されています。これは、戦前、人貸し業の中間搾取が労働者を苦しめ、「蟹工船」にも描かれたようなひどい無権利状態を招いたからです。直接雇用の大原則はこの反省から生まれました。

ところが、一九八五年の労働者派遣法制定以降、当初十三業種に限られていたものが、九九年には原則自由化、二〇〇三年には製造業にまで広がられました。派遣労働者の数は二〇〇八年度に過去最高の三百九十九万人に達し、全世界の派遣事業収益の四分の一を日本が占め、ILOが指摘するとおり、日本は世界最大の派遣市場を持つ国となりました。その結果、リーマン・ショックを

理由に次々と派遣切りが行われ、社会問題ともなり、不十分ですが派遣法の見直しも行われたのです。

ところが、本法案は、そんな反省もなく、規制緩和を更に進めるものであります。総理、あなたの目指す世界で一番企業が活躍しやすい国とは、今や四割にまで広がった非正規雇用、低賃金、不安定雇用を更に広げることですか。そんなことをすれば、格差と貧困をより深刻にし、日本の活力を奪い、国内需要までも冷え込ませることになるのではありませんか。お答えください。

現行派遣法には、常用雇用の代替はしてはならないとの大原則があり、派遣は臨時的、一時的業務に限るとされてきました。これは、企業にとって原則一年、最長で三年を超えても必要な業務は派遣ではなく直接雇用すべきだということです。

ところが、改定案では、同じ業務であっても、人さえ替えればずっと派遣を使い続けることができ、事実上実効性を失うのではないですか。

また、別の部署に異動させれば永続的に同一の派遣労働者を雇い続けることができます。派遣先にとつて、ずっと派遣を使うことができれば正社員を雇わなくていい、まさに正社員を派遣で置き換えることができるのではありませんか。

改定案では、同一事業所での派遣労働者の受入れ上限は三年としています。しかし、過半数労働組合等から意見聴取をすれば三年を超えて派遣労働者を受け入れることができます。政府は、この意見聴取に常用代替に対する歯止め効果があると述べています。しかし、過半数労働組合等が受入れに反対しても、対応方針等の説明を行えば半永久的に派遣労働者の受入れが可能ではありませんか。これのどこが歯止めになるのですか。

政府は、派遣労働者が就業継続を希望する場合は雇用安定措置をとるとしています。その一つが派遣元の派遣先への直接雇用の依頼の義務付けです。本年二月の施政方針演説において総理も、そ

の取組によって正規雇用を望む派遣労働者の皆さんにそのチャンスを広げますと断言しています。しかし、あくまで依頼の義務付けです。チャンスを広げると言った総理は、一体どれだけの派遣先企業がこの依頼に依って派遣労働者を正規雇用すると見込まれているのですか。また、正規雇用、直接雇用のために派遣先企業には一体何を義務付けたのですか。総理、具体的にお示しください。

法案では、正社員への道を後押しするため、派遣元に義務付ける教育訓練等によってキャリア形成支援を行うとしています。三年ごとにキャリアの見詰め直しを行うことが処遇の改善に結び付くと言いますが、なぜ派遣労働者だけが三年ごとにキャリアの見詰め直しを迫られなければならないのですか。総理、お答えください。

また、現行法では期間制限のない専門二十六業務の方にも期間制限が課されます。このことで、既に雇用契約の打ち切りを言明する企業も現れ、ベテラン派遣労働者などを中心に大きな不安が広がっています。

派遣労働者には正社員と同等以上の技術や経験を持つ方がたくさんおられます。正社員を希望する派遣で働く方、この方については道が開けるようにすると繰り返し言うのなら、そういう方々にとつて必要なのは、派遣元による教育訓練等の義務化などではなく、派遣先での正社員化、直接雇用の義務化ではありませんか。総理、お答えください。

次に、違法派遣があれば派遣先が直接雇用する労働契約申込みみなし制度の問題です。

このみなし制度は、本年十月一日施行で、専門二十六業務の偽装や期間制限違反など、違法な派遣があれば派遣先に直接雇用を義務付けるもので、派遣切りを契機に二〇一二年に盛り込まれました。総理は、このみなし制度によってどれだけの労働者が直接雇用になると考えていますか。しかし、本法案が成立し、九月一日施行となれば、

ば、専門業務偽装、期間制限違反などはそもそも発生しなくなり、みなし制度は発動されません。これでは、直接雇用の道が開かれるはずだった派遣労働者は救済されないではありませんか。十月一日の施行まで三年も待たせた挙げ句に、違法を合法に変える法改正であり、労働者への背信行為です。

総理は、円滑に施行するためだと言いますが、日本経団連は、二〇一三年の政策提言、今後の労働者派遣制度のあり方についての中でも、みなし制度については、その施行前に制度自体を廃止すべきであると要求してきました。本法案は、この声に答えるものにほかならないではありませんか。また、厚労省は、訴訟につながるおそれ九月一日施行の根拠ともししています。しかし、訴訟につながるような違法派遣の根絶に力を尽くすことが労働行政の役割ではありませんか。

政府は、附則において、雇用慣行が損なわれるおそれがある場合は、速やかに新法の規定の検討を行うと定めました。厚労大臣は、雇用慣行が損なわれるとは、正社員から派遣への置き換えが常態化する場合と答弁しました。これは、置き換えが常態化するまでは容認するということですか。厚労大臣、これでは常用代替の禁止原則を堅持することににならないのでしょうか。お答えください。

結局、幾ら本法案が、派遣就業が臨時的、一時的なものであると明記しても、また派遣元に雇用安定措置を義務付けても、派遣先に負わせる直接の義務は何一つありません。これは、もはや派遣労働者を保護する法案でも何でもありません。派遣先企業免責・救済法ではありませんか。

政府は、この法案を突破口に、岩盤規制の打破として残業代ゼロ法、解雇の金銭解決など、労働者が持つ当たり前の権利をすたすたにする規制緩和路線を更に進めようとしています。今、政府が行うべきは、直接雇用、正社員が当たり前の社会、欧州では当然の同一労働同一賃金が徹底され

る社会の実現です。

日本共産党は、安倍政権の暴走をストップするため、そして希代の悪法を三度廃案にするため、全ての労働者とスクラムを組んで闘うことをお約束し、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君 辰巳孝太郎議員にお答えをいたします)

非正規雇用と格差等についてお尋ねがありました。

政権交代後、有効求人倍率が二十三年ぶりの高水準となるなど、雇用環境が改善している中、最近の非正規の増加については、高齢層やパートなどで働き始める方の増加といった要因が大きく、また、不本意ながら非正規に就いている方は前年に比べ減少するといった状況にあります。派遣で働く方は非正規の六%ですが、今回の改正案は、正社員を希望する方にその道を開き、派遣を積極的に選択する方には待遇の改善を図るものであり、格差と貧困を広げたり、国内需要を冷え込ませるといった御指摘は当たりません。

安倍内閣としては、三本の矢の政策を更に前に進め、経済再生を図る中で、働く方々の雇用と生活の安定を図りつつ、それぞれの選択がしっかりと実現できるよう環境の整備に取り組んでまいります。

常用代替とその歯止め等についてお尋ねがありました。

派遣労働については、雇用主責任を負わない派遣先で安易な派遣の利用が進み、正社員から派遣労働者への置き換えが生じることのないよう、これを防ぐことが課題とされてきました。このため、今回の改正案では、派遣先の事業所単位で受け入れ期間の上限を三年とした上、延長する場合に現場の実態をよく知る過半数組合等からの意見聴取を義務付け、派遣労働者への置き換えを防ぐこととしています。現場を重視する我が国の労使関係を踏まえれば、派遣先が労働者側の意見を無

視して一方的に受入れ期間を延長することは想定しにくいものと考えています。

なお、意見聴取の実効性を確保するため、派遣先に対し、反対意見があったときは事前に対応方針を説明することや意見聴取の記録を周知する義務を新たに課し、労使間で実質的な話し合いができる仕組みをつくることとしています。

雇用安定措置と派遣先の関係についてお尋ねがありました。

一般に、派遣という働き方は、派遣期間が終了すればそのまま職を失うこともあるなど、雇用の安定が図られにくい面があります。このため、改正案では、個々の労働者の雇用が途切れることのないよう、派遣元の責任を強化し、派遣期間が満了した場合に派遣先への直接雇用の依頼などの雇用安定措置を新たに義務付けることとしています。

派遣先における労働者の構成は、景気や技術の進歩、労働者の意向等も踏まえ、経営判断により決定されるものであり、派遣元からの依頼により直接雇用される人数がどうなるかを予測することは困難ですが、正社員への移行を一步でも前進させるため、これまでになかった仕組みを設けるものであります。

また、派遣先には、直接雇用の依頼があった派遣労働者に対し労働者の募集情報を提供することを義務付けるとともに、その派遣労働者が従事していた業務に新たに労働者を募集する場合には、その方の雇入れを努力義務とし、正社員として雇用する場合のキャリアアップ助成金の活用等を進めることとしています。

安倍政権としては、雇用の安定や所得環境の改善に取り組んでいるところであり、これと併せ、希望する方の正社員化を推進することとしています。

派遣労働者のキャリア形成と派遣先の役割についてお尋ねがありました。

一般に、派遣という働き方は雇用の安定やキャ

リア形成が図られにくい面があります。このため、改正案では、キャリアを見直す機会となるよう、派遣労働者ごとの個人単位で同じ職場への派遣は三年を上限とした上、派遣元に対し、計画的な教育訓練やキャリアコンサルティングを新たに義務付けることとしており、これまでになかったこうした仕組みにより、派遣で働く方のキャリアアップを支援することとしています。

また、派遣労働者のキャリア形成については、雇用計画の当事者である派遣元が一義的な責任を負うべきものと考えられます。このため、この派遣元の責任を強化し、派遣期間が満了した場合に、派遣先に直接雇用を依頼したり、別の会社等で働き続けることができるようにする措置を新たに義務付けることとしています。

なお、派遣先に対しても、直接雇用の依頼があった派遣労働者に対し労働者の募集情報を提供するなど、新たな義務を課すこととしています。労働契約申込みなし制度についてのお尋ねがありました。

平成二十四年の法改正により、派遣先において、派遣受入れ期間の制限に反するなど違法な派遣の受入れがある場合に、その派遣労働者に直接雇用の契約を申し込んだものとみなす制度が設けられ、本年十月からの施行が予定されています。これは、期間制限違反等を防止する観点から設けられる仕組みであり、この法案成立後も、改正後の期間制限に違反する場合には当然適用されるものです。したがって、みなし制度が発動されないとの御指摘は当たりません。

なお、本制度は違法行為の抑制を目的とする仕組みであることから、その施行後に、どのくらい違法な派遣受入れが行われ、その結果どの程度直接雇用となるかを予測することは困難であります。

また、施行日については、派遣労働者の雇用の安定や保護の強化を図るといふ改正内容なるべく早期に実現するとともに、労働契約申込みな

し制度を円滑に施行できるよう九月一日としているものであり、みなし制度を廃止すべきとの要求に応えるものとの御指摘は全く当たりません。残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣塩崎恭久君登壇、拍手)

○国務大臣(塩崎恭久君) 辰巳孝太郎議員にお答えを申し上げます。

違法派遣の根絶についてのお尋ねがございました。

御指摘のように、違法な派遣の根絶に力を尽くすことは労働行政の重要な役割であると考えております。

違法派遣については、都道府県労働局において派遣元や派遣先に対する指導監督等を実施しており、悪質な事業者については行政処分等の厳しい対応を行っております。これらを通じて、今後とも違法な派遣の根絶について力を尽くしてまいりたいと考えております。

常用代替の防止についてのお尋ねがございました。

今回の改正案では、常用代替を防ぐため、事業所単位で三年という期間制限を設けた上で、三年を超えて派遣で働く方を受け入れようとする場合には過半数労働組合等からの意見聴取を義務付け、反対意見があったときは対応方針等の説明を新たに法的に義務付けることとしております。

その上で、附則第二条第二項では、常用代替が常態化するまで容認するのではなく、常態化のおそれがある場合に速やかに検討を行うこととしたものとしております。

以上でございます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(山崎正昭君) 日程第一 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長大島九州男君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(大島九州男君登壇、拍手)

○大島九州男君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果の御報告を申し上げます。

本法律案は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、公立国際教育学校等管理事業に係る学校教育法等の特例措置その他の国家戦略特別区域に係る法律の特例に関する措置の追加等を行うとともに、経済社会の構造改革及び地域の活性化を図るため、民間事業者による公社管理道路運営事業に係る道路整備特別措置法等の特例措置その他の構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加しようとするものであります。

委員会におきましては、各特区制度の違いと特徴、公設民営学校を設立する意義と問題点、保育士試験を国家戦略特区に限らず全国で二年二回実施する必要性、外国人家事支援人材に対する適切な労働環境の担保等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党の田村委員より反対、生活の党と山本太郎となかまたちの山本委員より反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十六
賛成 百五十九
反対 七十七
よつて、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(山崎正昭君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十一分散会

出席者は左のとおり。

議員		議長	
吉良よし子君	又市 征治君	山崎 正昭君	
竹谷とし子君	辰巳孝太郎君	副議長	奥石 東君
吉田 忠智君	河野 義博君		
佐々木さやか君	倉林 明子君		
福島みずほ君	矢倉 克夫君		
杉 久武君	宮本 周司君		
田村 智子君	紙 智子君		
秋野 公造君	新妻 秀規君		
平木 大作君	若林 健太君		
江島 潔君	仁比 聡平君		
大門実紀史君	若松 謙維君		
谷合 正明君	横山 信一君		

藤川 政人君	中原 八一君	青木 一彦君	荒井 広幸君	佐藤 信秋君	芝 博一君	内閣官房副長官	内閣官房副長官	世耕 弘成君
三原じゅん子君	井上 哲士君	主濱 了君	谷 亮子君	柳澤 光美君	小林 正夫君	副大臣	内閣官房副長官	世耕 弘成君
小池 晃君	浜田 昌良君	羽生田 俊君	二之湯武史君	藤田 幸久君	大塚 耕平君	厚生労働副大臣	山本 香苗君	
山本 香苗君	山本 博司君	長峯 誠君	中泉 松司君	那谷屋正義君	山東 昭子君			
磯崎 陽輔君	藤井 基之君	豊田 俊郎君	堂故 茂君	尾辻 秀久君	中曽根弘文君			
北川ツセイ君	市田 忠義君	大沼みずほ君	上月 良祐君	神本美恵子君	田中 直紀君			
山下 芳生君	荒木 清寛君	酒井 庸行君	島田 三郎君	羽田雄一郎君	郡司 彰君			
山口那津男君	魚住裕一郎君	島村 大君	高野光二郎君	榎葉賀津也君	和田 政宗君			
西田 実仁君	長沢 広明君	高橋 克法君	滝沢 求君	渡辺美知太郎君	田中 茂君			
世耕 弘成君	衛藤 晟一君	石井 準一君	丸山 和也君	清水 貴之君	松沢 成文君			
山谷えり子君	赤池 誠章君	古川 俊治君	森 まさこ君	薬師寺みちよ君	行田 邦子君			
大家 敏志君	宇都 隆史君	丸川 珠代君	西田 昌司君	山口 和之君	東 徹君			
吉川ゆうみ君	森屋 宏君	塚田 一郎君	石井みどり君	有田 芳生君	浜田 和幸君			
山下 雄平君	山田 修路君	吉田 博美君	松山 政司君	中西 健治君	井上 義行君			
渡邉 美樹君	堀内 恒夫君	水落 敏栄君	山本 順三君	藤巻 健史君	蓮 舫君			
三宅 伸吾君	三木 亨君	猪口 邦子君	松下 新平君	大島九州男君	中野 正志君			
舞立 昇治君	堀井 巖君	佐藤 正久君	片山さつき君	水野 賢一君	山田 太郎君			
馬場 成志君	渡辺 猛之君	溝手 顕正君	柳本 卓治君	儀間 光男君	柴田 巧君			
井原 巧君	石井 正弘君	岸 宏一君	武見 敬三君	水岡 俊一君	津田弥太郎君			
石田 昌宏君	太田 房江君	山崎 力君	橋本 聖子君	江口 克彦君	中山 恭子君			
大野 泰正君	北村 経夫君	山本 一太君	木村 義雄君	松田 公太君	アトニ才猪木君			
古賀友一郎君	牧野たかお君	小坂 憲次君	鴻池 祥肇君	真山 勇一君	川田 龍平君			
中西 祐介君	熊谷 大君	森本 真治君	磯崎 哲史君	小見山幸治君	増子 輝彦君			
磯崎 仁彦君	上野 通子君	石上 俊雄君	安井美沙子君	福山 哲郎君	櫻井 充君			
石井 浩郎君	赤石 清美君	浜野 喜史君	小西 洋之君	小川 敏夫君	長浜 博行君			
山田 俊男君	野上浩太郎君	石橋 通宏君	大野 元裕君	小野 次郎君	室井 邦彦君			
小泉 昭男君	二之湯 智君	西村まさみ君	柘植 芳文君	前川 清成君	加藤 敏幸君			
岡田 直樹君	松村 祥史君	斎藤 嘉隆君	徳永 エリ君	小川 勝也君	直嶋 正行君			
野村 哲郎君	愛知 治郎君	田城 郁君	難波 奨二君	北澤 俊美君	柳田 稔君			
末松 信介君	中川 雅治君	江崎 孝君	滝波 宏文君	前田 武志君	江田 五月君			
有村 治子君	宮沢 洋一君	野田 国義君	金子 洋一君	寺田 典城君	片山虎之助君			
林 芳正君	岡田 広君	吉川 沙織君	牧山ひろえ君	内閣総理大臣	安倍 晋三君			
金子原二郎君	脇 雅史君	風間 直樹君	相原久美子君	総務大臣	高市 早苗君			
鶴保 庸介君	関口 昌一君	林 久美子君	福岡 資麿君	厚生労働大臣	塩崎 恭久君			
岩城 光英君	伊達 忠一君	広田 一君	藤末 健三君	国務大臣	石破 茂君			
高階恵美子君	岩井 茂樹君	尾立 源幸君	大久保 勉君	(内閣府特命担当大臣(国家戦略特別区域))				
平野 達男君	糸数 慶子君	白 眞勲君	足立 信也君					
山本 太郎君	阿達 雅志君	藤本 祐司君	島尻安伊子君					

議長の報告事項
去る三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

石田 昌宏君

世耕 弘成君

長峯 誠君

上野 通子君

田村 智子君

山下 芳生君

総務委員

辞任

補欠

吉田 忠智君

又市 征治君

財政金融委員

辞任

補欠

上野 通子君

長峯 誠君

文教科学委員

辞任

補欠

世耕 弘成君

石田 昌宏君

厚生労働委員

辞任

補欠

山下 芳生君

田村 智子君

国土交通委員

辞任

補欠

吉川ゆうみ君

武見 敏三君

環境委員

又市 征治君

補欠

吉田 忠智君

行政監視委員

武見 敏三君

補欠

吉川ゆうみ君

議院運営委員

小林 正夫君

補欠

浜野 喜史君

喜史君

辞任

補欠

浜野 喜史君

正夫君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

議院運営委員会

理事 室井 邦彦君 (清水貴之君の補欠)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案 (閣法第七一号) 農林水産委員会に付託

貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第五二二号)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

特許法等の一部を改正する法律案
不正競争防止法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五
条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止

の実施につき承認を求めの件
同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員糸数慶子君提出名護市辺野古におけ
る海上保安庁による市民に対する過剰警備に関

する質問に対する答弁書(第一七七号)
参議院議員藤末健三君提出徴兵制度を禁じた日

本国憲法第十三条及び第十八条の解釈の変更
に関する質問に対する答弁書(第一七八号)

参議院議員藤末健三君提出国債の平均償還年限
長期化に関する質問に対する答弁書(第一七九

号)
参議院議員有田芳生君提出新国立競技場建設に

関する質問に対する答弁書(第一八〇号)
参議院議員山本太郎君提出漢方薬原料生薬の国

内自給率と品質管理に関する再質問に対する答
弁書(第一八一号)

参議院議員福島みずほ君提出教科書検定の権限
に関する再質問に対する答弁書(第一八二号)

平成二十七年七月八日 参議院会議録第三十一号

議長長の報告事項

参議院議員福島みずほ君提出戦争法案における
諸「事態」に関する質問に対する答弁書(第一八

三三号)
参議院議員福島みずほ君提出戦争法案における

集団的自衛権等に関する質問に対する答弁書
(第一八四号)

参議院議員中西健治君提出いわゆる新三要件の
従前の憲法解釈との論理的整合性及び法的安定

性に関する質問に対する答弁書(第一八五号)
参議院議員中西健治君提出昭和四十七年の政府

見解の論理的解釈に関する質問に対する答弁書
(第一八六号)

参議院議員中西健治君提出徴兵制に関する質問
に対する答弁書(第一八七号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通
知した。

特許法等の一部を改正する法律
不正競争防止法の一部を改正する法律

同日国会において承認することを議決した次の件
を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五
条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止

の実施につき承認を求めの件
一昨六日議長において、次のとおり常任委員の辞

任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員

辞任 補欠
芝 博一君 石橋 通宏君

厚生労働委員 補欠
石橋 通宏君 芝 博二君

行政監視委員 補欠
石橋 通宏君 芝 博二君

辞任 補欠
石橋 通宏君 芝 博二君

参議院議員福島みずほ君提出教科書検定の権限
に関する再質問に対する答弁書(第一八二号)

同日議員から委員会審査省略要求書を付して次の
議案が提出された。

政策評価制度に関する決議案(松村祥史君外十
六名発議)

同日議員から次の質問主意書が提出された。
昭和四十七年の政府見解の論理的解釈に関する

再質問主意書(中西健治君提出(第一九二号))
いわゆる新三要件の従前の憲法解釈との論理的

整合性及び法的安定性に関する再質問主意書
(中西健治君提出(第一九三号))

各地方厚生(支)局分室等における選定委員会に
関する質問主意書(西村まさみ君提出(第一九

四号))
東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故へ

の対応に関する質問主意書(石上俊雄君提出)
(第一九五号)

改正児童ポルノ禁止法施行に関する再質問主意
書(山田太郎君提出(第一九六号))

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
パチンコ営業に対する規制の在り方の一部不明

確な点に関する第三回質問主意書(小見山幸治
君提出(第一九七号))

昨七日議長において、次のとおり常任委員の辞任
を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任 補欠

岡田 直樹君 豊田 俊郎君

世耕 弘成君 井原 巧君

石橋 通宏君 芝 博一君

山下 芳生君 田村 智子君

総務委員 補欠
辞任 補欠

井原 巧君 世耕 弘成君

文教科学委員 補欠
辞任 補欠

田村 智子君 山下 芳生君

厚生労働委員 補欠
辞任 補欠

芝 博一君 石橋 通宏君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興及び原子力問題特別委員
辞任 補欠

田城 郁君 増子 輝彦君

田村 智子君 吉良よし子君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機

能の強化のための国家行政組織法等の一部を改
正する法律案(閣法第五四号)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案
は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受

領した。
官公需についての中小企業者の受注の確保に関

する法律等の一部を改正する法律案
同日委員長から次の報告書が提出された。

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の
一部を改正する法律案(閣法第六五号)審査報告

書
同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員山本太郎君提出漢方医学と漢方薬を
日本と世界に全面展開することに関する質問に

対する答弁書(第一八八号)
参議院議員中西健治君提出昭和四十七年九月十

四日の参議院決算委員会における吉國內閣法制
局長官答弁に関する質問に対する答弁書(第一

八九号)
参議院議員中西健治君提出昭和四十七年の政府

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律
同日内閣から、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律第七条第三項の規定に基づく海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動についての報告を受領した。

政策評価制度に関する決議案
右の議案を決議する。

平成二十七年七月六日

賛成者

松村 祥史 石井みどり
柘植 芳文 長峯 誠
渡邊 美樹 難波 奨二
柳澤 光美 佐々木さやか
清水 貴之 倉林 明子
行田 邦子 和田 政宗
山本 太郎 水野 賢一
又市 征治 荒井 広幸
糸数 慶子

賛成者

石井 浩郎 上野 通子
木村 義雄 島田 三郎
滝沢 求 中西 祐介
羽生田 俊 福岡 資麿
松下 新平 山田 修路
有田 芳生 神本美恵子
小林 正夫 津田弥太郎
藤末 健三 藤本 祐司
谷合 正明

参議院議長 山崎 正昭殿

政策評価制度に関する決議

政府は、平成十三年の中央省庁等改革を機に、政策評価制度を全政府的に導入し、平成十四年からは、行政機関が行う政策の評価に関する法律、

いわゆる政策評価法を施行するとともに、平成十七年には、同法に基づく施行後三年の見直しを行つていく。

このような政策評価制度の歩みにあわせ、参議院改革の一環として創設された行政監視委員会及び本会議においては、平成十五年及び平成十七年に、それぞれ決議を行つたところである。

本年は、平成十七年の政策評価法見直しから十年が経過するとともに、独立行政法人通則法の改正に伴い、政策評価と独立行政法人評価について、それぞれ独立した審議体制が発足したほか、地方創生推進の観点から、地方公共団体はPDCAサイクルの整備が求められている。

また、国際連合の評価グループなどが、本年を、評価と証拠に基づく政策形成を提唱する「国際評価年」として指定し、昨年十二月の国連総会でも、国単位での評価能力の向上についての決議が行われている。

このような状況を踏まえ、政府においては、国民目線に立つて、行政について不断の見直しを行うとともに、国民への説明責任を果たす観点から、今後とも、政策評価制度の実効性を高め、国民の行政への信頼向上を図るため、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一、政策評価の結果を政策に十分反映するために、時宜に適切な政策評価の実施と的確な政策効果の把握が重要であることに鑑み、事後評価においては、適切な目標設定と達成手段を事前に明示し、数値や明確な根拠に基づく評価を実施するとともに、事前評価においては、政策の効果と政策費用の的確な把握を徹底するよう、最大限努めること。なお、政策効果の把握のため、政策目標や測定指標に影響を与える様々な要因について、踏み込んだ分析をするよう十分配慮すること。

二、目標管理型の政策評価については、目標の適切な設定が評価の良否を左右することから、各

府省は、適切な目標設定の下で意義ある評価が行われるよう、事前分析表の作成段階において設定される目標や測定指標の改善を図ること。

なお、測定指標については、国民生活及び社会経済に及ぼす影響を客観的・定量的に示すことができるよう、更なる開発・設定に努めること。

三、PDCAサイクルを通じた行政運営の向上、説明責任の徹底の観点から、政策評価と行政事業レビューとの役割分担、有機的連携を一層強化することにより、メリハリのある分り易い政策評価を推進するとともに、事務事業レベルまで含めた政策の体系化、一覧性の確保をさらに推進すること。

四、主要な評価方式である総合評価については、政策体系のより上位の政策等の評価に用いることが想定されており、制度改善など政策の大幅な見直しへの活用が期待されることから、評価手法の開発や外部シンクタンクの活用などの改善方策を検討し、一層の活用を図ること。

五、総務省が担う総合性・統一性確保評価については、府省横断的政策の評価という極めて重要な役割を果たしていることから、適切なテーマの選定、量的拡大、実施体制の強化、外部シンクタンクの活用などにより、その充実・強化を図ること。

六、総務省の客観性担保評価活動については、政策評価制度全体の質の向上に大きな役割を果たすことが期待されており、今後とも、政策評価法第十二条及び政策評価に関する基本方針の趣旨を十分勘案し、一段の見直し・改善に努めること。

七、地方創生推進諸施策の実施に当たっては、従来の関連諸施策の十分な検証が不可欠であることから、総務省は、政府内における第三者的な評価専門組織の立場から、地方公共団体における中心市街地活性化、地域再生、都市再生など

の地域活性化策の実施状況、効果の発現状況、国の支援施策の活用状況等について、早期に調査・検証を行うこと。

八、政策評価推進機能を担う総務省においては、地方人口ビジョンや地方版総合戦略の策定等を行う地方公共団体がPDCAサイクルを十分活用できるよう、国の関係部局及び地方公共団体への評価手法等の情報提供等の支援に努めること。

右決議する。

審査報告書

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十七年七月七日

内閣委員長 大島九州男
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、公立国際教育学校等管理事業に係る学校教育法等の特例措置その他の国家戦略特別区域に係る法律の特例に関する措置の追加等を行うとともに、経済社会の構造改革及び地域の活性化を図るため、民間事業者による公社管理道路運営事業に係る道路整備特別措置法等の特例措置その他の構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の
の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十七年六月二日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山崎 正昭殿

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法
の一部を改正する法律案

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域
法の一部を改正する法律

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第一条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律
第七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条」を「第十二条の二」に、「第
三十七条」を「第三十六条の二」に改める。

第二条第二項第一号及び第三項中「第十三条」
を「第十二条の二」に改める。

第十九条の二第八
項から第十項まで

当該地方公共団体
一の地方公共団体

当該関係地方公共団体
一の関係地方公共団体

第十一条第一項中「及び第十八条第四項第一
号」を、「第十八条第四項第一号、第二十條の三
及び第二十四条の三第三項第一号」に改める。

第四章中第十三条の前に次の三条を加える。
(公証人法の特例)

第十二条の二 国家戦略特別区域会議が、第八
条第二項第二号に規定する特定事業として、
公証人役場外定款認証事業(国家戦略特別区
域内の場所公証人法(明治四十一年法律第五
十三号)第十八条第一項に規定する役場以外
の場所に限る。)において、公証人が会社法

第八条第二項第三号中「第十三条」を「第十二
条の二」に改め、同条第九項中「(第二条第二
項第一号に掲げるものに限る。以下この項にお
いて同じ。)」を削り、「長は、当該特定事業の下
に(第二条第二項第一号に掲げるものに限
る。)」を加え、「第十三条」を「第十二条の二」に
改める。

第十条第二項中「以下この項において同じ。」「
を定められた特定事業」に、「及び」を「定めら
れた特定事業及び」に改め、「当該特定事業等」
と「の下に」、「第二条第二項第一号に掲げるも
のに限る」とあるのは「第二条第二項第二号に規
定する事業を除く」とを加え、「第十三条」を
「第十二条の二」に改め、同条第三項中「及び第
十三条」を、「第十三条」に改め、「地方教育行政
の組織及び運営に関する法律の項を除く。」「の
下に」及び第十九条の二第八項から第十項まで
の規定を、「第十二条第五項」の下に、「第十九
条の二第四項」を加え、同項の表第十九条第一
項第三号の項の次に次のように加える。

(平成十七年法律第八十六号)第三十条第一項
(他の法令において準用する場合を含む。)並
びに一般社団法人及び一般財団法人に関する
法律(平成十八年法律第四十八号)第十三条及
び第百五十五条の規定による定款の認証を行
う事業をいう。次項及び別表の一の項におい
て同じ。)を定めた区域計画について、内閣総
理大臣の認定を申請し、その認定を受けたと
きは、当該認定の日以後は、公証人は、公証
人法第十八条第二項本文の規定にかかわら
ず、当該区域計画に定められた次項の場所に

において、当該定款の認証に関する職務を行う
ことができる。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号
に掲げる事項として、公証人役場外定款認証
事業を実施する場所を定めるものとする。
(学校教育法等の特例)

第十二条の三 国家戦略特別区域会議が、第八
条第二項第二号に規定する特定事業として、
公立国際教育学校等管理事業(国家戦略特別
区域内において、都道府県又は地方自治法第
二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下
この条において「都道府県等」という。)が設置
する学校教育法(昭和二十二年法律第二十六
号)第一条に規定する中学校(同法第七十一条
の規定により高等学校における教育と一貫し
た教育を施すものに限る。)、高等学校又は中
等教育学校のうち、国際理解教育及び外国語
教育を重点的に行うものその他の産業の国際
競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の
形成に寄与する人材の育成の必要性に対応す
るための教育を行うものとして政令で定める
基準に適合するもの(以下この項及び第三項
第三号において「公立国際教育学校等」とい
う。))の管理を、私立学校法(昭和二十四年法
律第二百七号)第三条に規定する学校法
人、同法第六十四条第四項の規定により設立
された法人、一般社団法人、一般財団法人又
は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七
号)第二条第二項に規定する特定非営利活動
法人であつて、当該公立国際教育学校等の管
理を担当する役員が当該管理を行うために必
要な知識又は経験を有するものとして都道府
県等が指定するもの(以下この条において「指
定公立国際教育学校等管理法人」という。))に
行わせる事業をいう。別表の一の二の項にお
いて同じ。)を定めた区域計画について、内閣
総理大臣の認定を申請し、その認定を受けた

ときは、当該認定の日以後は、都道府県等
は、学校教育法第五条の規定にかかわらず、
条例の定めるところにより、指定公立国際教
育学校等管理法人に公立国際教育学校等の管
理を行わせることができる。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項
の規定による指定(以下この条において単に
「指定」という。)を受けることができない。

一 第十項の規定により指定を取り消され、
その取消しの日から起算して二年を経過し
ない者

二 その役員のうちに、第十二項の規定によ
り刑に処せられ、その執行を終わり、又は
執行を受けることがなくなつた日から起算
して二年を経過しない者がある者

3 第一項の条例には、次に掲げる事項を定め
るものとする。

一 指定の手続

二 指定公立国際教育学校等管理法人が行う
管理に関する基本的な方針

三 指定公立国際教育学校等管理法人が管理
を行う公立国際教育学校等(以下この条に
おいて「特定公立国際教育学校等」という。))
において生徒に対してされる入学、卒業、
退学その他の処分に関する手続及び基準

四 前号に掲げるもののほか、指定公立国際
教育学校等管理法人が行う管理に関する基
準及び業務の範囲

五 その他指定公立国際教育学校等管理法人
が行う管理に関し必要な事項

4 指定は、期間を定めて行うものとする。

5 都道府県等は、指定をしようとするとき
は、あらかじめ、当該都道府県等の議会の議
決を経なければならない。

6 指定公立国際教育学校等管理法人の役員若
しくは職員又はこれらの職にあつた者は、特

定公立国際教育学校等の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

7 指定公立国際教育学校等管理法人の役員又は職員であつて特定公立国際教育学校等の管理の業務に従事するものは、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

8 指定公立国際教育学校等管理法人は、毎年度終了後、その管理を行う特定公立国際教育学校等の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該特定公立国際教育学校等を設置する都道府県等に提出しなければならない。

9 都道府県等の教育委員会は、指定公立国際教育学校等管理法人が管理を行う特定公立国際教育学校等の管理の適正を期するため、指

定公立国際教育学校等管理法人に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

10 都道府県等は、指定公立国際教育学校等管理法人が前項の指示に従わないときその他当該指定公立国際教育学校等管理法人による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

11 特定公立国際教育学校等に関する次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

学校教育法	第四十九条	中学校	中学校(第三十八条の規定にあつては、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。)
地方自治法	第百九十九条第七項	受託者及びについて	受託者、及び当該普通地方公共団体が国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の第三項の規定に基づき同項に規定する公立国際教育学校等(第二百五十二条の三十七第四項及び第二百五十二条の四十二第一項において単に「公立国際教育学校等」という。)の管理を行わせているものについても
第二百四十四条第二項	指定管理者	指定管理者及び国家戦略特別区域法第十二条の三第一項に規定する指定公立国際教育学校等管理法人	

第二百五十二条の三十七第四項	係るもの又はについて	又は当該包括外部監査対象団体が国家戦略特別区域法第十二条の三第一項の規定に基づき公立国際教育学校等の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについて
第二百五十二条の四十二第二項	係るもの又はについて	係るもの、又は普通地方公共団体が国家戦略特別区域法第十二条の三第一項の規定に基づき公立国際教育学校等の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについて
第一条	、中学校 、中等教育学校 、中等教育学校(特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。)	、中学校(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等(以下この条において単に「特定公立国際教育学校等」という。)に該当するものを除く。)
市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)	、中学校 、中等教育学校 、中等教育学校(特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。)	、中学校(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等(以下この条において単に「特定公立国際教育学校等」という。)に該当するものを除く。)
弁償(以下この条及びいう。)は	弁償(以下この条及びいう。)並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の設置する中学校(特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。)	弁償(以下この条及びいう。)並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の設置する中学校(特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。)
係るもの、	係るもの、	係るもの、

第二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号） 地方自治法	教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号） 第十条第一項第二号 公立学校 公立学校（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等（以下単に「特定公立国際教育学校等」という。）を除く。次号において同じ。）	第十一条第一項及び第二項第一号 又は私立学校 学校法人等は、 国家戦略特別区域法第十二条の三第一項に規定する指定公立国際教育学校等管理法人はその管理を行う特定公立国際教育学校等の教員について、学校法人等は	第十四条の二 当該教員 これらの教員 義務教育諸学校（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等（以下この条において単に「特定公立国際教育学校等」という。）に該当するものを除く。）	第二条第一号 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三十三号） 義務教育諸学校 いう。）	第二条第二号 ものに限り、中等教育学校 ものに限り、特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。）
育学校（特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。）	教職員の給与及び報酬等に要する経費並びに都道府県立の中学校及び中等教育学校（いづれも特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。）の管理に要する経費（教職員の給与及び報酬等に要する経費に相当するものに限る。）	（以下） （へき地学校共同調理場を除く。）及びこれに準ずる学校にあつては、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等（次条第一項において単に「特定公立国際教育学校等」という。）に該当するものを除く。以下	第五条の三第一項 教職員の勤務する学校 公立の学校 公立の学校（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等（第五条において単に「特定公立国際教育学校等」という。）を除く。第五条において「公立学校」という。）	第五条 設置者 設置者（特定公立国際教育学校等にあつては、国家戦略特別区域法第十二条の三第一項に規定する指定公立国際教育学校等管理法人）	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号） 第四十七條の五第一項 属する学校 属する学校（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等を除く。）

公立の学校の事務 職員の休職の特例 に関する法律(昭和 三十二年法律第 百十七号)		本則	大学		大学及び国家戦略特別区域法(平成 二十五年法律第百七号)第十二条の 三第三項第三号に規定する特定公立 国際教育学校等
公立学校の学校 医、学校歯科医及 び学校薬剤師の公 務災害補償に関す る法律(昭和三十 二年法律第百四十 三号)		第二条	規定する学校		規定する学校(国家戦略特別区域法 (平成二十五年法律第百七号)第十二 条の三第三項第三号に規定する特定 公立国際教育学校等を除く。)
公立義務教育諸学 校の学級編制及び 教職員定数の標準 に関する法律(昭和 三十三年法律第 百十六号)		第六条第一項	中学校及び義務 教育学校並びに 中等教育学校の 前期課程(		中学校(国家戦略特別区域法(平成二 十五年法律第百七号)第十二条の三 第三項第三号に規定する特定公立国 際教育学校等(以下この項及び第十 五条において単に「特定公立国際教 育学校等」という。)に該当するもの を除く。以下同じ。及び義務教育学 校並びに中等教育学校(特定公立国 際教育学校等に該当するものを除 く。以下同じ。の前期課程)
公立高等学校の適 正配置及び教職員 定数の標準等に関 する法律(昭和三十 六年法律第百八 十八号)		第十五条	義務教育諸学校		義務教育諸学校(特定公立国際教育 学校等に該当するものを除く。次条 第二項及び第十七条において同じ。)
		第二条第二項	規定する全日制 の課程		規定する全日制の課程(国家戦略特 別区域法(平成二十五年法律第百七 号)第十二条の三第三項第三号に規 定する特定公立国際教育学校等(以 下単に「特定公立国際教育学校等」と いう。)に置くものを除く。第六条を 除き、以下同じ。)
			規定する定時制 の課程		規定する定時制の課程(特定公立国 際教育学校等に置くものを除く。第 六条を除き、以下同じ。)

公立の義務教育諸 学校等の教育職員 の給与等に関する 特別措置法(昭和 四十六年法律第七 十七号)		第二条第一項 第九号	中学校	規定する通信制 の課程	規定する通信制の課程(特定公立国 際教育学校等に置くものを除く。以 下同じ。)
		第八条	中等教育学校	含む	含む、特定公立国際教育学校等に該 当するものを除く
		第九条第一項第 九号	学校	中等教育学校又は特定公立国際教育 学校等に該当するもの	学校(特定公立国際教育学校等に該 当するものを除く。)
			高等学校、中等 教育学校	中等教育学校又は特定公立国際教育 学校等に該当するもの	中学校(国家戦略特別区域法(平成二 十五年法律第百七号)第十二条の三 第三項第三号に規定する特定公立国 際教育学校等(以下この項において 単に「特定公立国際教育学校等」とい う。)に該当するものを除く。)

12 第六項の規定に違反して秘密を漏らし、又
は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万
円以下の罰金に処する。
(児童福祉法等の特例)
第十二条の四 国家戦略特別区域会議が、第八
条第二項第二号に規定する特定事業として、
国家戦略特別区域限定保育士事業(国家戦略
特別区域における保育の需要に応ずるため、
国家戦略特別区域限定保育士(次項に規定す
る国家戦略特別区域限定保育士をいう。以下
この項において同じ。の資格を定める事業を
いう。以下この条及び別表の一の三の項にお
いて同じ。))を定めた区域計画について、内閣

2 国家戦略特別区域限定保育士は、その資格
を得た次項に規定する事業実施区域におい
て、第八項において準用する児童福祉法第十
八条の十八第一項の登録を受け、国家戦略特
別区域限定保育士の名称を用いて、専門的知

識及び技術をもつて、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする。

3 第一項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略特別区域限定保育士事業を実施する区域（以下この条において「事業実施区域」という。）を定めるものとする。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、国家戦略特別区域限定保育士となることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

三 第十五項若しくは第十七項から第十九項までの規定又は児童福祉法の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 第八項において準用する児童福祉法第十八条の十九第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

五 児童福祉法第十八条の十九第一項第二号

又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

5 認定区域計画に定められた事業実施区域を管轄する都道府県の知事が行う国家戦略特別区域限定保育士試験に合格した者は、当該事業実施区域において、国家戦略特別区域限定保育士となる資格を有する。

6 国家戦略特別区域限定保育士試験は、厚生労働大臣の定める基準により、国家戦略特別区域限定保育士として必要な知識及び技能について前項に規定する都道府県の知事が行う。

7 国家戦略特別区域限定保育士は、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときは、その資格を得た事業実施区域を明示するものとし、当該事業実施区域以外の区域を表示してはならない。

8 児童福祉法第一章第六節（第十八条の四から第十八条の七まで、第十八条の八第一項及び第二項並びに第十八条の二十三を除く。）及び第四十八条の三第二項の規定は、国家戦略特別区域限定保育士について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第十八条の八第三項及び第十八条の十一第一項	保育士試験委員	国家戦略特別区域限定保育士試験委員
第十八条の九第一項及び第三項	保育士試験	国家戦略特別区域限定保育士試験
第十八条の十第二項	この法律（	国家戦略特別区域法第十二条の四第七項、同条第八項において準用するこの法律（同項において準用する

第十八条の十八第一項及び第二項

保育士登録簿

国家戦略特別区域限定保育士登録簿

第十八条の十八第三項
第十八条の十九第一項第一号
第十八条の二十四

保育士登録証
第十八条の五各号
この法律
指定保育士養成施設、保育士試験

国家戦略特別区域限定保育士登録証
国家戦略特別区域法第十二条の四第四項各号
国家戦略特別区域法第十二条の四第八項において準用するこの法律
国家戦略特別区域限定保育士試験

9 厚生労働大臣及び関係地方公共団体は、第五項に規定する事業実施区域において、その資格を得た国家戦略特別区域限定保育士が、保育士と連携して、その専門的知識及び技術をもつて、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことにより保育の需要に応ずるため、児童福祉法第四十五条第一項の基準の設定その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

10 国家戦略特別区域限定保育士は、第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録の日から起算して三年を経過した日（次項において「三年経過日」という。）以後においては、児童福祉法第十八条の六第二号に該当する者とみなす。

11 国家戦略特別区域限定保育士は、三年経過日に、第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録をした都道府県知事による児童福祉法第十八条の十八第一項の登録を受けた者とみなす。この場合において、当該国家戦略特別区域限定保育士に係る第八項において準用する同条第一項の登録は、当該三年経過日に、その効力を失うものとする。

12 認定区域計画に定められた事業実施区域の

全部又は一部が一の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内にある場合であつて、当該認定区域計画に第八条第二項第四号に掲げる事項として、当該事業実施区域を管轄する都道府県の知事と当該指定都市の長の合意により期間を定めて当該期間内は当該指定都市（以下この項において「試験実施指定都市」という。）の長が厚生労働省令で定めるところにより国家戦略特別区域限定保育士試験を行う旨が定められているときは、第六項の規定にかかわらず、当該期間内は、当該試験実施指定都市の長が国家戦略特別区域限定保育士試験を行うものとする。この場合において、第五項中「を管轄する都道府県の知事」とあるのは「の全部又は一部をその区域に含む試験実施指定都市（第十二項に規定する試験実施指定都市をいう。次項及び第十一項において同じ。）の長と、第六項中「都道府県の知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、第八項中「次の」とあるのは「同法第十八条の八第三項中「都道府県」とあるのは「国家戦略特別区域法第十二条の四第十二項に規定する試験実施指定都市（以下単に「試験実施指定都市」という。）」と、同法第十八条の九第一項及び第二項、第十八条の十、第十八条の

十三から第十八条の十五まで、第十八条の十六第一項、第十八条の十七、第十八条の十八第三項、第十八条の十九並びに第十八条の二十中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、同法第十八条の九第三項及び第十八条の十八第二項中「都道府県」とあるのは「試験実施指定都市」と読み替えるものとするほか、次のと、前項中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長の管轄区域を管轄する都道府県知事」とする。

13 第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録を受けている者が認定区域計画に定められた事業実施区域内に所在

する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下この項において「認定子ども園法」という。)第二条第七項に規定する幼児連携型認定子ども園の職員となる場合における認定子ども園法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号。以下この項において「認定子ども園法一部改正法」という。)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

認定子ども園法第十五条第一項	児童福祉法
認定子ども園法一部改正法附則第五条第一項	児童福祉法

国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の四第八項において準用する児童福祉法	国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の四第八項において準用する児童福祉法
--	--

14 次に掲げる事由が生じた場合においては、政令で、当該事由の発生に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

一 第九条第一項の規定による認定区域計画の変更(事業実施区域を変更するもの又は第八条第二項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域限定保育士事業を定め

16 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

17 第八項において準用する児童福祉法第十八条の八第四項又は第十八条の十二第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

18 正当な理由がないのに、第八項において準用する児童福祉法第十八条の十六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定試験機関(第八項において準用する同法第十八条の九第一項に規定する指定試験

15 条の二十二の規定に違反した者は、一年以下

機関をいう)の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

19 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七項の規定に違反した者

二 第八項において準用する児童福祉法第十八条の十九第二項の規定により国家戦略特別区域限定保育士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、国家戦略特別区域限定保育士の名称を使用したもの

第十三条第一項中「別表の一の項」を「別表の一の四の項」に改める。

第十四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「医療法の特例」を付し、同条の次に次の二条を加える。

第十四条の二 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域医療法人運営柔軟化事業(国家戦略特別区域において、医師又は歯科医師でない理事であつて、医療法人の経営管理について専門的な知識経験を有するもののうちから理事長を選出することにより、医療法人の運営の柔軟性を高め適切な医療を提供することを促進する事業をいう。以下この条及び別表の二の二の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、都道府県知事は、当該国家戦略特別区域医療法人運営柔軟化事業に係る医療法人から医療法第四十六条の三第一項ただし書の認可の申請があつた場合においては、当該申請が医療法人の運営の柔軟性を高め適切な医療を提供するために必要なものとして政令で定める基準に適合すると認めるときは、当該認可をするものとする。

(水産業協同組合法の特例)

第十四条の三 国家戦略特別区域会議が、第八

条第二項第二号に規定する特定事業として、漁業生産協業化促進事業(国家戦略特別区域において、漁業生産組合(当該国家戦略特別区域内に住所又は事業場を有するものに限る。以下この条において同じ。)の管理、設立及び解散に係る要件を緩和することにより、その組合員の漁業生産についての協業化を促進する事業をいう。別表の二の三の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、漁業生産組合の管理、設立及び解散に係る水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第八十六条第二項から第四項までの規定の適用については、同条第二項中「第三十四条第一項、第二項」とあるのは「第三十四条第一項」と、「第三十四条第二項中「五人」とあるのは「三人」と、同条第十項」とあるのは「第三十四条第十項」と、同条第三項及び第四項中「七人」とあるのは「三人」とする。

第十六条の次に次の一条、見出し及び二条を加える。

(国有林野の管理経営に関する法律の特例)

第十六条の二 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国有林野活用促進事業(国家戦略特別区域において、国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)第七條第一項の規定により貸し付け、又は使用させることができる同法第二条第一項第一号の国有林野(以下この項において単に「国有林野」という。)の面積の規模を拡大することにより、国有林野の活用を促進する事業をいう。次項及び別表の四の二の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域計画に定められた次項の区域内にある国有林野についての同法第七

条第二項第二号に規定する特定事業として、漁業生産協業化促進事業(国家戦略特別区域において、漁業生産組合(当該国家戦略特別区域内に住所又は事業場を有するものに限る。以下この条において同じ。)の管理、設立及び解散に係る要件を緩和することにより、その組合員の漁業生産についての協業化を促進する事業をいう。別表の二の三の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、漁業生産組合の管理、設立及び解散に係る水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第八十六条第二項から第四項までの規定の適用については、同条第二項中「第三十四条第一項、第二項」とあるのは「第三十四条第一項」と、「第三十四条第二項中「五人」とあるのは「三人」と、同条第十項」とあるのは「第三十四条第十項」と、同条第三項及び第四項中「七人」とあるのは「三人」とする。

第十六条の次に次の一条、見出し及び二条を加える。

(国有林野の管理経営に関する法律の特例)

第十六条の二 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国有林野活用促進事業(国家戦略特別区域において、国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)第七條第一項の規定により貸し付け、又は使用させることができる同法第二条第一項第一号の国有林野(以下この項において単に「国有林野」という。)の面積の規模を拡大することにより、国有林野の活用を促進する事業をいう。次項及び別表の四の二の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域計画に定められた次項の区域内にある国有林野についての同法第七

ず、特定退職に係る退職手当(以下この条において「先の退職手当」という。)の額の計算の基礎となつた基礎在職期間を含むものとする。

4 再任用職員が退職した場合におけるその者に対する国家公務員退職手当法第二条の四の規定による退職手当の額は、第一号に規定する法律の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、同号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。ただし、その額が第三号に掲げる額より少ないときは、同号に掲げる額とする。

一 国家公務員退職手当法第二条の四から第十三項まで、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第三十号)附則第五項から第七項まで、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十二号)附則第四項並びに国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(平成十七年法律第一百五十五号)附則第三条、第五条及び第六条の規定により計算した額

二 再任用職員が支給を受けた先の退職手当の額と当該先の退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間に係る利息に相当する額を合計した額

三 前三項の規定を適用しないで第一号に規定する法律の規定により計算した額

5 第一項から前項までの規定は、再任用職員の退職前に、先の退職手当に関し、国家公務員退職手当法第十四条第一項の規定による処分(先の退職手当の全部を支給しないこととするものに限る。)又は同法第十五条第一項の規定による処分(先の退職手当の全部の返納を命ずるものに限る。)が行われたときは、適用しない。

6 再任用職員が退職し、まだ当該退職に係る

退職手当(その額を第四項本文の規定により計算するものに限る。次項及び第八項において同じ。)の額が支払われていない場合において、先の退職手当に関し国家公務員退職手当法第十三条第一項から第三項までの規定による処分が行われたときは、当該退職に係る同法第十一条第二号に規定する退職手当管理機関(次項及び第八項において単に「退職手当管理機関」という。)は、当該処分を受けている者に対し、これらの規定による処分の場合に準じて、第四項本文の規定により計算した額から同項第三号に掲げる額を控除して得た額(以下この条において「特例加算額」という。)の支払を差し止める処分を行うものとする。

8 再任用職員が退職し、当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、先の退職手当に関し国家公務員退職手当法第十五条第一項、第十六条第一項又は第十七条第一項から第五項までの規定による処分が行われたときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該処分を受けている者に対し、これらの規定による処分の場合に準じて、特例加算額の全部又は一部に相当する額の返納又は納付を命ずる処分を行うものとする。この場合において、これらの規定による処分が取り消されたときは、当該特例加算額の全部又は一部に相当する額の返納又は納付を命ずるものとする。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、都市公園占用保育所等施設設置事業に係る保育所等施設の種類のことに当該保育所等施設を設置する都市公園の区域を定めるものとする。

7 再任用職員の退職前に、先の退職手当に関し、国家公務員退職手当法第十四条第一項の規定による処分(先の退職手当の全部を支給しないこととするものを除く。)若しくは同法第十五条第一項の規定による処分(先の退職手当の全部の返納を命ずるものを除く。)が行われたとき、又は再任用職員が退職し、まだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、先の退職手当に関し同法第十四条第一項若しくは第二項、第十五条第一項、第十六条第一項若しくは第十七条第一項から第五項までの規定による処分が行われたときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該処分を受けている者に対し、これらの規定による処分の場合に準じて、特例加算額の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うものとする。この場合において、これらの規定による処分が取り消されたときは、当該特例加算額の全部又は一部を支給し

9 国家公務員退職手当法第十二条第二項及び第三項の規定は第六項及び第七項の規定による処分について、同条第二項の規定は前項の規定による処分について、それぞれ準用する。

第二十條の三 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域血液由来特定研究用器具製造事業(国家戦略特別区域において、大学その他の研究機関と連携し、業として、疾病の原因に関する研究、疾病の予防、診断及び治療に関する方法の研究開発又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)に規定する医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品(以下この項において「医薬品等」という。)の研究開発において試験その他の厚生労働省令で定める用途に用いる物(人体から採取された血液又はこれから得られた物を原料とするもの)に限り、医薬品等を除く。)として厚生労働大臣が定めるもの(以下この条において「血液由来特定研究用器具」という。)を製造する事業であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。以下この条及び別表の八の三の項において同じ。)を定めた区域

第二十條の二 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、都市公園占用保育所等施設設置事業(国家戦略特別区域における保育その他の福祉サービスの需要に應ずるため、都市公園(都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園をいう。以下この条において同じ。)を占用して、保育所その他の社会福祉施設であつて政令で定めるもの(通所のみにより利用されるものに限る。以下この条において「保育所等施設」という。)を設置する事業をいう。以下この条及び別表の八の二の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日から二年以内に当該都市公園占用保育所等施設設置事業に

第二十條の三 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域血液由来特定研究用器具製造事業(国家戦略特別区域において、大学その他の研究機関と連携し、業として、疾病の原因に関する研究、疾病の予防、診断及び治療に関する方法の研究開発又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)に規定する医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品(以下この項において「医薬品等」という。)の研究開発において試験その他の厚生労働省令で定める用途に用いる物(人体から採取された血液又はこれから得られた物を原料とするもの)に限り、医薬品等を除く。)として厚生労働大臣が定めるもの(以下この条において「血液由来特定研究用器具」という。)を製造する事業であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。以下この条及び別表の八の三の項において同じ。)を定めた区域

地域における労働力需給の状況及び当該国家戦略特別区域高年齢退職者就業促進事業に係る業務と同種の業務を営む事業者の事業活動に与える影響に配慮しなければならない。

3 前二項の規定は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合が同法第四十五条において準用する同法第四十二条第五項の規定に基づき行う一般労働者派遣事業について準用する。この場合において、第一項中「第四十二条第一項第四号」とあるのは「第四十五条において準用する同法第四十二条第一項第四号」と、「シルバー人材センター」とあるのは「シルバー人材センター連合」と、「第四十一条第二項に規定するシルバー人材センター」とあるのは「第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合」と、前項中「シルバー人材センター」とあるのは「シルバー人材センター連合」と読み替えるものとする。

(外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第二十七条等の特例等に関する法律の特例)
第二十四条の三 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業(国家戦略特別区域内において、外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第二十七条等の特例等に関する法律(昭和六十二年法律第二十九号。以下この項及び次項第二号において「臨床修練等特例法」という。)第二十六条第六号に規定する臨床修練外国医師、同条第七号に規定する臨床修練外国歯科医師及び同条第八号に規定する臨床修練外国看護師等が同条第四号に規定する臨床修練(次項第二号において単に「臨床修練」という。)を行う診療所を確保する事業をいう。以下この条及び別表の十二の三の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、当該区域計画に定められた次項に規定する国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業に係る診療所は、臨床修練等特例法第二条第

五号に規定する臨床修練病院等第三項において単に「臨床修練病院等」という。)となつたものとみなす。
2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、次に掲げる要件のいずれにも該当する診療所を国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業に係る診療所として定めるものとする。
一 当該診療所の開設者が医療の分野における国際交流の推進に主体的に取り組んでいること。
二 臨床修練が適切に行われるための臨床修練等特例法第二条第九号に規定する臨床修練指導医、同条第十号に規定する臨床修練指導歯科医及び同条第十一号に規定する臨床修練指導者による指導監督に係る体制が確保されていること。

3 次の各号に掲げる事由が生じた場合においては、当該各号に定める日において、第一項の規定により臨床修練病院等となつたものとみなされた診療所第一号において単に「診療所」という。)は、臨床修練病院等でなくなつたものとみなす。
一 第九条第一項の規定による認定区域計画の変更(第八条第二項第四号に掲げる事項として診療所を定めないうこととするもの又は同項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業を定めないうこととするものに限る。)の認定
当該認定の日
二 第十一条第一項の規定による認定区域計画(第八条第二項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業を定めたものに限る。)の認定の取消し 当該認定の取消しの日
(特定非営利活動促進法の特例)
第二十四条の四 国家戦略特別区域会議が、第

八条第二項第二号に規定する特定事業として、特定非営利活動法人設立促進事業(国家戦略特別区域において、特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による縦覧に供する期間を短縮することにより、同法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人の設立を促進する事業をいう。別表の十二の四の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があつた場合における同法第十条第二項及び第三項(これらの規定を同法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第十条第二項中「公告する」とあるのは「インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により公表する」と、「書類」とあるのは「書類(第二号において「特定添付書類」という。))と、「二月間」とあるのは「二週間」と、同項第二号中「特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的」とあるのは「特定添付書類に記載された事項」と、同条第三項ただし書中「一月」とあるのは「一週間」とする。
第二十七条の次に次の見出し及び三条を加える。
(課税の特例)
第二十七条の二 認定区域計画に定められている特定事業(第二条第二項第一号に掲げるもののうち産業の国際競争力の強化若しくは国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして内閣府令で定めるもの又は同項第二号に掲げるものに限る。以下この条において同じ。)を実施する法人であつて、国家戦略特別区域内において当該特定事業の用に供する施

設又は設備を新設し、又は増設したものが、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。
第二十七条の三 認定区域計画に定められている特定事業又は当該特定事業の実施に伴い必要となる施設を整備する事業(これらの事業のうち、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資するものとして内閣府令で定めるものに限る。)を行う者に対し、これらの事業の用に供するために土地又は土地の上に存する権利を譲渡した場合においては、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。
第二十七条の四 認定区域計画に定められている特定事業(当該特定事業の将来における成長発展を図るために外部からの投資を受けることが特に必要なものとして内閣府令で定めるものに限る。以下この条において同じ。)を行う株式会社(当該特定事業を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められることその他の内閣府令で定める要件に該当するものに限る。)により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。
第三十条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。
五 第十六条の三第三項に規定する指針に関し、同条第四項に規定する事項を処理すること。
第六章中第三十七条の前に次の二条を加える。

第六十七号の二 認定区域計画に定められている特定事業(第二条第二項第一号に掲げるもののうち産業の国際競争力の強化若しくは国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして内閣府令で定めるもの又は同項第二号に掲げるものに限る。以下この条において同じ。)を実施する法人であつて、国家戦略特別区域内において当該特定事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設したものが、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。
第六十七号の三 認定区域計画に定められている特定事業又は当該特定事業の実施に伴い必要となる施設を整備する事業(これらの事業のうち、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資するものとして内閣府令で定めるものに限る。)を行う者に対し、これらの事業の用に供するために土地又は土地の上に存する権利を譲渡した場合においては、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。
第六十七号の四 認定区域計画に定められている特定事業(当該特定事業の将来における成長発展を図るために外部からの投資を受けることが特に必要なものとして内閣府令で定めるものに限る。以下この条において同じ。)を行う株式会社(当該特定事業を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められることその他の内閣府令で定める要件に該当するものに限る。)により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。
第三十条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。
五 第十六条の三第三項に規定する指針に関し、同条第四項に規定する事項を処理すること。
第六章中第三十七号の前に次の二条を加える。

(新たに法人を設立しようとする者に対する援助)

第三十六条の二 国及び関係地方公共団体は、国家戦略特別区域において、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業の円滑な展開を図るため、国家戦略特別区域内において新たに法人を設立しようとする外国人、外国会社その他の者に対し、法人の定款の認証、法人の設立の登記その他の法人の設立の手續及び法人を設立する場合における法人税法(昭和四十年法律第三十四号)、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)その他の法令の規定に基づく手續に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を一体的に行うものとする。

2 国家戦略特別区域会議は、前項に規定する援助の実施に関し、内閣総理大臣、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、意見を出し、意見を申し出ることができる。

3 内閣総理大臣、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長は、国家戦略特別区域会議に対し、当該国家戦略特別区域に係る国家戦略特別区域における第一項に規定する援助の実施状況に関する情報を提供するとともに、前項の意見について意見を述べるものとする。

4 国家戦略特別区域会議は、前項の規定により内閣総理大臣、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長が述べた意見を尊重するものとする。

(創業者が行う事業の実施に必要な人材の確保のための創業者等に対する援助)

第三十六条の三 国及び関係地方公共団体は、国家戦略特別区域において、創業者が行う事業の実施に必要な人材の確保を支援することにより、産業の国際競争力の強化又は国際的

な経済活動の拠点の形成に資する事業の円滑な展開を図るため、創業者又は創業者者として使用されることを希望する国の行政機関の職員、地方公共団体の職員、民間企業の従業員その他の者に対する採用又は就職の援助を行うものとする。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により国及び関係地方公共団体が援助を行う場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとする。

第三十七条第三項を次のように改める。

3 第三十六条の二第二項から第四項までの規定は、第一項の規定により国が援助を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長」とあるのは「及び関係行政機関の長」と、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第三十七條第一項」と読み替えるものとする。

第三十七條第四項及び第五項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓に関する活動の促進)

第三十七條の二 国及び関係地方公共団体は、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓に資するため、国家戦略特別区域において、当該需要の開拓に関する活動を行う外国人、外国会社その他の者と密接な連携を図りながら、これらの者に対する情報の提供及び助言その他の当該活動を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

別表中一の項を一の四の項とし、同項の前に次のように加える。

一	公証人役場外定款認証事業	第十二条の二
一の二	公立国際教育学校等管理事業	第十二条の三
一の三	国家戦略特別区域限定保育士事業	第十二条の四

別表の二の項の次に次のように加える。

二の一	国家戦略特別区域医療法人運営柔軟化事業	第十四条の二
二の二	漁業生産協業化促進事業	第十四条の三

別表の四の項の次に次のように加える。

四の一	国有林野活用促進事業	第十六条の一
四の二	国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業	第十六条の二
四の三	国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業	第十六条の三
四の四	国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業	第十六条の四

別表の七の項の次に次のように加える。

七の一	国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業	第十九条の一
-----	---------------------	--------

別表の八の項の次に次のように加える。

八の一	都市公園占用保育所等施設設置事業	第二十条の一
八の二	国家戦略特別区域血液由来特定研究用製薬事業	第二十条の二
八の三	国家戦略特別区域血液由来特定研究用製薬事業	第二十条の三

別表の十二の項の次に次のように加える。

十二の一	国家戦略特別区域高齢者就業促進事業	第二十四条の一
十二の二	国家戦略特別区域臨床研修診療所確保事業	第二十四条の二
十二の三	国家戦略特別区域臨床研修診療所確保事業	第二十四条の三
十二の四	特定非営利活動法人設立促進事業	第二十四条の四

(構造改革特別区域法の一部改正)

第二条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条の次に次の一条を加える。

(通訳案内士法の特例)

第十九条の二 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域固有の観光の魅力についての通訳案内士(通訳案内士法(昭和二十四年法律第二十号)第二条に規定する通訳案内をいう。以下この条において同じ。)に対する外国人観光客の需要の動向を

の他の事情からみて、地域限定特例通訳案内士(次項に規定する地域限定特例通訳案内士をいう。以下この項において同じ。)の育成、確保及び活用を図る事業(以下この項及び別表第九号の二において「地域限定特例通訳案内士育成等事業」という。)を実施することが、通訳案内士と連携して外国人観光客の需要の多様化に的確に対応し、地域における観光の振興を図るため必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地域限

定特別通訳案内士育成等事業に係る地域限定特別通訳案内士については、次項から第十四項までに定めるところによる。

2 地域限定特別通訳案内士は、その資格を得た構造改革特別区域の区域において、報酬を得て、通訳案内を行うことを業とする。

3 地域限定特別通訳案内士については、通訳案内士法の規定を適用しない。

4 第一項の認定を受けた地方公共団体が行う当該認定に係る構造改革特別区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了した者は、当該構造改革特別区域の区域において、地域限定特別通訳案内士となる資格を有する。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、地域限定特別通訳案内士となる資格を有しない。

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの

二 第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

三 通訳案内士法第三十三条第一項の規定により通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

四 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第十七条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により奄美群島特別通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

五 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第十七条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により小笠原諸島特別通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該

処分の日から二年を経過しないもの

六 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)第二十四条第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

七 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により中心市街地特別通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

八 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第十四条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により沖縄特別通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

九 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第六十三条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特別通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

六 地域限定特別通訳案内士は、その資格を得た構造改革特別区域の区域以外において、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない。

7 地域限定特別通訳案内士は、その業務に関して地域限定特別通訳案内士の名称を表示するときは、その資格を得た構造改革特別区域の区域を明示するものとし、当該構造改革特別区域以外の区域を表示してはならない。

8 通訳案内士法第三章の規定は、地域限定特別通訳案内士の登録について準用する。この

場合において、同法第十八条、第十九条(見出しを含む。)及び第二十七条(見出しを含む。)中「通訳案内士登録簿」とあるのは「地域限定特別通訳案内士登録簿」と、同法第十九条中「都道府県」とあるのは「認定地方公共団体(構造改革特別区域法第十九条の二第一項の認定を受けた地方公共団体をいい、当該地方公共団体が二以上である場合にあつては、当該認定を受けた同法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画において定めた一の地方公共団体をいう。以下この章において同法第十八条とあるのは「構造改革特別区域法第十九条の二第八項において準用する第十八条」と、同法第二十条第一項及び第二十二

条中「第十八条」とあるのは「構造改革特別区域法第十九条の二第八項において準用する第十八条」と、同法第二十条第一項及び第二十二

条中「第十八条」とあるのは「構造改革特別区域法第十九条の二第八項において準用する第十八条」と、同法第二十条第一項及び第二十二

条中「第十八条」とあるのは「構造改革特別区域法第十九条の二第八項において準用する第十八条」と、同法第二十条第一項及び第二十二

条中「第十八条」とあるのは「構造改革特別区域法第十九条の二第八項において準用する第十八条」と、同法第二十条第一項及び第二十二

条中「第十八条」とあるのは「構造改革特別区域法第十九条の二第八項において準用する第十八条」と、同法第二十条第一項及び第二十二

条中「第十八条」とあるのは「構造改革特別区域法第十九条の二第八項において準用する第十八条」と、同法第二十条第一項及び第二十二

特別区域計画において定めた一の地方公共団体をいう。以下この章において同じ。)の長」と、同法第三十三条第一項中「この法律又はこの法律とあるのは「構造改革特別区域法又は同法」と、同項、同条第二項及び同法第三十四条中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

10 通訳案内士法第三十五条の規定は、地域限定特別通訳案内士の団体について準用する。この場合において、同条第一項中「観光庁長官」とあるのは「認定地方公共団体(構造改革特別区域法第十九条の二第一項の認定を受けた地方公共団体をいい、当該地方公共団体が二以上である場合にあつては、当該認定を受けた同法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画において定めた一の地方公共団体をいう。第三項において同じ。)の長」と、同条第三項中「観光庁長官」とあるのは「認定地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

11 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第六項の規定に違反した者

二 偽りその他不正の手段により地域限定特別通訳案内士の登録を受けた者

三 第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定による業務の停止の処分に違反した者

12 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七項の規定に違反した者

二 第九項において準用する通訳案内士法第三十条の規定に違反した者

三 第九項において準用する通訳案内士法第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

13 第十項において準用する通訳案内士法第三十五条第一項の団体が同項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、その

団体の代表者又は管理者を三十万円以下の過料に処する。

14 第九項において準用する通訳案内士法第二十九條第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

第二十八條の二の次に次の一条を加える。

（道路整備特別措置法及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の特例）

第二十八條の三 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、公社管理道路（地方道路公社（地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条の地方道路公社をいう。以下この条において同じ。）が道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十条第一項の許可を受けて新設し、又は改築した道路であつて、同法第十四條の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、又は同法第十五條第一項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行うものをいう。以下この条において同じ。）の交通の状況及びその近傍に立地する商業施設その他の施設の利用の状況に照らし、当該施設を運営する事業と連携して民間事業者が公社管理道路運営事業（公社管理道路の運営等（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）以下この条及び第三十條第一項において「民間資金法」という。）第二條第六項に規定する運営等をいう。以下この項において同じ。）であつて、当該公社管理道路の利用に係る料金（以下この条において「利用料金」という。）を当該運営等を行う者が自らの収入として收受するもの及びこれに附帯する事業をいう。以下この項及び別表第十八號の三において同じ。）を実施することが、当該公社管理道路の通行者及び利用者の利便の増進を図るため必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたとき

は、当該認定の日以後は、当該地方道路公社は、民間資金法第十九條第一項の規定により公社管理道路運営権（当該認定に係る公社管理道路運営事業（以下この条において「認定公社管理道路運営事業」という。）に係る公共施設等運営権（民間資金法第二條第七項に規定する公共施設等運営権をいう。）をいう。以下この条において同じ。）を設定する場合に、道路整備特別措置法第十條第一項、第十一條第一項及び第十五條第一項の規定にかかわらず、当該公社管理道路運営権を有する者以下この条において「公社管理道路運営権者」という。）に当該認定公社管理道路運営事業に係る利用料金を自らの収入として收受させるものとする。

2 地方道路公社が民間資金法第五條第一項の規定により認定公社管理道路運営事業に係る実施方針を定める場合における民間資金法第十七條の規定の適用については、同法第四號中「第二十條の規定により費用を徴収する場合においては、その旨あらかじめ徴収金額を定める場合にあつては、費用を徴収する旨及びその金額」とあるのは、「構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第二十八條の三第十項に規定する公社管理道路運営権の設定の対価を徴収する旨及びその金額」とする。

3 公社管理道路運営権者が民間資金法第二十二條第一項の規定により認定公社管理道路運営事業に係る公共施設等運営権実施契約を締結する場合における同項の規定の適用については、同項第三号中「公共施設等の利用に係る約款を定める場合には、その決定手続及び公表方法」とあるのは、「供用約款の決定手続及び公表方法並びに利用料金の公表方法」とする。

4 公社管理道路運営権者が民間資金法第二十三條第一項の規定により利用料金を收受する

場合における同法第二項の規定の適用については、同項中「実施方針に従ひ」とあるのは、「実施方針に従ひ、かつ、構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第二十八條の三第五項の規定により特定道路公社が国土交通大臣の認可を受けて定めた利用料金の上限の範囲内」とする。

5 公社管理道路運営権を設定した地方道路公社（以下この条において「特定道路公社」という。）は、公社管理道路運営権者が民間資金法第二十三條第一項の規定により收受する利用料金の上限及びその徴収期間を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

6 国土交通大臣は、前項に規定する利用料金の上限及びその徴収期間が道路整備特別措置法第二十三條第一項（第五号に係る部分に限る。）に定める基準その他政令で定める基準に適合するものであると認める場合に限り、前項の認可をすることができ。

7 第五項の認可については、道路整備特別措置法第十條第六項及び第十六條の規定を準用する。

8 地方道路公社が民間資金法第十九條第一項の規定により公社管理道路運営権を設定する際現に道路整備特別措置法第十條第一項若しくは第四項、第十一條第一項若しくは第四項又は第十五條第一項若しくは第四項の規定により許可を受けている料金の額及びその徴収期間（認定公社管理道路運営事業を開始する日以後の期間に限る。）は、特定道路公社が第五項の規定により認可を受けて定めた利用料金の上限及びその徴収期間とみなす。

9 特定道路公社は、公社管理道路運営権者から民間資金法第二十三條第二項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を国土交通大臣及び当該公社管理道路運営権者に係る公社管理道路の道路管理者に通知すると

もに、国土交通省令で定める方法で公告しなければならない。

10 特定道路公社は、民間資金法第十九條第一項の規定により公社管理道路運営権を設定したときは、公社管理道路運営権者から当該公社管理道路運営権の設定の対価を徴収しなければならない。

11 特定道路公社は、前項に規定する対価の額を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

12 国土交通大臣は、第十項に規定する対価の額が、特定道路公社が收受する公社管理道路運営権に係る公社管理道路に係る占用料その他の収入で政令で定めるものと併せて、当該公社管理道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用で政令で定めるものを、当該公社管理道路に係る利用料金の徴収期間の満了の日までに償ふものであると認める場合に限り、前項の認可をすることができ

13 特定道路公社が民間資金法第十九條第一項の規定により公社管理道路運営権を設定した場合における道路整備特別措置法第十條第四項、第十四條、第十五條第四項、第十七條第三項、第二十四條第一項から第三項まで、第二十五條第一項及び第五十二條の規定の適用については、同法第十條第四項中「第二号、第五号又は第六号」とあるのは「又は第二号」と、同法第十四條中「料金」とあるのは「構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第二十八條の三第一項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）」と、同法第十五條第四項中「第二号、第四号又は第五号」とあるのは「又は第二号」と、同法第十七條第三項、第二十四條第一項及び第二項並びに第五十二條中「料金」とあるのは「利用料金」と、

同法第二十四条第三項中「この法律の規定により料金を徴収することができる」とあるのは「構造改革特別区域法第二十八条の三第一項の規定により公社管理道路運営権者(同項に規定する公社管理道路運営権者をいう。以下同じ。)に利用料金を収受させることとして」と、「料金の徴収」とあるのは「当該公社管理道路運営権者が利用料金の徴収」と、「料金の徴収施設」とあるのは「利用料金の徴収施設」と、「料金を徴収される」とあるのは「利用料金を徴収される」と、同法第二十

五条第一項中「料金を徴収しよう」とあるのは「公社管理道路運営権者に利用料金を収受させよう」と、「その額及び」とあるのは「その」と、同法第二十一条第四項の規定は、適用しない。

第三十条第一項中「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)」を「民間資金法」に改め、「及び次条」を削る。

別表第九号の次に次のように加える。

九の二 地域限定特例通訳案内士養成等事業 第十九条の二

別表第十八号の二の次に次のように加える。

十八の三 民間事業者による公社管理道路運営事業 第二十八条の三

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中国国家戦略特別区域法第八条第九項の改正規定(第十三条を「第十二条の二」に改める部分を除く)、同法第十条第二項の改正規定(第十三条を「第十二条の二」に改める部分を除く)及び同法第二十七条の次に見出し及び三条を加える改正規定並びに附則第十四条及び第十九条の規定 公布の日
- 二 第二条中構造改革特別区域法第二十八条の二の次に一条を加える改正規定、同法第三十条第一項の改正規定及び同法別表第十八号の二の次に次のように加える改正規定 公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 附則第十五条の規定 労働者派遣事業の適

正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の国家戦略特別区域法第十二条の三第十一項の表公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の項中「及び義務教育学校並びに」とあるのは、「並びに」とする。

(児童福祉法の一部改正)

第三条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第十八条の五第二号中「禁錮」を「禁固」に改め、同条に次の一号を加える。

五 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の四第八項において準用する第十八条の十九第一項第二号又は第

二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

(通訳案内士法の一部改正)

第四条 通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第四条第八号を次のように改める。

八 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十九条の二第九項において準用する第三十三条第一項の規定により地域限定特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

第四条中第九号を削り、第十号を第九号とする。

(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正)

第五条 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第五項第八号を次のように改める。

八 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十九条の二第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

第十七条第五項中第九号を削り、第十号を第九号とする。

(住民基本台帳法の一部改正)

第六条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二の七の項中「通訳案内士法」の下に「(昭和二十四年法律第二百十号)」を加え、同表の七の二の項中「総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)」を「構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)」に、「第二十條第八項及び第四十三條第八項」を「第十九条の二第八項」に改め、「(昭和二十四年法律第二百十号)」

を削る。

別表第三の二の二の項、別表第四の六の二の項及び別表第五第二十六号の二の二「総合特別区域法」を「構造改革特別区域法」に、「第二十条第八項及び第四十三條第八項」を「第十九条の二第八項」に改める。

(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正)

第七条 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第五項第八号を次のように改める。

八 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十九条の二第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

第十七条第五項中第九号を削り、第十号を第九号とする。

(外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正)

第八条 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第八号を次のように改める。

八 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十九条の二第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

第十三条中第九号を削り、第十号を第九号とする。

(中心市街地の活性化に関する法律の一部改正)

第九条 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第五項第八号を次のように改める。

八 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十九条の二第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

第三十六条第五項中第九号を削り、第十号を第九号とする。

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第十条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条第五項第八号を次のように改める。

八 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十九条の二第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

第十四条第五項中第九号を削り、第十号を第九号とする。

(総合特別区域法の一部改正)

第十一条 総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条を次のように改める。

第二十条 削除

第四十三条を次のように改める。

第四十三条 削除

別表第一の三の項中「国際戦略総合特別区域通訳案内士育成等事業」を「削除」に改める。

別表第二の一の項中「地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業」を「削除」に改める。

(総合特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の総合特別区域法(以下この条にお

いて「旧総合特別区域法」という。)第三十五条第十項の規定を受けている同条第一項に規定する地域活性化総合特別区域計画(同条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として旧総合特別区域法第四十三条第一項に規定する地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業を定めたものに限る。)については、前条の規定による改正後の総合特別区域法(以下この条において「新総合特別区域法」という。)第三十七条の二第二項第一号に規定する特定事業として第二項の規定による改正後の構造改革特別区域法(以下この条において「新構造改革特別区域法」という。)第十九条の二第二項に規定する地域限定特例通訳案内士育成等事業を定めた新総合特別区域法第三十五条第一項に規定する地域活性化総合特別区域計画であつて新総合特別区域法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用される新総合特別区域法第三十五条第十項の規定を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧総合特別区域法第四十三条第八項において準用する通訳案内士法第十八条の規定による地域活性化総合特別区域通訳案内士の登録を受けている者については、新総合特別区域法第三十七条の二第三項の規定によりみなして適用される新構造改革特別区域法第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第十八条の規定による地域限定特例通訳案内士の登録を受けた者とみなす。

3 旧総合特別区域法第四十三条第八項において準用する通訳案内士法第十九条の規定による地域活性化総合特別区域通訳案内士登録簿は、新総合特別区域法第三十七条の二第三項の規定によりみなして適用される新構造改革特別区域法第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第十九条の規定による地域限定特例通訳案内士登録簿とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧総合特別区域法第

四十三条第八項において準用する通訳案内士法第二十二條の規定により交付されている地域活性化総合特別区域通訳案内士登録証は、新総合特別区域法第三十七条の二第三項の規定によりみなして適用される新構造改革特別区域法第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第二十二條の規定により交付された地域限定特例通訳案内士登録証とみなす。

5 前各項に規定するもののほか、この法律の施行前に旧総合特別区域法第四十三条第一項の規定の適用を受けて旧総合特別区域法の規定によりされた処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に旧総合特別区域法第四十三条第一項の規定の適用を受けて旧総合特別区域法の規定によりされている申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)は、この法律の施行後は、新総合特別区域法第三十七条の二第三項の規定によりみなして適用される新構造改革特別区域法第十九条の二第二項の規定の適用を受けて新構造改革特別区域法の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

6 この法律の施行前にした旧総合特別区域法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(福島復興再生特別措置法の一部改正)

第十三条 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)の一部を次のように改正す

第六十三条第五項第九号を次のように改める。

九 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十九条の二第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

第六十三条第五項第十号を削る。

(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第十四条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第四号中「及び第二十一条」を「第二十一条及び第二十二條」に改める。

附則に次の一條を加える。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第二十二條 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第十二條の三第十一項の表市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)の項を削り、同表義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三十三号)の項を次のように改める。

ものに限り、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二條の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等(以下この号及び次条において単に「特定公立国際教育学校等」という。)に該当するものを除く。、中等教育学校(特定公

義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三百三十三号)	第二条第二号	ものに限り、中等教育学校
-----------------------------	--------	--------------

第三条	教職員の給与及び報酬等に要する経費	立国際教育学校等に該当するものを除く。
	教職員の給与及び報酬等に要する経費並びに都道府県立の中学校及び中等教育学校(いずれも特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。)の管理に要する経費(教職員の給与及び報酬等に要する経費に相当するものに限る。)	
設置する義務教育諸学校	設置する義務教育諸学校(特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。)	
	教職員の給与及び報酬等に要する経費並びに指定都市の設置する中学校及び中等教育学校(いずれも特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。)の管理に要する経費(教職員の給与及び報酬等に要する経費に相当するものに限る。)	

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第十五条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。
附則に次の一条を加える。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第十八条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第一項中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に、「第二条第四号」を「第二条第三号」に改め、同条第三項中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改める。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定)

第十六条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日がこの法律の施行の日前である場合には、第一条のうち国家戦略特別区域法第二十四条の次に三條を加える改正規定(第二十四条の二に係る部分に限る。)中「一般労働者派遣事業」とあるのは「労働者派遣事業」と、「第二条第四号」とあるのは「第二条第三号」とし、前条の規定は、適用しない。

(内閣府設置法の一部改正)

第十七条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三号の七中「区域計画」に関する

ること」の下に、「同法第十六条の三第三項に規定する指針の作成に関すること」を加える。

(国土交通省設置法の一部改正)

第十八条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十二号の二中「国際戦略総合特別区域通訳案内士、地域活性化総合特別区域通訳案内士」を「地域限定特例通訳案内士」に改める。

(政令への委任)

第十九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

投票者氏名

政策評価制度に関する決議案(松村祥史君外十六名発議)

賛成者氏名

阿達 雅志君	青木 一彦君	赤石 清美君	井原 巧君	石井 浩郎君	石井 みどり君	磯崎 仁彦君	猪口 邦子君	岩城 光英君	上野 通子君	衛藤 晟一君	大家 敏志君	大野 泰正君	岡田 直樹君	片山 さつき君	木村 義雄君	北川 イッセイ君	熊谷 大君	小坂 憲次君
愛知 治郎君	赤池 誠章君	有村 治子君	石井 準一君	石井 正弘君	石田 昌宏君	磯崎 陽輔君	岩井 茂樹君	宇都 隆史君	江島 潔君	尾辻 秀久君	大沼 みずほ君	太田 房江君	岡田 広君	金子 原二郎君	岸 宏一君	北村 経夫君	小泉 昭男君	古賀 友一郎君

上月 良祐君	佐藤 信秋君	酒井 庸行君	島尻 安伊子君	島村 大君	世耕 弘成君	伊達 忠一君	高野 光二郎君	滝沢 求君	武見 敬三君	塚田 一郎君	堂故 茂君	中泉 松司君	中曾 根弘文君	中原 八一君	二之湯 智君	西田 昌司君	野村 哲郎君	馬場 成志君	福岡 資麿君	藤川 政人君	堀井 巖君	舞立 昇治君	松下 新平君	松山 政司君	丸山 和也君	三原 じゅん子君	水落 敏栄君	宮本 周司君	森屋 宏君	山崎 力君	山田 修路君	山谷 えり子君	山本 順三君	吉田 博美君	脇 雅史君	渡邊 美樹君	相原 久美子君
鴻池 祥肇君	佐藤 正久君	山東 昭子君	島田 三郎君	末松 信介君	関口 昌一君	高階 恵美子君	高橋 克法君	滝波 宏文君	柘植 芳文君	鶴保 庸介君	豊田 俊郎君	中川 雅治君	中西 祐介君	長峯 誠君	二之湯 武史君	野上 浩太郎君	羽生 田 俊君	林 芳正君	藤井 基之君	古川 俊治君	堀内 恒夫君	牧野 たかお君	松村 祥史君	丸川 珠代君	三木 亨君	三宅 伸吾君	溝手 顕正君	森 まさこ君	柳本 卓治君	山下 雄平君	山田 俊男君	山本 一太君	吉川 ゆうみ君	若林 健太君	渡辺 猛之君	足立 信也君	有田 芳生君

石上 俊雄君	磯崎 哲史君	江田 五月君	小川 敏夫君	大久保 勉君	大塚 耕平君	加藤 敏幸君	金子 洋一君	北澤 俊美君	小西 洋之君	小見山幸治君	櫻井 充君	榛葉賀津也君	田中 直紀君	徳永 工リ君	直嶋 正行君	難波 獎二君	野田 國義君	白 眞敷君	林 久美子君	福山 哲郎君	藤田 幸久君	前川 清成君	牧山ひろえ君	水岡 俊一君	安井美沙子君	柳田 稔君	蓮 訪君	荒木 清寛君	河野 義博君	杉 久武君	谷合 正明君	新妻 秀規君	浜田 昌良君	矢倉 克夫君	山本 香苗君	横山 信一君	東 徹君
石橋 通宏君	小川 勝也君	尾立 源幸君	大島九州男君	大野 元裕君	風間 直樹君	神本美恵子君	郡司 彰君	小林 正夫君	斎藤 嘉隆君	芝 博一君	田城 郁君	津田弥太郎君	那谷屋正義君	長浜 博行君	西村まさみ君	羽田雄一郎君	浜野 喜史君	広田 一君	藤末 健三君	藤本 祐司君	前田 武志君	増子 輝彦君	森本 真治君	柳澤 光美君	吉川 沙織君	秋野 公造君	魚住裕一郎君	佐々木さやか君	竹谷とし子君	長沢 広明君	西田 実仁君	平木 大作君	山口那津男君	山本 博司君	若松 謙維君	小野 次郎君	

川田 龍平君	清水 貴之君	寺田 典城君	真山 勇一君	井上 哲士君	紙 智子君	倉林 明子君	田村 智子君	辰巳孝太郎君	山下 芳生君	井上 義行君	田中 茂君	山口 和之君	江口 克彦君	中山 恭子君	松沢 成文君	中西 健治君	薬師寺みちよ君	福島みずほ君	吉田 忠智君	谷 亮子君	荒井 広幸君	糸数 慶子君	儀間 光男君	柴田 巧君	藤巻 健史君	室井 邦彦君	市田 忠義君	吉良よし子君	小池 晃君	大門実紀史君	仁比 聡平君	アン・ニオ猪木君	行田 邦子君	松田 公太君	山田 太郎君	中野 正志君	浜田 和幸君	和田 政宗君	水野 賢一君	渡辺美知太郎君	又市 征治君	主 演 了君	山本 太郎君	平野 達男君	奥石 東君
--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	----------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	-------

猪口 邦子君	岩城 光英君	上野 通子君	衛藤 晟一君	大家 敏志君	大野 泰正君	岡田 直樹君	片山さつき君	木村 義雄君	北川イツセイ君	熊谷 大君	小坂 憲次君	上月 良祐君	佐藤 信秋君	酒井 庸行君	島尻安伊子君	島村 大君	世耕 弘成君	伊達 忠一君	高野光二郎君	滝沢 求君	武見 敬三君	塚田 一郎君	堂故 茂君	中泉 松司君	中曾根弘文君	中原 八一君	二之湯 智君	西田 昌司君	野村 哲郎君	馬場 成志君	林 芳正君	藤井 基之君	古川 俊治君	堀内 恒夫君	牧野たかお君	松村 祥史君	岩井 茂樹君	宇都 隆史君	江島 潔君	尾辻 秀久君	大沼みずほ君	太田 房江君	岡田 広君	金子原二郎君	岸 宏一君	北村 経夫君	小泉 昭男君	古賀友一郎君	鴻池 祥肇君	佐藤 正久君	山東 昭子君	島田 三郎君	末松 信介君	関口 昌一君	高階恵美子君	高橋 克法君	滝波 宏文君	柘植 芳文君	鶴保 庸介君	豊田 俊郎君	中川 雅治君	中西 祐介君	長峯 誠君	二之湯武史君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	橋本 聖子君	福岡 資麿君	藤川 政人君	堀井 巖君	舞立 昇治君	松下 新平君	松山 政司君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------

丸川 珠代君	三木 亨君	三宅 伸吾君	溝手 顕正君	宮本 周司君	森屋 宏君	山崎 力君	山田 修路君	山本 一太君	吉川ゆうみ君	若林 健太君	渡辺 猛之君	秋野 公造君	魚住裕一郎君	佐々木さやか君	竹谷とし子君	長沢 広明君	西田 実仁君	平木 大作君	山口那津男君	山本 博司君	若松 謙維君	小野 次郎君	儀間 光男君	柴田 巧君	藤巻 健史君	室井 邦彦君	井上 義行君	田中 茂君	山口 和之君	江口 克彦君	中山 恭子君	松沢 成文君	中西 健治君	渡辺美知太郎君	平野 達男君	丸山 和也君	三原じゅん子君	水落 敏栄君	宮沢 洋一君	森 まさこ君	柳本 卓治君	山下 雄平君	山田 俊男君	山本 順三君	吉田 博美君	脇 雅史君	渡邊 美樹君	荒木 清寛君	河野 義博君	杉 久武君	谷合 正明君	新妻 秀規君	浜田 昌良君	矢倉 克夫君	山本 香苗君	横山 信一君	東 徹君	片山虎之助君	清水 貴之君	寺田 典城君	真山 勇一君	ア・ニオ猪木君	行田 邦子君	松田 公太君	山田 太郎君	中野 正志君	浜田 和幸君	和田 政宗君	薬師寺みちよ君	荒井 広幸君
--------	-------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------

反対者氏名

足立 信也君	相原久美子君
有田 芳生君	石上 俊雄君
石橋 通宏君	磯崎 哲史君
江崎 孝君	江田 五月君
小川 勝也君	小川 敏夫君
尾立 源幸君	大久保 勉君
大島九州男君	大塚 耕平君
大野 元裕君	加藤 敏幸君
風間 直樹君	金子 洋一君
神本美恵子君	北澤 俊美君
郡司 彰君	小西 洋之君
小林 正夫君	小見山幸治君
斎藤 嘉隆君	櫻井 充君
芝 博一君	榛葉賀津也君
田城 郁君	田中 直紀君
津田弥太郎君	徳永 エリ君
那谷屋正義君	直嶋 正行君
長浜 博行君	難波 奨二君
西村まさみ君	野田 国義君
羽田雄一郎君	白 眞勲君
浜野 喜史君	林 久美子君
広田 一君	福山 哲郎君
藤末 健三君	藤田 幸久君
藤本 祐司君	前川 清成君
前田 武志君	牧山ひろえ君
増子 輝彦君	水岡 俊一君
森本 真治君	安井美沙子君
柳澤 光美君	柳田 稔君
吉川 沙織君	蓮 舫君
井上 哲士君	市田 忠義君
紙 智子君	吉良よし子君
倉林 明子君	小池 晃君
田村 智子君	大門実紀史君
辰巳孝太郎君	仁比 聡平君
山下 芳生君	福島みずほ君
又市 征治君	吉田 忠智君

七十七名

主 演 了君 谷 亮子君
山本 太郎君 糸数 慶子君
奥石 東君

名護市辺野古における海上保安庁による市民に対する過剰警備に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年六月二十三日

糸数 慶子

参議院議長 山崎 正昭殿

名護市辺野古における海上保安庁による市民に対する過剰警備に関する質問主意書
政府は、沖縄の民意を無視して普天間飛行場の名護市辺野古への移設工事を強行しており、当該移設工事のための海底ボーリング調査に当たっては、海上保安庁が巡視艇やゴムボートを作業水域周辺に配備し、工事に対する抗議活動を行っている住民などに対して不当な過剰警備を行っているところである。こうした海上保安庁の過剰警備活動は、本年一月以降、住民らを負傷させるなど深刻な状況となっており、繰り返し抗議を行い中止を求めてきたが、いまだに続行されている。

特に、本年四月二十八日には、大浦湾で抗議活動中の船舶に複数の海上保安官が強制的に乗り込み転覆させた事実(以下「四月二十八日の事実」という。)が、五月五日には、法的根拠もなくキャンブ・シュワブのゲート前において複数の海上保安官が抗議する市民一人を羽交ひ締めにして排除した事実(以下「五月五日の事実」という。)が、さらに、六月四日には、辺野古の海上で泳いで抗議活動を行う男性に海上保安庁のゴムボートが衝突し負傷させた事実(以下「六月四日の事実」という。)が発生するなどしており、海上保安庁の過剰警備は暴力的側面をむき出しにしている。

これらの暴力的な事実について、速やかに事実

関係の詳細を明らかにした上で、直ちに活動を中止し、辺野古から退去すべきである。

よつて、以下質問する。

一 四月二十八日の事実について、これまで海上保安庁は、事実関係を調査中としてきたが、事案発生から既に二か月以上も経過していることから、速やかに調査結果の詳細を明らかにされたい。

二 五月五日の事実について、海上保安官が、陸上であるキャンブ・シュワブのゲート付近で警備行動と称し市民の排除を行った法的根拠を明らかにされたい。

三 六月四日の事実は、非暴力の市民が無謀な海上保安官の衝突行為で負傷したという不当なものであり、その経緯と経過の詳細を明らかにした上、当該市民に対して謝罪をするともに、治療費等適切な補償をすべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

四 前述の三つの事実に代表される、暴力的な海上保安庁の過剰警備活動については、海上保安庁長官の指示によるものか、明らかにされた。また、首相官邸からの政治的意図による指示があるのかどうかについても、明らかにされたい。

右質問する。

平成二十七年七月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員糸数慶子君提出名護市辺野古における海上保安庁による市民に対する過剰警備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出名護市辺野古における海上保安庁による市民に対する過剰警備に関する質問に対する答弁書

一 について
御指摘の事案については、現在、海上保安庁

において調査中であり、お尋ねについてお答えすることは困難である。

二 について

御指摘の「警備行動」と称し市民の排除が、具体的に何を指すのかが必ずしも明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

三 について

御指摘の「無謀な海上保安官の衝突行為で負傷」が、具体的に何を指すのかが必ずしも明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

四 について

御指摘の「暴力的な海上保安庁の過剰警備活動」が、具体的に何を指すのかが必ずしも明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

徴兵制度を禁じた日本国憲法第十三条及び第十八条の解釈の変更に係る質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年六月二十三日

参議院議長 山崎 正昭殿 藤末 健三

徴兵制度を禁じた日本国憲法第十三条及び第十八条の解釈の変更に係る質問主意書
昨年七月一日に、集団的自衛権の行使禁止に関する政府の憲法解釈が変更された。

一方、徴兵制度については、憲法上、明文での禁止規定は存在しないものの、政府の憲法解釈では許容されないとしている。

例えば、一九八〇年八月十五日の「衆議院議員稲葉誠一君提出徴兵制問題に関する質問に対する答弁書」(内閣衆質九二第四号。以下「一九八〇年

答弁書という。において、「徴兵制度は、我が憲法の秩序の下では、社会の構成員が社会生活を営むについて、公共の福祉に照らし当然に負担すべきものとして社会的に認められるようなものでないのに、兵役といわれる役務の提供を義務として課されるという点にその本質があり、平時である」と有事であるとを問わず、憲法第十三条、第十八条などの規定の趣旨からみて、許容されるものではないと考える」と政府はしている。

また、安倍内閣においては、本年六月十七日に行われた党首討論において、民主党の岡田代表による問いに対し、安倍首相が、徴兵制度については「憲法が禁じる」ところの苦役に当たる、これはもう明快である」と答弁している。

そこで、以下質問する。

一 政府の憲法解釈を変更することにより、徴兵制度を容認することは論理的に可能か。論理的に不可能であるならばその根拠は何か。

二 安倍内閣が集団的自衛権の行使について安全保障環境の変容を理由として禁止から容認へと転じたように、環境の変化を憲法解釈変更の理由とすることが可能であるならば、将来、社会情勢が変化し、徴兵制度について、一九八〇年答弁書において示されたような「公共の福祉に照らし当然に負担すべきものと社会的に認められるような」状況となった場合は、合憲となり得る可能性があるか。

三 徴兵制度を禁止する論拠には憲法第十三条及び第十八条に加えて、憲法第九条及び第二十二條も含まれると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。また、徴兵制度を導入するためにはこれらの条文も含めた憲法の改正が必要と考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

四 政府が、一九八〇年答弁書の見解から立場を変更してはいないのであれば、有事であつても徴兵制度の導入は不可ということであり、たとえ「わが国の存立が脅かされ」る事態においても、

憲法を改正しない限り徴兵制度は認められないという理解でよいのか。

五 国民は「国防の義務を有しているか。有しているとするは、その具体的内容を明らかにされたい。また、憲法に国民の「国防の義務」が明記された場合は、徴兵制度は合憲となるのか。右質問する。

平成二十七年七月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出徴兵制度を禁じた日本国憲法第十三条及び第十八条の解釈の変更に関する質問に対する答弁書

参議院議員藤末健三君提出徴兵制度を禁じた日本国憲法第十三条及び第十八条の解釈の変更に関する質問に対する答弁書

一 から四までについて

政府としては、衆議院議員稲葉誠一君提出徴兵問題に関する質問に対する答弁書（昭和五十五年八月十五日内閣衆質九二第四号）一及び二について等で累次にわたってお答えしているとおり、一般に、徴兵制度とは、国民をして兵役に服する義務を強制的に負わせる国民皆兵制度であつて、軍隊を常設し、これに要する兵員を毎年徴集し、一定期間訓練して、新陳交代させ、戦時編制の要員として備えるものをいうと理解している。このような徴兵制度は、我が憲法の秩序の下では、社会の構成員が社会生活を営むについて、公共の福祉に照らし当然に負担すべきものとして社会的に認められるようなものでないのに、兵役といわれる役務の提供を義務として課されるという点にその本質があり、平時である」と有事であるとを問わず、憲法第十三条、第十八条などの規定の趣旨からみて、許容されるものではないと解してきている。

政府は、従来から、憲法第九条は自衛のための必要最小限度の実力組織を保持することを禁止していないが、その要員を充足するための手段については規定していないと解しており、このような徴兵制度を違憲とする論拠の一つとして同条を引用することは考えていない。

憲法の下でこのような徴兵制度が許容されるものでないことについては、憲法第十三条及び第十八条に加えて、憲法の基本的人権に関連する他の条文等も踏まえて判断しているところである。

このような政府の考え方は、社会情勢等の変化によつて変わるものではない。

五について
お尋ねの「国防の義務」が何を指すのか必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

国債の平均償還年限長期化に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年六月二十三日
参議院議長 山崎 正昭殿
藤末 健三

国債の平均償還年限長期化に関する質問主意書

財務省は、平成二十七年一月十四日に公表した「平成二十七年国債管理政策の概要」において、「借換リスクの抑制や中長期的な調達コストの低減等を図るため、市場関係者の声も踏まえ、カレンダーベース市中発行額について、超長期債の増額や中短期債の減額等により平均償還年限を長期化する」との方針を示し、カレンダーベース市中発行額の平均償還年限は、平成二十五年度（実績）

の七年十一か月から平成二十七年度（当初予算ベース）では九年〇か月となる見通しを明らかにしている。

しかしながら、私は、政府が必要以上に日本のデフォルトリスクを重視し過ぎ、市場環境を無視した平均償還年限の長期化を進めているのではないかと考えている。アジア通貨危機を始め、アルゼンチン、ギリシャ、ロシア等の財政危機は、いずれも主として自国通貨建てではない債務を抱える国において、経済停滞による通貨安などが債務膨張を招いた状況となつているものである。近代においては、自国通貨建て債務を中心に保有する国が財政破綻したケースはない。

以上の認識の下で、国債の平均償還年限長期化について、以下質問する。

一 財務省が「平成二十七年度国債管理政策の概要」において示した平均償還年限の長期化については、「借換リスクの抑制」や「中長期的な調達コストの低減」等を理由としている。

1 「借換リスクの抑制」や「中長期的な調達コストの低減」とは、具体的に何を指すのか示されたい。

2 今回の平均償還年限の長期化は、現状の低金利のうちにできるだけ長期の資金調達を行うことを意図しているものか。そうであるとすれば、仮に金利が上昇した場合は、機動的に償還年限を短期化していくことが可能と考えているのか。

3 今回の平均償還年限の長期化には、日本国債に対する格付を高く維持しようとする意図もあるのか。むしろ、自国通貨建て債務のみを保有する国と、そうでない国を同じ基準で評価しようとしている格付機関の方針こそを問題視すべきではないか。

4 平成二十六年十二月十九日に開催された財務省の「国の債務管理の在り方に関する懇談会」における資料「各国の平均償還年限推移

(ストックベース)によると、日本国債の平均償還年限は、アメリカ、ドイツ、フランスよりも高いものの、イギリスよりは低い。

今回の平均償還年限の長期化は、このような状況を踏まえて更なる長期化の余地があると判断したものであるのか、その判断の根拠とともに示されたい。

二 財務省は平成二十七年年度国債管理政策の概要において、「市場関係者の声も踏まえ」平均償還年限を長期化するとしている。

1 「市場関係者の声」の具体的内容を示されたい。

2 一般に、国債の金利は償還期間が長期になるほど高くなるのであるから、市場関係者の需要に応じた償還年限の国債を発行することで、利払費というコストを最小にできると考える。そこで、平均償還年限の長期化が市場関係者の需要に対応したものであるのか、具体的な需要の予測をもって詳細に示されたい。

3 平成二十六年十二月十九日に開催された財務省の「国の債務管理の在り方に関する懇談会」では、「生保の場合、ALMを推進している観点から、超長期債のニーズが高い。」との意見が出されている。

た、生命保険会社は、低金利では十分な運用利回りの確保が困難であり、むしろ高金利で運用できる金融商品望んでいるに過ぎないとも思われる。このような意見を基に、結果的に利払費の増加につながりかねない超長期債の増額を図ることは妥当ではないと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

三 国債発行により調達した資金は、政府の歳出により企業や家計など民間の経済主体に流れることになるが、その決済は金融機関の預貯金で行われるのが一般的であるため、結果として金融機関において資金運用の一環として国債購入

に使われることになる。

一般的金融機関では、短期の預貯金を多く受け入れ、長期の融資や国債等で運用することが多いため、金利上昇の局面では金利リスクを負うことになる。金融機関が預貯金の満期に見合った資金運用を行うには、短期債も含めた投資機会を確保すべきであると考え、平均償還年限の長期化は金融機関のリスク管理の観点からも見直すべきではないか。

四 財務省が公表している国債金利情報によると、無担保コールレート(オーバーナイト物)の金利が〇・一％前後である中で、年限一年から三年で〇からマイナス〇・〇〇五％前後、十年で〇・五％前後、二十年で一・三％前後で取引されており、年限が短期の国債ではマイナス金利になっている。

これは、年限一年から五年の国債の流通量が少ないことにより異常な金利が付されているものと考え、こうした状況をどう受け止めているのか。

右質問する。

平成二十七年七月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出国債の平均償還年限長期化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出国債の平均償還年限長期化に関する質問に対する答弁書

一の1について

「借換リスクの抑制」とは、借換の頻度や各年度の借換債の発行額を抑制することにより、借換えが困難となるリスクや借換えに伴う将来的な金利変動リスクを抑制することであり、「中長期的な調達コストの低減」とは、リスクと

コストとのバランスを踏まえつつ、中長期的な視点で政府の資金調達コストの低減を図ることである。

一の2について

平成二十七年年度国債発行計画における国債の平均償還年限の長期化の取組は、市場との対話を通じ、市場のニーズも踏まえ、借換リスクの抑制や中長期的な調達コストの低減等を図るために実施しているものである。また、金利が上昇した場合の対応について、仮定のお尋ねにお答えすることは差し控えたい。

一の3について

国債の平均償還年限の長期化の取組は、日本国債に対する格付けの維持を目的として実施しているものではない。また、民間の格付会社による国債の格付け及びその方針についてコメントすることは差し控えたい。

一の4について

我が国の国債の平均償還年限の長期化の取組は、市場との対話を通じ、市場のニーズも踏まえ、我が国の国債管理政策上の観点から実施しているものである。

二の1について

平成二十七年年度国債発行計画の策定に当たっては、「国の債務管理の在り方に関する懇談会」や「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場における市場関係者の意見を参考にしたところであるが、市場関係者からは、例えば、三十年債、四十年債で合計二兆円程度の増額は可能、三十年債、四十年債は、それぞれ一回の入札当たり千二百億円の増額が可能、二年債、五年債はそれぞれ月千二百億円程度の減額が可能、一年物TBは減額の余地がある等の意見が出されたところである。なお、上記会合における市場関係者の意見については、財務省ホームページにおいて議事要旨を公開している。

二の2について

平成二十七年年度国債発行計画の策定に当たっては、市場との対話を通じ、市場のニーズを踏まえ、国債の償還年限及び発行額を定めている。また、政府が市場関係者の国債のニーズについて具体的な予測を示すことは、国債市場に不測の影響を与えるおそれがあるため、お答えすることは差し控えたい。

二の3について

政府としては、生命保険会社も含む幅広い市場関係者の意見を踏まえつつ、借換リスクの抑制や中長期的な調達コストの低減等の国債管理政策上の観点から国債の償還年限及び発行額を定めている。

三について

政府としては、幅広い市場関係者の意見を踏まえつつ、借換リスクの抑制や中長期的な調達コストの低減等の国債管理政策上の観点から国債の償還年限及び発行額を定めており、その中で国債の平均償還年限の長期化の取組を実施しているものである。

四について

政府が国債市場の動向について見解を示すことは、国債市場に不測の影響を与えるおそれがあるため、お答えすることは差し控えたい。

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出国債の平均償還年限長期化に関する質問主意書

平成二十七年六月二十三日

有田 芳生

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出国債の平均償還年限長期化に関する質問主意書

政府は、東京オリムピック・パラリンピックに向けた新国立競技場の建設費用を総額いくら

だと認識していますか。現状の見積もりをお示し下さい。

二 政府は、新国立競技場の着工と完成はいつになるかと認識していますか、さらに、その手続きがどこまで進んでいると把握されていますか、お示し下さい。

三 政府は、新国立競技場の建設にあたり、下村博文文科大臣が舛添要一東京都知事に、東京都が五百億円の整備費の負担をする約束があると語った(平成二十七年五月十八日)ことを認識していますか。また負担を求める法的根拠はどこにあるのですか、お示し下さい。

四 政府は、新国立競技場国際デザイン・コンクールにおいて、ザハ・ハニド氏に支払われた金額はいくらだと認識していますか。また、ザハ・ハニド氏に依頼したデザイン監修の業務内容とその報酬額が妥当であるかどうかの見解をお示し下さい。

五 政府は、新国立競技場建設における責任者は誰であると認識していますか、お示し下さい。右質問する。

平成二十七年七月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員有田芳生君提出新国立競技場建設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出新国立競技場建設に関する質問に対する答弁書

一について

独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)が国立霞ヶ丘競技場陸上競技場を改築して新たに整備する国立競技場(以下「新国立競技場」という。)の総工費は、現時点において、二千五百二十億円をめぐりてしていると承知している。

二について

センターが行う新国立競技場の整備については、現時点において、平成二十七年十月の着工、平成三十一年五月の竣工を予定しており、現在、センターにおいて実施設計を行っているところであると承知している。

三について

平成二十七年五月十八日の文部科学大臣と東京都知事との会談において、文部科学大臣は、御指摘の「東京都が五百億円の整備費の負担をする約束がある」といった発言は行っていない。また、お尋ねの「負担を求める法的根拠」の意味するところが必ずしも明らかではないが、東京都に新国立競技場の整備に係る負担を義務付ける法令は存在しない。

四について

新国立競技場基本構想国際デザイン競技において、平成二十四年十一月に最優秀賞として選定されたザハ・ハニド・アーキテクトに対し、センターから支払われた賞金は、二千万円であると承知している。また、お尋ねの「デザイン監修の業務内容」は、業務計画書の作成、設計図書に関する確認及びアドバイス等であると承知しており、監修業務に係る契約額の妥当性に関するセンターの考え方については、センターのホームページに掲載されているところである。

五について

お尋ねの「責任者の意味するところが必ずしも明らかではないが、新国立競技場整備の事業主体はセンターである。

漢方薬原料生薬の国内自給率と品質管理に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年六月二十四日

山本 太郎

参議院議長 山崎 正昭殿

漢方薬原料生薬の国内自給率と品質管理に関する再質問主意書

平成二十七年六月十日に私が提出した「漢方薬原料生薬の国内自給率と品質管理に関する質問主意書」(第百八十九回国会質問第一六〇号)に対する答弁書(内閣参質一八九第一六〇号。以下「前回答弁書」という。)を踏まえて、漢方薬原料生薬の国内自給率及び品質管理に関して、以下再質問する。

一 前回答弁書一について、「健康保険診療における漢方薬を用いた治療の意義」の意味するところが必ずしも明らかでないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。としつつも、一については、「我が国の医療保険制度においては、疾病等に対する有効性、安全性等が確立した治療を保険適用の対象としている。また、二から四までについては、「漢方薬は医療現場において一定の役割を担っており」との答弁があった。すなわち、「医療現場において一定の役割を担っている漢方薬を用いた治療は、疾病等に対する有効性、安全性等が確立した治療と判断される限りにおいては、今後とも保険適用の対象外とされることはない」との理解でよいが、政府の見解如何。

二 前回答弁書二から四までについて、「生薬の調達先が特定の国に集中して安定供給に支障が生じないよう、生薬の調達先の多様化を図ることが重要として、厚生労働省における創薬基盤推進研究事業及び農林水産省における薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業の施策等を講ずること、薬用作物等の国内栽培を推進している旨答弁があった。一方、原料生薬の自給率については、「政府としては、生薬の自給

率の目標値等の設定はしていない」との答弁であった。薬用作物等の国内栽培を推進する施策等を講じて、生薬の自給率の目標値等を政府として設定しないままでは、その施策の実効性や有用性を評価できないのではないかと、政府の見解を示されたい。加えて、他にこれら施策の実効性や有用性を評価するのに用いられ得る目標値等を、政府として設定しているのであれば具体的に示されたい。

三 前回答弁書五について、原料生薬の性状に関する基準や異物、残留農薬、重金属、ヒ素等の純度試験に関する基準等については、日本薬局方において生薬ごとに定められ、最新の科学的な知見を踏まえ、五年に一度全面改正するとともに必要に応じて随時改正している旨答弁があったが、日本薬局方における原料生薬の純度試験に関する基準に放射性物質の基準は存在するのかわかりにされたい。存在しない場合は、次期全面改正時あるいは必要に応じて行われるという随時改正時に新たに盛り込まれることになるのか、原料生薬の純度試験に関する基準等に放射性物質の基準を設ける必要性に関する政府の見解を明確に示されたい。

平成二十七年七月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員山本太郎君提出漢方薬原料生薬の国内自給率と品質管理に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本太郎君提出漢方薬原料生薬の国内自給率と品質管理に関する再質問に対する答弁書

一について
お尋ねについては、先の答弁書(平成二十七

年六月十九日内閣参質一八九第一六〇号)一についてで答えたとおり、現時点では、疾病等に対する有効性、安全性等が確立した治療を保険適用の対象としていっているところである。二について

生薬の調達先については、特定の国に集中して漢方薬の安定供給に支障が生じないよう、国内産に限らず多様化を図ることが重要であることから、政府としては、生薬の自給率の目標値等を設定することは考えていない。なお、農林水産省においては、薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業について、平成二十八年度における薬用作物の国内生産量を、平成二十二年度と比較して一・五倍に拡大させることを目標として設定しているところである。

三について
お尋ねの原料生薬の放射性物質の純度試験に関する基準については、日本薬局方(平成二十三年厚生労働省告示第六十五号)において定められていない。日本薬局方については、当該基準も含め、最新の科学的な知見を踏まえ、必要に応じて随時改正していくことを考えている。

教科書検定の権限に関する再質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年六月二十四日

参議院議長 山崎 正昭殿
福島みずほ

教科書検定の権限に関する再質問主意書
平成二十七年二月二十三日に提出した「教科書検定の権限に関する質問主意書(第百八十九回国会質問第三十九号。以下「前回主意書」という。)」に対する答弁書(内閣参質一八九第三十九号)は、私の質問趣旨に何ら答えていない。

前回主意書質問一は採択に至る流れを問題にしているのではなく、教科書のレベル・適合性を問題にしている。すなわち、文部科学省の検定に合格した教科書は、全国どこでも教育現場にあっても使用されるにふさわしい内容・レベルのものである。教科書として採用される一般的な資格・適合性を有している。監督官庁である文部科学省が公的に判断し評価しているものと解してよいと考えるが、政府の見解は如何、と質問しているのである。また前回主意書質問二は教育委員会の採択権限を問題にしているのではなく、文部科学省が検定し合格とした教科書について、教育委員会が「教科書として不適切」とする権限があるのか、あるとするならばその具体的法的根拠は何かと質問したものである。それにもかかわらず、質問されてもいない「採択する権限」について答弁しており、当方の質問趣旨を不明確にするものである。

右の点をふまえて、以下質問をする。
一 文部科学省の検定に合格した教科用図書について、当該公立学校を所管する教育委員会は、教科用図書がその所管する学校の教育に使用するのに適しない点はないか、改めて、適否を「審査」する権限を有しているか。
二 前記一に関して、文部科学省の検定に合格した教科用図書について、教育委員会が「審査」する権限を有しているとすれば、法的根拠は何か。

右質問する。

平成二十七年七月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿
参議院議員福島みずほ君提出教科書検定の権限に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出教科書検定の権限に関する再質問に対する答弁書
一及び二について

お尋ねの「審査する権限」の意味するところが必ずしも明らかではないが、先の答弁書(平成二十七年三月三日内閣参質一八九第三十九号)二について述べたとおり、文部科学大臣の検定を経た教科用図書の中から公立学校において使用する教科用図書を採択する権限は、当該公立学校を所管する教育委員会が有しているものである。また、公立学校において使用する教科用図書の採択に当たっては、採択する権限を有している教育委員会の権限と責任により、文部科学大臣の検定を経た教科用図書について十分な審査や調査研究を行った上で、当該教育委員会が所管する公立学校にとつて最も適した教科用図書を採択することが必要であると考えている。これらの事務については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第二十一条第六号の規定により、教育委員会が管理し、及び執行する事務とされているものである。

戦争法案における諸「事態」に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年六月二十四日

参議院議長 山崎 正昭殿
福島みずほ

戦争法案における諸「事態」に関する質問主意書
一 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(以下「武力攻撃事態法」という。))における武力

攻撃が発生した事態」の定義は何か。また、想定される具体例を示されたい。

二 武力攻撃事態法における「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認めるに至った事態(以下「武力攻撃切迫事態」という。))」の定義は何か。また、想定される具体例を示されたい。

三 武力攻撃事態法における「武力攻撃予測事態」の定義は何か。また、想定される具体例を示されたい。

四 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案(以下「平和安全法制整備法案」という。))による改正後の重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(以下「重要影響事態安全確保法」という。))における「重要影響事態」の定義は何か。また、想定される具体例を示されたい。

五 平和安全法制整備法案による改正後の武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律における「存立危機事態」の定義は何か。また、想定される具体例を示されたい。

六 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案における「国際平和共同対処事態」の定義は何か。また、想定される具体例を示されたい。

七 武力攻撃事態法第二条では「武力攻撃事態等」として、武力攻撃切迫事態や武力攻撃予測事態を規定している。他方、法改正により追加される「存立危機事態」には、武力攻撃切迫事態や武力攻撃予測事態に該当するものは規定されていないが、その理由を明らかにされたい。また、政府は、存立危機事態を新しく設けることは、憲法上可能だと考えているのか。

八 武力攻撃切迫事態の場合、防衛出動はできて

も、実際の武力行使はできない。他方、存立危機事態の場合、防衛出動のみならず、実際の武力行使も可能となつてゐる。武力攻撃切迫事態よりも、存立危機事態の方が、我が国の安全に対する危険度が高いと考えてゐるのか。我が国に対する武力攻撃が発生する明白な危険が切迫してゐると認められるに至つた事態でも武力を行使できないのに、他国に対する武力攻撃が発生してゐる事態で我が国が武力を行使できるとする理由を明らかにされたい。

九 我が国に対して武力攻撃が発生する明白な危険が切迫してゐると認められるに至つた事態でも武力行使はできないのに、我が国から遠く離れ、戦火の及ぶ可能性のないホルムズ海峡において武力行使に当たる機雷の掃海ができるとする理由は何か。政府は、国民の常識から大きくかけ離れたことを主張しており、到底、国民の理解は得られないのではないか。

十 政府はこれまでに、存立危機事態の概念は重要影響事態に包含され両事態が併存すること、また、存立危機事態と武力攻撃切迫事態や武力攻撃予測事態が同時に該当することが多いこと、さらに、重要影響事態と国際平和共同対処事態が重なる場合があることを認めてゐる。これらを踏まえると、国際平和共同対処事態と存立危機事態、または、重要影響事態と武力攻撃切迫事態等が重なる場合も想定されるのではないか。武力攻撃事態も含め、これら六つの事態が重なつて発生するそれぞれの場合について、想定される組み合わせと政府の対処方針を明らかにされたい。

平成二十七年七月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員福島みずほ君提出戦争法案における諸「事態」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出戦争法案における諸「事態」に関する質問に対する答弁書から六までについて

お尋ねの「武力攻撃が発生した事態」、「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫してゐると認めるに至つた事態」、「武力攻撃予測事態」、「重要影響事態」、「存立危機事態」及び「国際平和共同対処事態」の定義については、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」という。）第二条第二号及び第三号、現在国会に提出してゐる我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（以下「改正法案」という。）による改正後の重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号。以下「重要影響事態法」という。）第一条、改正法案による改正後の武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第四号並びに現在国会に提出してゐる国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（以下「国際平和協力支援活動法案」という。）第一条に規定するとおりである。

想定される具体例については、事態の個別具体的な状況に即して、政府が全ての情報を総合して客観的、合理的に判断することとなるため、一概にお答えすることは困難である。

七について

お尋ねの「法改正により追加される「存立危機

事態」における「武力攻撃切迫事態や武力攻撃予測事態に該当するもの」は何を指すのか必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

政府として、御指摘の「存立危機事態を新しく設けること」については、これまでの憲法解釈との論理的整合性及び法的安定性は保たれてゐると考えてゐる。

八について

お尋ねの「我が国の安全に対する危険度」が意味するところが必ずしも明らかではなく一概にお答えすることは困難であるが、いずれにしても、事態対処法第二条第二号に規定する「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫してゐると認められるに至つた事態」は、我が国への武力攻撃が発生してゐない段階であるため、「武力の行使」を行うことはできない。他方、存立危機事態とは、他国に対する武力攻撃が発生した場合において、そのままでは、すなわち、その状況の下、武力を用いた対処をしなければ、国民に我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況であり、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（平成二十六年七月一日閣議決定で告示した「武力の行使」の三要件（以下「新三要件」という。）に該当する場合の自衛の措置としての「武力の行使」は憲法上許容される。

九について

外国による「武力の行使」の一環として敷設されてゐる機雷を除去することは、新三要件に該当する場合の自衛の措置として行うのであれば、憲法上許容される。

十について

武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）は、生じてゐる状況について、我が国に対する武力攻撃がどの程

度差し迫つてゐるかという観点から評価するものであり、この場合、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態は、その定義において相互に排他的であることから、ある状況が同時に両者に該当することはない。

一方、存立危機事態は、生じてゐる状況が、他国に対する武力攻撃を契機としており、それによつて我が国に対する武力攻撃と同様な深刻、重大な被害が国民に及ぶかという観点から評価するものである。すなわち、武力攻撃事態等と存立危機事態とは、それぞれ異なる観点から状況を評価するものであり、相互に排他的ではなく、他国に武力攻撃が発生した状況について、それぞれの観点から評価した結果、いずれの事態にも同時に該当することがあり得る。

また、重要影響事態は、我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態であることから、武力攻撃事態等及び存立危機事態を包含する概念であり、重要影響事態法の規定に従い、重要影響事態に対処する合衆国軍隊等に対する後方支援活動等を行う一方で、武力攻撃事態等又は存立危機事態を認定して、これに対処することはあり得る。

さらに、ある事態が、重要影響事態及び国際平和共同対処事態のいずれの要件にも該当することはあり得るが、その場合には、法律の適用については、当該事態が我が国の平和及び安全に重要な影響を与えるものであり、その観点から優先的に対応する必要があることから、まずは重要影響事態法の適用を検討し、重要影響事態法の適用のない場合にのみ、国際平和協力支援活動法案の適用を検討することとなる。したがつて、国際平和協力支援活動法案の規定に従い、国際平和共同対処事態に対処する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を行う場合に、すなわち、重要影響事態でもない状況におい

平成二十七年七月八日 参議院会議録第三十一号

質問主意書及び答弁書

て、武力攻撃事態等又は存立危機事態を認定することはない。

いずれにせよ、それぞれの事態に応じて、関係する法律の規定に従い、適切に対処することとなる。

戦争法案における集団的自衛権等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年六月二十五日

参議院議長 山崎 正昭殿

福島みずほ

戦争法案における集団的自衛権等に関する質問主意書

一 「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案」及び「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案」が成立した場合、以下の行為を行うことは合法か違法か。またその理由を示されたい。

- ① 邦人輸送中の米輸送艦の防護
 - ② 武力攻撃を受けている米艦の防護
 - ③ 強制的な停泊検査
 - ④ 米国に向け我が国上空を横切る弾道ミサイルの迎撃
 - ⑤ 弾道ミサイル発射警戒時の米艦の防護
 - ⑥ 米本土が武力攻撃を受け、我が国近隣で作戦を行う際の米艦の防護
 - ⑦ 国際的な機雷掃海活動への参加
 - ⑧ 民間船舶の国際共同護衛
- 二 岸田外務大臣は二〇一五年六月十九日の衆議院平和安全特別委員会において「自国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権

利が根底から覆される明白な危険がある、こうした厳密な、限定された理由をもって国連の報告している事例は存在しないと認識をしていますが、答弁している。過去の集団的自衛権行使事例において、存立危機事態下で行使に至った事例は存在しないという理解でよろしいか。

三 私、二〇一四年四月十日に提出した「集団的自衛権並びにその行使に関する質問主意書（第百八十六回国会質問第六七号）」に対する答弁書（内閣参質一八六第六七号）六及び七について示された、これまでに国際連合安全保障理事会に報告された集団的自衛権行使の十四事例は、「新三要件」を満たしているか、否か。

四 安倍総理が二〇一五年六月十七日の党首討論において「一体化論については、これは国際法上の観点から議論していることではなくて、憲法との関係において概念を整理したものであります」、「憲法の言わば禁止する武力の行使に当たらないという言わば後方支援、一体化しない後方支援というものを憲法との関係の概念で申し上げているわけでありまして、国際法との関係ではないわけでありまして」と述べている。また、同じく安倍総理は昨年七月十四日の衆議院予算委員会において「国際的に一体化論をとっている国はない」と答弁している。

ところで政府は、現に戦闘行為が行われている現場でなければ、そのすぐ隣で弾薬を提供したり、発進準備中の戦闘機に給油したりしても合憲である旨の考え方を示している。しかしこのような考え方は、「武力攻撃との一体化」を無理やり練引きするための概念に過ぎず、国際法上の概念でないことは政府も認めているところである。このように後方支援の範囲を拡大することは、国際法上ないし相手国にとっては武力行使そのものとなる可能性が高くなると思われるがいかがか。

五 横畠内閣法制局長官は二〇一五年六月十一日

の参議院外交防衛委員会での昭和四十七年の政府見解で示された物の考え方、法理というものについて、その当時、明確に限定的な集団的自衛権という意識、考え方はなかったわけでごさいます。そこで意識して昭和四十七年の政府見解が作られたわけではないと思いますが、物の考え方、法理をいたしまして、昨年七月以降明らかにしております新三要件で認められる限定的な集団的自衛権といえますのは、この昭和四十七年の政府見解で示された①、②の基本的な、考え方です。法理に適合するその範囲内のものであるということをする御説明させていたいただいているところがございます。「新三要件の下、限定的な集団的自衛権の行使が認められるという、その限定的な集団的自衛権に限るといふ、そういう考え方そのものが昨年七月以降のものであるということ申し上げているとおりでございます。それ以前の集団的自衛権をめぐる議論は、先ほどのフルスペック、フルサイズ、国際法上認められる集団的自衛権一般の全体を指して議論しているということでございます」と答弁している。

一九七二年当時存在しなかった考え方が、なぜ二〇一四年七月の閣議決定で新たに出てくるのか。そもそも、全面的に違憲とされてきた集団的自衛権について、限定的な部分ならば合憲となると解釈するのは非論理的ではないか。右質問する。

平成二十七年七月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員福島みずほ君提出戦争法案における集団的自衛権等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出戦争法案における集団的自衛権等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、それぞれの行為に係る具体的な状況が必ずしも明らかではないため、一概にお答えすることは困難である。

二及び三について

第三国間の軍事行動に関する事柄について、政府として評価する立場にない。

四について

お尋ねの「このように後方支援の範囲を拡大すること」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国際連合憲章（昭和三十一年条約第二十六号）第二条第四項に規定する「武力の行使」とは、一般に、国家がその国際関係において行う実力の行使をいうところ、我が国が、現在国会に提出している我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案による改正後の重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案に従って実施する他国軍隊に対する支援活動それ自体は、これに該当しない。

五について

パワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器などの脅威等により我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続けている状況を踏まえれば、今後他国に対して発生する武力攻撃であつたとしてもその目的、規模、態様等によつては、我が国の存立を脅かすことも現実起こり得る。「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障体制の整備について」（平成二十六年七月一日

閣議決定で明示した「武力の行使」の三要件は、こうした問題意識の下に、現在の安全保障環境に照らして慎重に検討した結果、昭和四十七年十月十四日に参議院決算委員会に対し政府が提出した資料「集団的自衛権と憲法との関係」で示された政府見解の基本的な論理を維持し、この考え方を前提として、これに当てはまる例外的な場合として、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるとしてきたこれまでの認識を改め、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」場合もこれに当てはまるとしたものである。

いむゆる新三要件の従前の憲法解釈との論理的整合性及び法的安定性に関する質問主意書の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年六月二十五日

参議院議長 山崎 正昭殿
中西 健治

いむゆる新三要件の従前の憲法解釈との論理的整合性及び法的安定性に関する質問主意書

政府は、平成二十七年六月九日の「新三要件の従前の憲法解釈との論理的整合性等について」において、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」(平成二十六年七月一日閣議決定で示された「武力の行使」の三要件(いむゆる新三要件)は、昭和四十七年十月十四日に参議院決算委員会へ政府が提出した集団的自衛権と憲法との関係で示されたこれまでの政府の憲法解釈(以下「昭和四十七年の政府

見解という。)との論理的整合性及び法的安定性を保つものであると主張する。

政府が、「新三要件の従前の憲法解釈との論理的整合性等について」において引用する昭和四十七年の政府見解は、以下のとおりである。

①憲法は、第九条において、同条にいむゆる戦争を放棄し、いむゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が・・・平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第二三条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、・・・国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることから、わが国がみずからの存立を全うしないことは明らかであつて、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない(以下「①の論理」という。)

②しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないのであつて、それは、あくまで外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとされるべき必要最少限度の範囲にとどまるべきものである(以下「②の論理」という。)

③そうだとすれば、わが憲法の下で、武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであつて、したがつて、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいむゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない(以下「③の論理」という。)

その上で、政府は、新三要件は、①及び②の基

本的な論理を維持し、この考え方を前提として、これに当てはまる例外的な場合として、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるとしてきたこれまでの認識を改め、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」場合もこれに当てはまるとしたものである、と主張する。

そして、③の論理を変更した根拠について、政府は、「③を変えた根拠は安全保障環境の変化ということですか、という問いに対して、端的に申し上げれば、そのとおりでございます。」「安全保障環境の変化によつてどのような事態が起こり得るのか、あるいは我が国としてどのような対処をしなければならないのか、どのような備えを用意しておかなければいけないのかというのは、まさに政策問題でございます。」「この憲法上の議論の前提となつてございます。と答弁している(平成二十七年六月十日の衆議院我が国及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員会における横畠裕介内閣法制局長官答弁)。

しかし、憲法上導かれる武力行使の要件を政策判断によつて変更することは、憲法解釈の論理的整合性及び法的安定性において疑義がある。

以下、質問する。

一 昭和四十七年の政府見解を提出するきっかけとなつた昭和四十七年九月十四日の参議院決算委員会において、以下のやりとりがなされている。

○説明員(吉國一郎君) (前略)その場合に、自衛のため必要な措置をとることを憲法が禁じているものではない、というのが憲法第九条に対する私のいままでの解釈の論理の根拠でございます。その論理から申しまして、集団的自衛の権利ということばを用いるまでもなく、他国が——日本とは別なほかの国が侵略されてい

るといふことは、まだわが国民が、わが国民のその幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵されている状態ではないといふことで、また日本が自衛の措置をとる段階ではない。日本が侵略をされて、侵略行為が発生して、そこで初めてその自衛の措置が発動するのだ、という説明からそうなつたわけでございます。

○水口宏三君 それは後半は政策論ではないですか。憲法上ですね、そういうことを明確に規定している条文はどこかといふことを私は伺っているのです。(以下省略)

○説明員(吉國一郎君) 政策論として申し上げているわけではなくて、第九条の解釈として自衛のため必要な措置をとり得るといふ説明のしかた(中略)かりにわが国と緊密な関係にある国があつたとして、その国が侵略をされたとしても、まだわが国に対する侵略は生じていない、わが国に対する侵略が発生して初めて自衛のための措置をとり得るのだといふことからいいたしまして、集団的自衛のための行動はとれないと、これは私も政治論として申し上げていくわけではなくて、憲法第九条の法律的な憲法的な解釈として考えておるわけでございます。

このように政策論、政治論を捨象して導かれた昭和四十七年の政府見解を、安全保障環境の変化という政策問題を理由に変更することは、憲法解釈の論理的整合性を損なうのではないかと。仮に、論理的整合性を損なわないといふのであれば、その理由を明らかにされた。

二 政府は、③の論理の変更について、「(一)安全保障環境がとてよくなりましただけで、では元に戻しましよといつたら戻せばいいわけですね。」という問いに対して「まさに我が国の存立を脅かし、国民の生命、自由及び幸福追求の権利を根底から覆すような事態といふのが、およそ我が国に対する武力攻撃しかないのだといふことであるならば、それはもとに戻るといふこ

とであろうかと思ひます(以下省略)。「我が国に対する武力攻撃が発生した場合以外には、およそ我が国の存立を脅かし、国民の生命、自由及び幸福追求の権利を根底から覆すような明白な危険がある、そんな場合はないのだ」という環境になったとするならば、仮定でございませうけれども、それは、①、②に当てはまるものとしては、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるということになるかと思ひます。」と答弁している(平成二十七年六月十日の衆議院我が国及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員会における横島裕介内閣法制局長官答弁)。

しかし、安全保障環境の変化によって、個別の自衛権のみが許される、あるいは、限定された集団的自衛権まで許容されるというように、③の論理の基準が変わるのは法的安定性を損なうのではないか。仮に、法的安定性を損なわないというのであれば、その理由を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十七年七月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員中西健治君提出いわゆる新三要件の従前の憲法解釈との論理的整合性及び法的安定性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員中西健治君提出いわゆる新三要件の従前の憲法解釈との論理的整合性及び法的安定性に関する質問に対する答弁書
一及び二について

昭和四十七年十月十四日に参議院決算委員会に対し政府が提出した資料「集団的自衛権と憲法との関係」(以下「昭和四十七年の政府見解」と

いう)は、御指摘の①及び②の部分において、憲法第九条の下でも例外的に自衛のための武力の行使が許される場合があるという基本的な論理を示した上で、御指摘の③の部分において、これに当てはまる場合は我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという当時の認識の下で、結論として、この基本的な論理に当てはまる例外的な場合としては、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるとしたものである。

一方、パワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器などの脅威等により我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続けている状況を踏まえれば、今後他国に対して発生する武力攻撃であつたとしてもその目的、規模、態様等によつては、我が国の存立を脅かすことも現実起こり得る。「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」(平成二十六年七月一日閣議決定)で示した「武力の行使」の三要件は、こうした問題意識の下に、現在の安全保障環境に照らして慎重に検討した結果、このような昭和四十七年の政府見解の①及び②の基本的な論理を維持し、この考え方を前提として、これに当てはまる例外的な場合として、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるとしてきたこれまでの認識を改め、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」場合もこれに当てはまるものとするものである。すなわち、国際法上集団的自衛権の行使として認められる他国を防衛するための武力の行使を認めるものではなく、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として、一

部、限定された場合において他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とする武力の行使を認めるにとどまるものである。したがつて、これまでの政府の憲法解釈との論理的整合性及び法的安定性は保たれている。

昭和四十七年の政府見解の論理の解釈に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年六月二十五日

参議院議長 山崎 正昭殿

中西 健治

昭和四十七年の政府見解の論理の解釈に関する質問主意書

政府は、平成二十七年六月九日の「新三要件の従前の憲法解釈との論理的整合性等について」において、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」(平成二十六年七月一日閣議決定)で示された「武力の行使」の三要件(いわゆる新三要件)は、昭和四十七年十月十四日に参議院決算委員会へ政府が提出した「集団的自衛権と憲法との関係」で示された政府見解(以下「昭和四十七年の政府見解」という)の基本的な論理を維持したものである、と主張する。

政府が、「新三要件の従前の憲法解釈との論理的整合性等について」において引用する昭和四十七年の政府見解は、以下のとおりである。

①憲法は、第九条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が・・・平和のうちに生存する権利を有することを確認し、また、第一三条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、・・・国政

の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることから、わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄してないことは明らかであつて、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはどういふ解されない(以下「①の論理」という)。

②しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないであつて、それは、あくまでも外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとされるべき必要最少限度の範囲にとどまるべきものである(以下「②の論理」という)。

③そうだとすれば、わが憲法の下で、武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであつて、したがつて、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない(以下「③の論理」という)。

そして、政府は、②の論理について、「②の論理の解釈そのものをしたことはないわけでございます」と答弁している(平成二十七年六月十九日の衆議院我が国及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員会における横島裕介内閣法制局長官答弁)。

また、政府は、②の論理における「外国の武力攻撃」について、「②の論理そのものからしますと、先ほど申し上げたように、九条のもとで武力の行使ができる根拠というものを示しているわけですから、必ずしも我が国に対する直接の武力攻撃に限定されているものではない、②の論理とし

ては限定されているものではないということでございます。」と答弁している(平成二十七年六月十九日の衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会における横島裕介内閣法制局長官答弁)。

しかし、平成二十七年六月二十二日の衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会において、過去に内閣法制局長官を務めた宮崎礼壹参考人は、②の論理について、「この「外国の武力攻撃」とは何を指すかであり、外国とは相対的な概念でありますから、その後「国民」とありますので、それとの関係において考える必要があります。つまり、外国の我が国に対する武力攻撃によって我が国民のと読むしかないのです。」と意見を陳述している。

宮崎参考人の意見は、②の論理の解釈に相当するものである上、「外国の武力攻撃」の解釈について、政府が否定する我が国に対する武力攻撃への限定を認めるものである。加えて、宮崎参考人は元内閣法制局長官であり、過去に政府答弁を行う立場であったことから、現在の政府答弁との整合性が問題となる。

以下、質問する。

一 政府は、過去において、②の論理の解釈を行ったことはないか。元内閣法制局長官である宮崎参考人の意見との整合性に触れつつ、政府の見解を明らかにされたい。

二 政府は、過去において、②の論理における「外国の武力攻撃」を、我が国に対する武力攻撃に限定した答弁を行ったことはないか。元内閣法制局長官である宮崎参考人の意見との整合性に触れつつ、政府の見解を明らかにされたい。右質問する。

平成二十七年七月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

平成二十七年七月八日 参議院会議録第三十一号

参議院議員中西健治君提出昭和四十七年の政府見解の論理の解釈に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員中西健治君提出昭和四十七年の政府見解の論理の解釈に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の平成二十七年六月二十二日の衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会における宮崎礼壹参考人の発言は、既に内閣法制局を退職している個人の意見であり、政府の見解を述べたものではない。

その上で、昭和四十七年十月十四日に参議院決算委員会に対し政府が提出した資料「集団的自衛権と憲法との関係」(以下「昭和四十七年の政府見解」という)は、御指摘の①及び②の部分において、憲法第九条の下でも例外的に自衛のための武力の行使が許される場合があるという基本的な論理を示した上で、御指摘の③の部分において、これに当てはまる場合は我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという当時の認識の下で、結論として、この基本的な論理に当てはまる例外的な場合としては、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるとしたものである。

一方、パワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器などの脅威等により我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続けている状況を踏まえれば、今後他国に対して発生する武力攻撃であつたとしてもその目的、規模、態様等によつては、我が国の存立を脅かすことも現実に起こり得る。「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」(平成二十六年七月一日閣議決定。以下「本閣議決定」という)で示した「武力の行使」の三要件は、こうし

た問題意識の下に、現在の安全保障環境に照らして慎重に検討した結果、このような昭和四十七年の政府見解の①及び②の基本的な論理を維持し、この考え方を前提として、これに当てはまる例外的な場合として、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるとしてきたこれまでの認識を改め、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」場合もこれに当てはまるとしたものである。昭和四十七年の政府見解について、基本的な論理にまで遡って検討したのは本閣議決定に至る過程での検討が初めてであるが、本閣議決定は、国際法上集団的自衛権の行使として認められる他国を防衛するための武力の行使それ自体を認めるものではなく、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として、一部、限定された場合において他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とする武力の行使を認めるにとどまるものである。したがつて、これまでの政府の憲法解釈との論理的整合性及び法的安定性は保たれている。

徴兵制に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年六月二十五日

中西 健治
参議院議長 山崎 正昭殿

徴兵制に関する質問主意書

政府は、徴兵制について、昭和五十五年八月十五日

和五十五年政府答弁書という。一及び二についてにおいて、「一般に、徴兵制度とは、国民をして兵役に服する義務を強制的に負わせる国民皆兵制度であつて、軍隊を常設し、これに要する兵員を毎年徴集し、一定期間訓練して、新陳交代させ、戦時編成の要員として備えるものをいうと理解している。このような徴兵制度は、我が憲法の秩序の下では、社会の構成員が社会生活を営むについて、公共の福祉に照らし当然に負担すべきものとして社会的に認められるようなものでないのに、兵役といわれる役務の提供を義務として課されるという点にその本質があり、平時であると有事であるとを問わず、憲法第十三条、第十八条などの規定の趣旨からみて、許容されるものではないと考える。」として、軍隊であること、兵員を新陳交代させるものであること、兵役という役務の提供の義務付けに本質があることを前提に、徴兵制度は憲法上許容されない旨答弁している。

しかし、政府は、平成十八年十二月一日の政府答弁書(内閣衆質一六五第一七二号)一及び四についてにおいて、「軍隊については、その定義が一義的に定まっているわけではないと承知しているが、自衛隊は、外国による侵略に対し、我が国を防衛する任務を有するものの、憲法上自衛のため必要最小限度を超える実力を保持し得ない等の制約を課せられており、通常の観念で考えられる軍隊とは異なるものと考えている。」として、自衛隊は軍隊とは異なる旨答弁している。そのため、徴兵制の前提となる「軍隊」と自衛隊の関係が問題となる。

また、昭和五十五年政府答弁書は、兵員を新陳交代させることを徴兵制度の前提としているため、新陳交代に当たらない一時的臨時的な戦時編成の要員としての徴集と、憲法第十三条、第十八条などの規定との関係が問題となる。

加えて、緊急時には兵役以外の義務が国民に課

平成二十七年七月八日 参議院会議録第三十一号

質問主意書及び答弁書

されているため、これらの義務と憲法第十三条第十八条などの規定との関係も問題となる。

さらに、兵役の義務は、大日本帝国憲法下において臣民の義務（大日本帝国憲法第二十條）として定められていたところ、日本国憲法への改正（大日本帝国憲法第七十三條）の過程で廃止されたものである。そのため、日本国憲法を改正（日本国憲法第九十六條）することで、改めて兵役の義務を設けることも考えられる。

以下、質問する。

一 自衛隊は、徴兵制の前提となる「軍隊」に当たるか。仮に当たらないとした場合、自衛隊の業務の全部又は一部を国民の義務として課すことは、憲法上許容されるか。その理由とともに明らかにされたい。

二 新陳交代を前提としない一時的臨時的な戦時編成要員の徴集は、徴兵制に当たるか。仮に、当たらないとした場合、一時的臨時的な戦時編成要員の徴集は、憲法第十三条、第十八条などの規定に反しないか。その理由とともに明らかにされたい。

三 自衛隊法第八十九条第一項では、治安出動により出動を命じられた自衛隊の自衛官の職務の執行について警察官職務執行法の規定を準用すると定めていることから、当該自衛官は職務の執行に当たり、その場に居合わせた者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置を取ることを命じることができる（警察官職務執行法第四条第一項）。このような国民の義務を定めることは憲法第十三条、第十八条などの規定に反しないか。その理由とともに明らかにされたい。

四 日本国憲法の改正により兵役の義務を設けることは、憲法上許容されるか。憲法改正の限界を逸脱しないかという点を明らかにされたい。右質問する。

平成二十七年七月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員中西健治君提出徴兵制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員中西健治君提出徴兵制に関する質問に対する答弁書

一及び二について

政府としては、衆議院議員稲葉誠一君提出徴兵制問題に関する質問に対する答弁書（昭和五十五年八月十五日内閣衆答九二第四号）一及び二について等で累次にわたってお答えしているとおり、一般に、徴兵制度とは、国民をして兵役に服する義務を強制的に負わせる国民皆兵制度であつて、軍隊を常設し、これに要する兵員を毎年徴集し、一定期間訓練して、新陳交代させ、戦時編制の要員として備えるものをいうと理解している。このような徴兵制度は、我が憲法の秩序の下では、社会の構成員が社会生活を営むについて、公共の福祉に照らし当然に負担すべきものとして社会的に認められるようなものでないのに、兵役といわれる役務の提供を義務として課されるという点にその本質があり、平時であること有事であることを問わず、憲法第十三条、第十八条などの規定の趣旨からみて、許容されるものではないと解してきている。お尋ねの「新陳交代を前提としない一時的臨時的な戦時編成要員の徴集の意味するところが必ずしも明らかではないが、いづれにせよ、自衛隊にこのような制度を導入することは許容されるものではないと考えられる。

三について

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十九条第一項において準用する警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）第四条第一項は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼ

し、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある危険な事態がある場合において、その場に居合わせた者等に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命ずることができ旨を規定しているものであり、公共の福祉の観点から必要かつ合理的な範囲内で国民の権利を制限するものにとどまることから、憲法の規定に違反するものではないと考えている。

四について

お尋ねは、憲法改正を前提とするものであると考えられるところ、憲法改正は、国会が発議し、国民投票により決せられるものであることから、政府においては、お答えすることは差し控えたい。

漢方医学と漢方薬を日本と世界に全面展開することに關する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年六月二十九日

山本 太郎

参議院議長 山崎 正昭殿

漢方医学と漢方薬を日本と世界に全面展開することに關する質問主意書

一 国際標準化機構（ISO）が定める国際規格について

1 今年六月に、中国北京で開催された国際標準化機構（ISO）の伝統中薬標準化技術委員会（TC249）において、東洋伝統医学の正式名称が、伝統中医学（TCM=Traditional Chinese Medicine）に決定されたと報道されているが、それは事実か。

事実とすれば、その決定に至る経緯を、日本と韓国のとつた行動も含めて、詳細に示されたい。

2 前記一の1の決定により日本の漢方医学、韓国の韓医学はどのような影響を受けるのか、政府の見解を明らかにされたい。

また、中国の標準化国家戦略に対して、日本の漢方医学・漢方薬をどのようにして守り、発展させていくのか、政府の見解を明らかにされたい。

3 中国と韓国は、東洋伝統医学の国際標準化に対して、政府の担当組織をつくり、国家予算も投じている。それに対して、日本政府の対応はあまりにも立ち遅れているのではないかと、政府の見解を明らかにされたい。

また、この立ち遅れに関して、今後はどのようにして、中国・韓国に対する競争力を強化していくつもりなのか、政府の見解を明らかにされたい。さらに、支援体制及び予算措置の現状を示されたい。

4 ISOとは別に、世界保健機関（WHO）での疾病及び関連保健問題の国際統計分類（ICD）の改定作業における日本の伝統医学である漢方医学・漢方薬の現在の扱いはどうなっているのか、示されたい。また、同改定作業に対する政府の支援体制と、WHOが指定した日本における協力センターの活動、そして今後の政府の支援方針を明らかにされたい。

5 TC249において、北里大学東洋医学総合研究所と富士通グループによる、ICTを用いた漢方医学の取組が提案された。この提案に至る経緯と現状について、政府の承知するところを示されたい。また、この提案に対する政府の評価と、政府としての支援方針について、見解を明らかにされたい。

二 超高齢社会における漢方医学と漢方薬の重要性について

1 日本独自の発展をとげた、日本の伝統医学である漢方医学・漢方薬は、「人間を診る全

人医療であり、病気が発病する前の「未病」の段階からの予防・健康増進に大きな効果がある。日本は、同一の医師免許で、西洋医学と漢方医学を併用することができるので、総合医として受診者に対応することができる。超高齢社会における日本の医療は、西洋医学と漢方医学を車の両輪として位置付けることが重要だと思ふが、政府の見解如何。

2 漢方薬は西洋薬と比べて、薬価が非常に安く、副作用も少ない。また、薬局の薬剤師に相談するなどして、セルフメディケーションとして、漢方薬の市販薬を利用することもできる。超高齢社会における、予防・健康増進と治療に漢方薬を活用することは、医療の質を高めつつ、医療費の抑制にもつながると考えるが、政府の見解如何。

3 新型インフルエンザ対策として、治療薬タミフル、リレンザが備蓄されているが、期限切れによる大量の廃棄処分が問題となっている。漢方薬の麻黄湯は、特にインフルエンザの初期の諸症状に対して、タミフル、リレンザ、イナビル、ラピアクタ等と同等以上に有効であると思ふが、政府の見解如何。また、麻黄湯をタミフル、リレンザ、イナビル、ラピアクタとともに抗インフルエンザ薬とし、予防投与や備蓄の対象とすべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

4 漢方薬では、大腸がんの手術後の腸閉塞予防に、大建中湯が有効であることが知られており、米国でも注目されている。この大建中湯の有効性について、政府の評価を示されたい。また、認知症に効果がある抑肝散と釣藤散、更年期障害に効果がある桂枝茯苓丸、当帰芍薬散及び加味逍遙散、こむらがえりに効果がある芍薬甘草湯について、それぞれの有効性に対する政府の評価を示されたい。

5 漢方薬の薬価は、開発費に巨額の費用がか

かる西洋薬と同じような基準で算定され、基本的に下がり続けている。厚生労働省は医療上の必要性が高く、原料が高騰するなどの理由で薬価が生産コストなどの原価を下回っている不採算品目については薬価の引上げを行うとしているが、そもそも漢方薬の薬価の算定基準は、西洋薬の算定基準とは切り離して、コストプラス適正利潤を基準として算定すべきだと思ふが、政府の見解を明らかにされたい。

三 クールジャパン、成長戦略としての漢方医学・漢方薬について

1 政府の成長戦略としてのクールジャパン戦略とは、「日本の魅力を世界へ発信し、世界の成長を取り込むことで、我が国の経済成長につなげることを目的とした取組であり、日本全体のブランド戦略の一環でもある」、「伝統的な魅力を再発見・再編集して発信・展開する事業者が活躍し、競争と新陳代謝が促進されることで、我が国経済が活性化していくことが期待される」ものだと、「クールジャパン戦略推進会議」報告書に記述されている。日本独自に発展した伝統医学であり、世界でも注目されている日本の漢方医学と漢方薬こそ、クールジャパン戦略、日本全体のブランド戦略にふさわしいものとして、我が国の成長戦略、輸出戦略、クールジャパン戦略に取り入れるべきであると考えるが、政府の見解如何。

2 日本の漢方医学・漢方薬を、日本ブランドとして世界に展開するには、漢方薬の原料である生薬の国内栽培が必要不可欠となる。大部分を中国産に依存することによる、原料生薬の量の不足、価格高騰を防ぐだけでなく、日本ブランドの漢方薬には世界最高の品質と安全性が求められるからである。その生薬の国内栽培には、日本の中山間地

域が適地となる場合が多い。中山間地域の高付加価値農業として、漢方薬の原料である生薬の国内栽培に、地域再生・地方創生のための成長戦略としても取り組むべきだと考えるが、政府の見解如何。

3 生薬には、多くの薬草とともに、キハダ、コウボク、ビワ、メグスリノキ、クロモジなど、樹木・樹皮に由来するものも数多く存在する。これら森林内での原料生薬の生産を推進することについて、特に森林組合の役割が重要と考えるが、政府の見解如何。

さらに、森林内での原料生薬の生産を推進することについて、これまでの政府の取組の状況、今後の推進の方針について示された

4 二〇一三年十二月、神奈川県、富山県及び

奈良県が協力して、国内有力企業が参加する一般社団法人漢方産業化推進研究会が設立された。同研究会は「日本再興戦略に資する漢方を通じて国家戦略特区」の提言を行ったとのことであるが、この件を政府は承知しているか、また、どのように対応したのか。このような取組は、クールジャパン、成長戦略の推進にとって有効な取組の一つと考えるが、政府の見解如何。

5 世界最高の品質（有効性）と安全性を備えた日本ブランドの漢方薬を世界に展開するには、現行の日本薬局方では十分との議論がある。最低限の品質を保証するだけでなく、高品質の評価（等級判断なども含めて）が可能となるような日本薬局方の改正をすべきだと思ふが、現在その予定はあるか。

また、生薬の等級判断も含めた高品質の評価を行うべきであるとの考えについて、政府の見解を明らかにされたい。

漢方医学・漢方薬の全面展開についての政府の推進・支援体制について

1 厚生労働省においては、現在、漢方を推進する専門組織が存在しない。これは、国際標準化競争においても、超高齢社会における活用においても、クールジャパン戦略の展開においても、重大な日本政府の問題点であると考えられる。可及的速やかに、厚生労働省に「漢方推進室」を設立すべきだと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

2 文部科学省には、高等教育の医学・薬学における漢方医学・漢方薬教育の更なる充実が求められる。高等教育の医学・薬学における漢方医学・漢方薬教育の現状に関する政府の見解を明らかにするとともに、今後の取組の方針を示されたい。

3 農林水産省では、日本の漢方薬メーカーが自ら国内で生薬栽培を行っている事例がどのくらいあると把握しているのか示されたい。また、厚生労働省との共催による漢方生薬関係団体、生産者団体、主産県等の参加する薬用作物に関する情報交換会のこれまでの経緯とその成果を示されたい。さらに、強い農業づくり政策の一環として生薬の国内栽培は位置付けられているのか。加えて、これら以外にも農林水産省として、生薬の国内栽培の推進に取り組んでいる事例があるのか、政府の今後の取組の方針も含めて示されたい。

4 経済産業省は、国際標準化競争に勝ち抜くだけでなく、日本の漢方医学・漢方薬の産業化、ICT化、輸出戦略、他業種有力企業の参入等も含めて、厚生労働省及び農林水産省と協力しつつ、経済産業省自らも積極的に漢方医学・漢方薬の産業化・輸出戦略に取り組むべきだと思ふが、政府の見解如何。

5 内閣官房の知的財産戦略推進事務局、新型インフルエンザ等対策室、社会保障改革担当室、日本経済再生総合事務局、健康・医療戦略室、まち・ひと・しごと創生本部事務局、

内閣府の地方創生推進室等においても、それぞれの立場において、漢方医学・漢方薬の推進・支援に取り組むことを検討すべきであると思うが、政府の見解如何。

特に、内閣府の地域活性化伝道師の中には、生薬の国内栽培の専門家が六名いると認識するが、どのような活動を行ったのか、また、今後どのように活用していくのか、政府の見解を明らかにされたい。

平成二十七年七月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員山本太郎君提出漢方医学と漢方薬を日本と世界に全面展開することに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本太郎君提出漢方医学と漢方薬を日本と世界に全面展開することに関する質問に対する答弁書

一の1について

本年六月に北京において開催された国際標準化機構(以下「ISO」という。)の伝統医学についての専門委員会(C249)(以下「専門委員会」という。)において、専門委員会の名称が伝統中医学(TCM: Traditional Chinese Medicine)に決定されたことは事実である。

お尋ねの決定に至る経緯としては、まず、専門委員会の開催に先立ち、専門委員会の名称について特に関係が深い日中韓で事前協議したものの合意に至らず、専門委員会の場において他国も含めた意見を求めることとなったものである。その後、専門委員会においては、我が国が提案した案も含め、各国から提案された八案について、参加した十二か国が投票を行い、当該投票における上位の二案で再度投票を行ったところ、専門委員会の正式名称を伝統中医学とす

ることについて決議されたと承知しているが、我が国は決選投票を棄権している。なお、投票は無記名投票であるため、各国の詳細な行動については、把握していない。

一の2及び3について

東洋伝統医学の正式名称が伝統中医学に決定されたことについては、当該決定についてはあくまで専門委員会の名称について決定されたものであり、現時点で我が国の医療の内容に特段の影響があるとは考えていない。なお、お尋ねの「韓国の韓医学」への影響については、政府として把握しておらず、お答えすることは困難である。

また、御指摘の「中国の標準化国家戦略」及び「東洋伝統医学の国際標準化」の意味するところが必ずしも明らかでないため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、政府としては、漢方医学及び漢方薬についてもその活用を図ることは重要であると考えており、産業界及び学会の専門家や政府関係者等で構成する日本東洋医学サミット会議における日本から提案する国際標準案の作成、他国からの提案に対する対応及びISOの国際会議への出席等に対して必要な財政的支援を行っているところである。

一の4について

お尋ねの世界保健機関(以下「WHO」という。)の疾病及び関連保健問題の国際統計分類(ICD)については、現在、第十一回の修正版(以下「ICD-11」という。)の作成に向けた作業が進められているが、ICD-11において初めて伝統医学の分類項目が加えられ、ここに我が国の漢方医学分野も取り入れられることとなっている。

我が国は、伝統医学を実践する主要国の一つであり、厚生労働省は、ICD-11を作成するためWHOに設置された伝統医学分野の専門部会等に担当者派遣し、我が国の漢方医学の考

え方が反映できるよう当該専門部会の共同議長である国内の専門家を支援してきたところである。また、我が国におけるWHO国際統計分類協力センターは、ICD-11作成に向けた検証や準備作業において、分類項目の提案、翻訳等の協力をしてきたところであり、こうした支援について引き続き取り組んでまいりたい。

一の5について

御指摘の「北里大学東洋医学総合研究所と富士通グループによる、ICTを用いた漢方医学の取組」については、二者が協働して、漢方医が経験的・感覚的に実施している腹部触診に係る診断を客観化するための国際標準案を提案したものであるが、現在、専門委員会の了承は得られていないものと承知している。また、当該提案について、現時点で政府としての評価及び支援方針を決定しているものではない。

二の1について

御指摘の「西洋医学と漢方医学を車の両輪として位置付けること」の意味するところが必ずしも明らかでないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

二の2について

お尋ねの「漢方薬を活用すること」が「医療の質を高めつつ、医療費の抑制にもつながる」かについては、治療等の内容が個別の状況により様々であるため、一概にお答えすることは困難である。

二の3について

御指摘の麻黄湯については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。)第十四条第一項の規定に基づき、「インフルエンザ(初期のもの)」が効能又は効果として承認されている製品があるが、「インフルエンザの初期の諸症状」に対する麻黄湯の有効性を、タミフル、リレンザ、イナビル及びラ

ピアクタの有効性と比較した評価は、当該承認に係る審査の過程では行われておらず、お尋ねについてお答えすることは困難である。

また、麻黄湯は、インフルエンザの予防の効能について同項の規定に基づく承認を受けていないため、予防投与の対象とすることはできない。

さらに、麻黄湯については、平成二十四年十二月二十一日の第五回新型インフルエンザ等対策有識者会議医療・公衆衛生に関する分科会において、効能がインフルエンザの初期に限られない等、全てのインフルエンザ患者に適応できない等の意見が有識者委員からあったことを踏まえ、備蓄の対象としないこととしたところである。

二の4について

お尋ねについて、大建中湯については「腸閉塞予防」が、抑肝散及び釣藤散については「認知症」が、それぞれ法第十四条第一項の規定に基づき効能又は効果として承認されている製品はないため、有効性の評価についてお答えすることは困難である。また、桂枝茯苓丸、当归芍薬散及び加味逍遙散については「更年期障害」が、芍薬甘草湯については「こむらがり」が、それぞれ同項の規定に基づき効能又は効果として承認されている製品があり、それぞれについて有効性があると判断している。

二の5について

現行薬価基準制度における新薬の価格設定については、昭和五十七年九月の中央社会保険医療協議会の答申に基づき、類似薬効比較方式を原則とし、比較対照薬を選定できないものは原価計算方式により算定することとしているところであり、御指摘の「そもそも漢方薬の薬価の算定基準は、西洋薬の算定基準とは切り離して、コストプラス適正利潤を基準として算定」することについては考えていない。

三の1及び4について

漢方について、御指摘の「政府の成長戦略としてのクールジャパン戦略」等に位置付けることについては、現時点では考えていない。また、御指摘の「日本再興戦略に資する漢方を通じた国家戦略特区」の提言があったことについては承知しているが、現時点で政府として特段の対応は行っていない。

三の2について

政府としては、中山間地域における薬用作物の栽培は重要であると認識しており、「日本再興戦略 改訂二〇一四」(平成二十六年六月二十四日閣議決定)及び「日本再興戦略 改訂二〇一五」(平成二十七年六月三十日閣議決定)において、薬用作物の生産振興を図ることとされているところである。

三の3について

森林内において、薬用作物であるキハダヤクロモジを生産している森林組合もあり、地域の森林に対する知見を有する森林組合の活動がこうした薬用作物の生産の推進に重要な役割を果たしているものと考えている。

また、平成二十七年年度予算においては、森林・林業再生基盤づくり交付金及び森林・山村多面的機能発揮対策交付金において、森林組合等が行う薬用作物の生産に必要な薬草、樹木等の植栽、保育等を支援の対象としており、政府としては、引き続き、地域の実情に応じた森林内での薬用作物の生産の推進を図っていく考えである。

三の5について

お尋ねの「高品質の評価(等級判断なども含めて)」及び「生薬の等級判断も含めた高品質の評価」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。なお、先の答弁書(平成二十七年六月十九日内閣参画一八九第一六〇号)五についてでお答えしたとおり、性状に関する基準や異物、残留農薬、重

金属、ヒ素等の純度試験に関する基準等については、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いた上で、日本薬局方(平成二十三年厚生労働省告示第六十五号)において生薬ごとに定めている。これらの基準については、最新の科学的な知見を踏まえたものとなるよう、五年に一度は全面改正するとともに、必要に応じて随時改正しているところである。

四の1について

漢方については、厚生労働省において、その内容に応じて所管部局が適切に対応しており、御指摘の「漢方推進室」の設置については考えていない。

四の2について

文部科学省においては、医学部及び修業年限が六年の薬学部における教育内容のガイドラインとして、それぞれ「医学教育モデル・コア・カリキュラム」及び「薬学教育モデル・コア・カリキュラム」を作成し、身に付けておくべき能力として、漢方薬の特徴や使用の現状について概説できること等を盛り込んでいる。同省としては、関係大学に対して、これらを踏まえた適切な教育の実施を求めてまいりたい。

四の3について

お尋ねの「日本の漢方薬メーカーが自ら国内で生薬栽培を行っている事例」の件数については、把握していない。

薬用作物の生産振興に当たっては、生産者と漢方薬メーカーとの情報交換が重要であることから、平成二十四年度から、農林水産省と厚生労働省との共催により薬用作物に関する情報交換会を開催し、薬用作物をめぐる状況や生産拡大に向けた課題等について、情報共有を図っているところである。

また、お尋ねの強い農業づくり政策については、その意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

農林水産省においては、平成二十七年年度予算において、薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業により薬用作物の栽培技術の実証に対して支援を行う等の施策を講ずることにより、薬用作物の国内栽培の推進に取り組んでいるところであり、引き続き、薬用作物の生産振興を図ってまいりたい。

四の4について

御指摘の「日本の漢方医学・漢方薬の産業化、ICT化、輸出戦略、他業種有力企業の参入等」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

四の5について

御指摘の漢方医学及び漢方薬については、内閣官房及び内閣府の関係部局において、それぞれの立場から、必要に応じて、関係省庁とも連携及び協力してまいりたい。

また、御指摘の「地域活性化伝道師」については、薬用植物などの知見を有する者として七名が登録されており、平成二十四年度から平成二十六年年度までの過去三年間に、薬用植物の栽培などについての現地指導などを目的に二地域に「地域活性化伝道師」を派遣した。今後とも、地方公共団体等からの依頼や要望等を踏まえ、適切に対応してまいりたい。

昭和四十七年九月十四日の参議院決算委員会における吉國內閣法制局長官答弁に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年六月二十九日

中西 健治

参議院議長 山崎 正昭殿

昭和四十七年九月十四日の参議院決算委員会における吉國內閣法制局長官答弁に関する質問主意書

政府は、平成二十七年六月九日の「新三要件の従前の憲法解釈との論理的整合性等について」において、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」(平成二十六年七月一日閣議決定で示された「武力の行使」の三要件(いわゆる新三要件)は、昭和四十七年十月十四日に参議院決算委員会へ政府が提出した「集団的自衛権と憲法との関係」で示された政府見解(以下「昭和四十七年の政府見解」という。))の基本的な論理を維持したものであると主張する。

そして、昭和四十七年の政府見解が提出されるきっかけとなった昭和四十七年九月十四日の参議院決算委員会において、吉國一郎内閣法制局長官(當時は「憲法の前文においてもそうでございませうし、また、憲法の第十三条の規定を見ましても、日本国が、この国土が他国に侵略をせられまして国民が非常な苦しみにおちいるということ」を放置するところまで憲法が命じておるものではない。第十二条からいいたしましても、生命、自由及び幸福追求に関する国民の権利は立法、行政、司法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする」と書いてございしますので、いよいよぎりぎりの最後のところでは、この国土がじゅうりんをせられて国民が苦しむ状態を容認するものではない。」との答弁を行っている(以下「吉國長官答弁」という。))。

吉國長官答弁に關して、私が本年六月十八日に「昭和四十七年の政府見解における「自衛の措置」及び「外国の武力攻撃に関する質問主意書」(第百八十九回国会質問第一七〇号。以下「本件質問主意書」という。)を提出したところ、本年六月二十六日の政府答弁書(内閣参画一八九第一七〇号)一についてで、「(吉國長官答弁における)「第十二条は、「生命、自由及び幸福追求に関する国民の

平成二十七年七月八日・参議院会議録第三十一号

質問主意書及び答弁書

四六

権利は立法、行政、司法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする旨を規定している憲法第十三条のことであると考えられる(以下「答弁①」という)。二について、「(吉國長官答弁における)「日本国が、この国土が他国に侵略をせられまして」及び「この国土がじゅうりんをせられて」という部分は、吉國一郎内閣法制局長官(当時)が、我が国に対する武力攻撃を念頭に置いて述べたものと認識している(以下「答弁②」という)。との答弁があった。

しかし、本件質問主意書で求めていた憲法第十二條から第十三條への訂正については、答弁①で「憲法第十三條のことであると考えられる」と述べるにとどまり、訂正するか否か明らかでない。とりわけ、吉國長官答弁は、昭和四十七年の政府見解の解釈を巡り、衆議院我が国及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員会においても度々言及されており、集団的自衛権を巡る今後の議論を整理する上で、議事録の訂正まで行う必要があると考える。

また、吉國長官答弁は、憲法前文及び第十三條の条文解釈という形をとっているため、答弁②で示された吉國內閣法制局長官の答弁に対する政府の認識(我が国に対する武力攻撃を念頭に置いて述べたもの)が、憲法前文及び第十三條の条文解釈にまで及ぶのが問題となる。

以下、質問する。

一 政府は、吉國長官答弁における「第十二條を「第十三條」に訂正しないのか。仮に訂正するのであれば、昭和四十七年九月十四日の参議院決算委員会の議事録も訂正する必要があると考ええるが、政府の認識はいかがか。

二 答弁②で示された吉國內閣法制局長官の答弁に対する政府の認識(我が国に対する武力攻撃を念頭に置いて述べたもの)は、吉國長官答弁における憲法前文及び第十三條の条文解釈にまで及ぶか。仮に、及ばないというのであれば、答弁②で示された政府の認識と吉國長官答弁に

における条文解釈の関係をいかに理解すればよいのか、明らかにされたい。
右質問する。

平成二十七年七月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員中西健治君提出昭和四十七年九月十四日の参議院決算委員会における吉國內閣法制局長官答弁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員中西健治君提出昭和四十七年九月十四日の参議院決算委員会における吉國內閣法制局長官答弁に関する質問に対する答弁書

一 について
先の答弁書平成二十七年六月二十六日内閣参質一八九第一七〇号。以下「先の答弁書」という。一についてでお答えしたとおりである。

二 について
お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、先の答弁書二についてでお答えしたとおり、御指摘の答弁の「日本国が、この国土が他国に侵略をせられまして」及び「この国土がじゅうりんをせられて」という部分は、吉國一郎内閣法制局長官(当時)が、我が国に対する武力攻撃を念頭に置いて述べたものと認識している。

昭和四十七年の政府見解における接続詞に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年六月二十九日

参議院議長 山崎 正昭殿
中西 健治

昭和四十七年の政府見解における接続詞に関する質問主意書

政府は、平成二十七年六月九日の「新三要件の従前の憲法解釈との論理的整合性等について」において、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について(平成二十六年七月一日閣議決定で示された「武力行使」の三要件(いわゆる新三要件)は、昭和四十七年十月十四日に参議院決算委員会へ政府が提出した「集団的自衛権と憲法との関係」で示された政府見解(以下「昭和四十七年の政府見解」という)の基本的な論理を維持したものである、と主張する。

政府が、「新三要件の従前の憲法解釈との論理的整合性等について」において引用する昭和四十七年の政府見解は、以下のとおりである。

①憲法は、第九条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が・・・平和のうちに生存する権利を有することを確認し、また、第一三條において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、・・・国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることから、わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄してはいないことは明らかであつて、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない(以下「①の論理」という)。

②しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないものであつて、それは、あくまで外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとらるべき必要最少限度の範囲にとどまるべきものである(以下「②の論理」という)。

③そうだとすれば、わが憲法の下で、武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであつて、したがつて、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない(以下「③の論理」という)。

そして、私が本年六月十八日に提出した「昭和四十七年の政府見解における「基本的論理」に関する質問主意書(第百八十九回国会質問第一七一七号)で、③の論理における「したがつて」という接続詞は、前の部分の命題から後の部分の命題を論理的に導く流れを表すものか、と尋ねたところ、本年六月二十六日の政府答弁書(内閣参質一八九第一七一七号。以下「本件答弁書」という)において、「御指摘の③の部分の「したがつて」という文は、この結論の部分において、「わが憲法の下で武力行使を行なうことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られる」と解する以上、これと同義のものとして、「他国に加えられた武力攻撃を阻止すること」をその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない」という関係にあることを表しているものと解される。」との答弁がなされた。

しかし、「したがつて」という接続詞は、「前の条件によつて順当にあつた事柄が起ることを表す」接続詞であり(デジタル大辞泉より)、本件答弁書が言及するような同義のものを導く接続詞とは解されない。仮に、同義のものを導くといつたのであれば、「つまり」あるいは「すなわち」といった接続詞が用いられるはずであり、「したがつて」という接続詞を用いることは本件答弁書の認識と矛盾するものといえる。

加えて、本件答弁書のような接続詞の読み方は、次の政府答弁とも矛盾を生ずるものである。

政府は、③の「そうだとすれば」という接続詞の解釈について、「②の部分では『外国の武力攻撃』とだけ記述されているということで、やはりその結論のところに至るまでの基本論理としては、そのところで既にその我が国に対する武力攻撃に限るという前提に立っているならば、これはもう先に結論を述べてしまっているわけで、③の部分は『そうだとすれば』にはならないはずである」ということとございます。(平成二十七年六月十一日の参議院外交防衛委員会における横島裕介内閣法制局長官の答弁)及び「端的に、②の部分の外国の武力攻撃がなぜ我が国に対する武力攻撃に限られないのかというお尋ねでございますけれども、そこで限るとしまして、あえて結論として、③、すなわち『そうだとすれば』という結論に至らない。③のところでもまさに、我が国に対する急迫不正の侵害に対処する場合に限られるということとで、そこで初めて我が国に対するということが出てくるということでございます。」(平成二十七年六月二十六日の衆議院我が国及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員会における横島裕介内閣法制局長官の答弁)と答弁している。

これらの政府答弁は、仮に②の論理における「外国の武力攻撃」を我が国に対する武力攻撃に限定して捉えるのであれば、②の論理の段階で憲法上許容される自衛権の行使は個別的自衛権に限られることとなるので、③の論理は②の論理と同じ内容を述べていることになり、③の冒頭に「そうだとすれば」という接続詞を用いることにはならないはずである、という意を表すものと理解される。

しかし、③の論理の「したがって」については、文言にこだわらず、「つまりあるいはすなわち」のような同義のものを導く接続詞として捉えるのに対して、「そうだとすれば」については、文言にこだわらず、前後における同義の関係を否定するよ

うな接続詞として捉えるのは、ダブルスタンダードの罠を免れないものであり、昭和四十七年の政府見解の恣意的な解釈を許すことになりかねない。

以下、質問する。

一 政府は、③の論理における「したがって」という接続詞を、「つまりあるいはすなわち」という接続詞へ訂正するべきではないか。仮に訂正を行わないのであれば、その理由を明らかにされたい。

二 ③の論理における「そうだとすれば」という接続詞を、前後の文意が同義の関係にあることを表す接続詞として読むことは可能か。仮にこのような読み方が不可能であるとすれば、「したがって」については、同義の関係にあることを表す接続詞と読む一方、「そうだとすれば」についてはそのような接続詞と読むことができない理由を明らかにされたい。

三 ③の論理の接続詞の解釈に当たって、「したがって」については、文言にこだわらず、同義のものを導く接続詞として捉える一方、「そうだとすれば」については、文言にこだわらず、前後における同義の関係を否定するような接続詞として捉えるのは、接続詞の解釈として平仄が合わないのではないか。仮に平仄が合うと解するのであれば、これらの接続詞の解釈の相違の整合性について、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十七年七月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員中西健治君提出昭和四十七年の政府見解における接続詞に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員中西健治君提出昭和四十七年の政府見解における接続詞に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

先の答弁書(平成二十七年六月二十六日内閣参質一八九第一七一号)でお答えしたとおりであり、「したがって」という接続詞を、「つまりあるいはすなわち」という接続詞へ訂正するべき」との御指摘及び「したがって」については、文言にこだわらず、同義のものを導く接続詞として捉える一方、「そうだとすれば」については、文言にこだわらず、前後における同義の関係を否定するような接続詞として捉えるのは、接続詞の解釈として平仄が合わない」との御指摘は当たらないものと考えている。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
三三六円	
三〇円	